

雇用保険電子申請事務センター及び大和町倉庫の

移転に係る改修工事

入 札 説 明 書

令和 7 年 9 月

岡 山 労 働 局

目 次

- 1 入札公告
- 2 現場説明書
- 3 付記事項
- 4 数量書
- 5 工事請負契約書（案）
- 6 現場説明等質問用紙
- 7 入札の流れ
- 8 入札書用紙等（様式1－1～様式9）、工事費内訳書、入札関係書類受領書、封筒記載例
- 9 監督職員一覧表
- 10 設計図書

1 入札公告

入 札 公 告

次のとおり一般競争入札に附します。

令和7年9月9日

支出負担行為担当官代理

岡山労働局総務部総務課長 川添 浩二

1 調達内容

- (1) 工 事 名 雇用保険電子申請事務センター及び大和町倉庫の移転に係る改修工事
- (2) 工事場所 岡山県岡山市北区西古松2-6-18
- (3) 工事内容 建築改修、電気設備、機械設備工事（詳細は設計図書による）
- (4) 工 期 令和7年11月4日（火）から令和8年2月3日（火）までの間
- (5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 電子調達システムの利用について

本案件は、電子調達システムにより行うこととする。

なお、電子調達システムによりがたい場合は、当局へ申し出を行い紙入札方式参加届を提出することにより、紙入札方式によることができる。

3 競争参加資格

- (1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- (2) 令和07・08年度厚生労働省競争参加資格審査（建設工事）において、中国地域の「建築一式」のC等級又はD等級に格付けされている者であること。（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更正手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、厚生労働省大臣官房会計課長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）
- (3) 次の各号に掲げる制度が適用される者にあつては、この入札の入札書類提出期限の直近2年間（ホ）及び（ハ）については2保険年度）の保険料について滞納がないこと。
 - (イ) 厚生年金保険 (ロ) 健康保険（全国健康保険協会が管掌するもの） (ハ) 船員保険 (ニ) 国民年金
 - (ホ) 労働者災害補償保険 (ヘ) 雇用保険注）各保険料のうち（ホ）及び（ハ）については、当該年度における年度更新手続を完了すべき日が未到来の場合にあつては前年度及び前々年度、年度更新手続を完了すべき日以降の場合にあつては当該年度及び前年度の保険料について滞納がない（分納が認められているものについては納付期限が到来しているものに限る。）こと。
- (4) 平成22年度以降に元請けとして完成・引き渡し完了した以下の要件を満たす同種工事の施工実績を有すること。（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率20%以上の場合のものに限る。）なお、当該施工実績が厚生労働省及び他省庁が発注した工事のうち500万円を超える請負工事に係る施工実績にあつては、「工事成績評定表」の評定点合計が65点未満のものを除くこと。
 - ・事務所の新築又は改修工事
- (5) 次に掲げる基準を満たす主任技術者または監理技術者を当該工事に配置できること。
 - ア 1級建築施工管理技士、2級建築施工管理技士またはこれと同等以上の資格を有するものであること。なお、「これと同等以上の資格を有する者」とは、一級建築士又は二級建築士の免許を有する者又は国土交通大臣若しくは建設大臣が1級建築施工管理技士又は2級建築施工管理技士と同等以上の能力を有すると認定した者である。
 - イ 平成22年度以降に上記(4)に掲げる基準を満たす完成・引渡が完了した工事で元請けとしての経験を有する者であること。なお、当該経験が厚生労働省及び他省庁が発注した工事のうち500万円を超える請負工事にあつては、「工事成績評定表」の評定点合計が65点未満のものを除くこと。

ウ 監理技術者にあつては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者又はこれに準ずるものであること。

エ 主任技術者または監理技術者については、直接的かつ恒常的な雇用関係があること。

- (6) 中国地域に建設業法に基づく本店、支店又は営業所を有すること。
- (7) 資格審査申請書又は添付書類に虚偽の事実を記載していないと認められる者であること。
- (8) 経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であり、適正な契約の履行が確保される者であること。
- (9) 厚生労働省から業務等に関し指名停止を受けている期間中でないこと。
- (10) 過去1年以内に、厚生労働省所管法令違反により行政処分等を受けていないこと。
- (11) その他予決令第73条の規定に基づき、支出負担行為担当官が定める資格を有する者であること。

4 入札説明書の交付場所等

- (1) 契約条項を示す場所及び問い合わせ先
〒700-8611 岡山市北区下石井1-4-1 岡山第2合同庁舎3階
岡山労働局総務部総務課会計第二係 河田
電話086-225-2011
- (2) 入札説明書の交付方法
岡山労働局ホームページ (<https://jsite.mhlw.go.jp/okayama-roudoukyoku/>) に掲載する。
〔調達・売払情報〕→〔入札情報〕
- (3) 入札説明書等の交付期間
本公告の日から令和7年10月3日（金）午後5時まで

5 入札書の提出場所等

- (1) 電子調達システムによる入札書類データ（証明書等）の受領期限及び紙入札参加届等書類（証明書等）の受領期限
令和7年10月6日（月）午後5時
- (2) 電子調達システムによる入札書の受領期限及び紙入札方式による入札書の受領期限
令和7年10月7日（火）午後4時
- (3) 開札の日時及び場所
令和7年10月8日（水）午前9時
岡山労働局（岡山市北区下石井1-4-1 岡山第2合同庁舎3階）
- (4) 電子調達システムのURL
<https://www.p-portal.go.jp/>
- (5) 入札等の問い合わせ先
上記4（1）に示す場所と同じ。
- (6) 紙入札方式による入札書等の提出先
上記4（1）に示す場所と同じ。

6 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨とする。
- (2) 入札保証金
会計法第29条の4及び予算決算及び会計令第77条の規定により免除する。
- (3) 契約保証金
会計法第29条の9及び予算決算及び会計令第100条の3の規定により免除する。
ただし、付割合を10分の3以上とする公共工事履行保証証券を付すこと。
- (4) 留意事項
担当者等から提出される本入札に係る契約関係書類については、事業者としての決定であること。もし、押印が省略された契約関係書類に虚偽記載等の不正が発覚した場合は、契約解除や違約金を徴取する場合があります。
- (5) 入札の無効
本公告に示した競争参加資格のない者の提出した入札書、入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書その他入札の条件に違反した者の提出した入札書は無効とする。

(6) 契約書作成の要否

契約書の作成を要す。原則、契約書の締結は電子契約によること。

(7) 落札者の決定方法

本公告に示した工事を施工できると支出負担行為担当官が判断した入札者であって、予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内であり、入札説明書で指定する性能、規格等の要件のうち、必須とした項目について基準をすべて満たしている入札者の中から、最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

(8) 落札者の氏名、住所及び落札価格等の落札結果については公表することとする。

(9) その他

詳細は現場説明書による。

2 現場説明書

現場説明書

1 工 事 名 雇用保険電子申請事務センター及び大和町倉庫の移転に係る改修工事

雇用保険電子申請事務センター及び大和町倉庫の移転に伴い庁舎改修工事を行うもの。

2 現場説明会 本件は、入札説明書、契約書案、図面、仕様書及び現場説明書（以下「設計図書等」という。）によるものとし、現場説明会は実施しない。

3 説明確認事項

1 開 札 日 時	令和 7 年 1 0 月 8 日（水） 午前 9 時
2 開 札 場 所	岡山労働局総務部総務課（岡山市北区下石井 1－4－1）
3 工 事 場 所	岡山県岡山市北区西古松 2－6－1 8
4 工 期	令和 7 年 1 1 月 4 日（火） から令和 8 年 2 月 3 日（火） まで 本工事は、受注者の円滑な工事施工体制の確保を図るため、事前に建設資材、労働者確保等の準備を行うことができる余裕期間を設定した工事である。余裕期間内は、主任技術者又は監理技術者を配置することを要しない。また、現場に搬入しない資材等の準備を行うことができるが、資材の搬入、仮設物の設置等、工事の着手を行ってはならない。なお、余裕期間内に行う準備は受注者の責により行うものとする。（余裕期間：契約締結日から令和 7 年 1 1 月 3 日まで） 低入札価格調査等により、上記の工事の始期以降に契約締結となった場合には、余裕期間は適用しない。
5 仕 様 書	別添「設計図書」のとおり
6 図 面 葉 数	別添「設計図書」のとおり
7 契 約 条 件	別添「工事請負契約書（案）」のとおり
8 指 導 事 項	別紙「現場説明事項」のとおり

現 場 説 明 事 項

入 札 条 件	1 入札について (1) 入札に当たっては、設計図書等をよく確認のうえ、入札書等を提出するものとする。 (2) この工事の入札に当たっては、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。 (3) この入札に参加を希望する者は、入札書の提出時に、支出負担行為担当官が別に指定する暴力団等に該当しない旨の誓約書を提出しなければならない。 2 入札参加者の提出書類 入札に参加しようとするものは、令和7年10月6日（月）午後5時までに入札参加資格確認申請・証明書等を岡山労働局総務部総務課会計第二係へ提出しなければならない。 3 入札保証金 免除 4 落札者の決定 落札者を決定したときは、落札者及び他の入札者に別途通知するものとする。
契 約 条 件	工事請負契約書（案）による。 ただし、次の各事項を補足する。 1 契約の保証について 予算決算及び会計令第100条の3第3項に基づき免除する。 ただし、付保割合を10分の3以上とする公共工事履行保証証券を付すこと。 2 監督職員 別添「監督職員一覧」のとおりとする。 3 条件変更等 (1) 施工数量と内訳数量調書に大幅な違いが生じた場合は、監督職員と協議するものとする。 (2) 疑義が生じた場合は、監督職員と協議の上、施工することとする。 4 請負代金内訳書及び工程表の提出

指 導 事 項	契約締結後、14日以内に設計図書に基づいて、請負代金内訳書及び工程表を作成し、発注者に提出し、その承認を受けなければならない。 5 その他 (1) 前金払を希望する場合は、支払準備期間が必要なため、契約後、請求を行う日の前月3日までに監督職員へ連絡をすること。 (2) 契約締結日の翌日から工事の始期までの期間（以下、余裕期間という）については、主任技術者又は監理技術者の設置を要しない。契約締結日の翌日から現場施工に着手するまでの期間については、発注者と受注者の間で書面により明確にした場合に限って、主任技術者又は監理技術者の工事現場での専任を要しない。 1 下請契約における受注者の指導について この契約に係る工事の的確な施工を確保するため、下請契約を締結しようとする場合、「建設産業における生産システム合理化指針」の趣旨により、下請契約における受注者の適正な選定、合理的な下請契約の締結、請負代金支払等の適正な履行、下請における社会保険加入等雇用管理指導を行い、本指針の遵守に努めること。 2 建設資材納入業者との契約について この契約に係る建設資材納入業者との契約にあたっては、当該業者の利益を不当に害しないよう公正な取引を確保するよう努めること。 3 労働者の確保について この契約にかかる建設労働者の確保及び適正な労賃の維持等による労働条件の改善に留意し、労働災害の防止には特段の注意を払うものとする。 4 団体等加入者の使用促進について 「土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法」（以下「法」という。）の目的に鑑み、法第12条に規定する団体等の設立状況を踏まえ、同団体等への加入者の使用を促進すること。 5 過積載による違法運行の防止対策について (1) 積載重量制限を越えて土砂等を積み込まず、また積み込ませないこと。 (2) さし枠装着車、ダンプ規制法の表示番号等の不表示車（以下「不表示車」という。）等に土砂等を積み込まず、また積み込ませないこと。 (3) 過積載車両、さし枠装着車、不表示車等から土砂等の引渡を受ける等、過積
---------	---

	載を助長することのないようにすること。 (4) 取引関係にあるダンプカー事業者が過積載を行い、又はさし枠装着車、不表示車等を土砂等運搬に使用している場合は、早急に不正状態を解消する措置を講ずること。 (5) 建設発生土の処理及び骨材の購入等に当たっては、下請事業者及び骨材納入業者の利益を不当に害することのないようにすること。 (6) 以上のことにつき、元請建設業者は下請建設業者を十分指導すること 6 建設業退職金共済制度への加入等 (1) 建設業者は、自ら雇用する建設業退職金共済制度（以下「建退共制度」という。）の対象労働者に係る共済証紙を購入し、当該労働者の共済手帳に共済証紙を貼付すること。 (2) 建設業者が下請契約を締結する際は、下請業者に対して、建退共制度の趣旨を説明し、下請業者が雇用する建退共制度の対象労働者に係る共済証紙をあわせて購入して現物により交付すること、又は建退共制度の掛け金相当額を下請代金中に算入することにより、下請業者の建退共制度への加入並びに共済証紙の購入及び貼付を促進すること。 (3) 建設業者は、建退共制度の発注者用掛金収納書（以下「収納書」という。）を工事契約締結後 1 か月以内に支出負担行為担当官岡山労働局総務部長に提出すること。 なお、工事契約締結当初は工事製作の段階であるため建退共制度の対象労働者を雇用しないこと等の理由により、期限内に当該工事に係る収納書を提出できない事情がある場合においては、あらかじめその理由及び共済証紙の購入予定時期を書面により申し出ること。 (4) 建設業者は、(3) の申し出を行った場合、請負代金額の増額変更があった場合等において、共済証紙を追加購入したときは、当該共済証紙に係る収納書を工事完成時まで提出すること。なお、(3) の申し出を行った場合又は請負代金額の増額変更があった場合において、共済証紙を追加購入しなかったときは、その理由を書面により申し出ること。 (5) 共済証紙の購入状況を把握するため必要があると認めるときは、共済証紙の受払簿その他関係資料の提出を求めることがあること。 (6) 建退共制度に加入せず、又は共済証紙の購入若しくは貼付が不十分な建設業
--	---

	者については、指名等において考慮することがあること。 (7) 下請業者の規模が小さく、建退共制度に関する事務処理能力が十分でない場合は、元請業者に建退共制度への加入手続き、共済証紙の共済手帳への貼付等の事務処理を委託する方法もあるので、元請業者においてできる限り下請業者の事務の受託に努めること。 7 建設業法等の遵守について (1) 建設業法（昭和24年法律第100号）に違反する一括下請その他不適切な形態の下請契約を締結しないこと。 (2) 建設業法第26条の規定により請負業者が工事現場ごとに設置しなければならない専任の主任技術者又は専任の監理技術者については、適切な資格、技術力等を有する者（他の工事現場に係る職務を兼務せず、常時継続的に当該工事現場に係る職務にのみ従事する者で、請負業者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあるものに限る）を配置すること。 (3) 請負者が工事現場ごとに設置しなければならない専任の監理技術者のうち、当該建設工事に係る建設業が指定事業である場合の監理技術者は、建設業法第15号第2号イに該当する者又は同号ハの規定により国土交通大臣が同号イに掲げる者と同等以上の能力を有するものと認定されたもので、監理技術者資格証書の交付を受けているものを配置すること。この場合において、発注者から請求があったときは、資格者証を提示すること。 (4) 上記（1）（2）及び（3）のほか、建設業法等に抵触する行為は行わないこと。 8 建設業からの暴力団排除の徹底について (1) 岡山労働局が発注する建設工事の施工において、暴力団員等による不当要求及び工事妨害（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、断固としてこれを拒否し、不当介入があった時点で速やかに警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行うこと。 (2) (1) により警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行った場合には、速やかにその内容を記載した書面により発注者に報告すること。 (3) 暴力団員等による不当介入を受けたことにより工程に遅れが生じた場合は、発注者と協議を行うこと。 9 労働基準法等の遵守
--	--

	(1) この契約に係る工事の施工にあたっては、労働基準法施行令改正の趣旨に則り、労働時間について遵守するよう努めなければならない。また、工期設定においては、雨天、休祭日、官公庁の土曜閉庁、工期が夏季にかかる場合は夏季休暇、工期が年末・年始にかかる場合は、年末年始休暇を考慮している。 (2) 労働安全衛生法関係法令を遵守し労働災害の防止に努めること。 (3) 労働保険料及び社会保険料を期日までに納付していること。 10 排ガス対策の取扱いについて エンジン出力7.5kw以上260kw以下のディーゼルエンジンを搭載したバックホウ、トラクターショベル(車輪式)、ブルドーザー、発動発電機(可般式)、空気圧縮機(可般式)、油圧ユニット、ローラ類、ホイールクレーンを使用する際は、排出ガス対策型建設機械を使用しなければならない。 なお、排出ガス対策型建設機械を調達できない場合は、排出ガス浄化装置を装着した建設機械を使用すれば排出ガス未対策型の建設機械でも排出ガス対策型建設機械と同等とみなす。 11 火災保険等の付保する時期、金額及び期限 (1) 普通火災保険等に付すべき時期及び金額は、次によるものとする。 イ 工事出来高(検査済み工事材料を含む)が、50%になったとき、請負代金の80%相当額の保険に付することとし、さらに工事出来高(検査済み工事材料を含む)が80%になったとき、請負代金相当額の保険金額となるよう付保すること。 なお、木造の対象物に対しては、工事出来高(検査済み工事材料を含む)が20%になったとき、請負代金相当額の保険金額となるよう付保すること。 ロ 付保する場合は、速やかに契約を行うこと。また初回の付保時期において請負代金額相当の保険金額を付保することが出来るものとする。 (2) 建設工事保険、組立保険を付保する場合は上記(1)に準ずるものとする。 (3) 保険の期限は、工事完成期限に14日を加えた期日までとする。ただし、工事が延長した場合は、その期限も遅延日数に応じて延長するものとする。 (4) 修繕又は模様替等の工事は次によるものとする。 イ 付保の範囲は建物の内装部分とし、建物の外装部分(防水工事、外装改修)は除くものとする。
--	--

	ロ 請負契約の工事の範囲については、請負契約金額に相当する補償額となる保険契約を対象とし、工事の着手前に、保険契約を締結するものとする。 ハ 既設建物の工事範囲外については、付保しないものとする。ただし、特に必要と認めた場合はこの限りではない。 12 安全対策 工事車両の出入りについては、通行整理及び道路清掃を含め安全確保に努めること。 13 環境対策等 ① 本工事の施工にあたり、近隣住民への騒音・振動等に十分配慮すること。 ② 本工事の施工にあたり、粉じん等の飛散防止に配慮すること。 ③ 本工事の施工にあたり、近隣住民からの苦情等が発生した場合には、迅速適正に対応すること。 14 建設副産物の処理 関係法令に従い適切に処分すること。 15 その他 (1) 本工事の監督にあたっては、前記「契約条件2」の監督職員のほか、国土交通省中国地方整備局岡山営繕工事事務所の職員等を補助者として立ち合わせることがある。 (2) 落札者は、建設業法（昭和24年法律第100号）第20条の2第2項の規定に基づき、工期又は請負代金の額に影響を及ぼす事象が発生するおそれがあると認めるときは、落札決定から請負契約を締結するまでに、契約担当官等に対して、その旨を当該事象の状況の把握のため必要な情報と併せて通知すること。
--	---

3 付記事項

付 記 事 項

この入札説明書は、本件入札に関し、会計法その他関係法令に関するもののほか、一般競争入札に参加する者（以下「入札参加者」という）が熟知し、かつ、遵守しなければならない事項を明らかにするものである。

1 入札に関する事項

- (1) 調達件名 雇用保険電子申請事務センター及び大和町倉庫の移転に係る
改修工事
- (2) 仕 様 設計図書のとおり
- (3) 工 期 令和7年11月4日（火）から令和8年2月3日（火）までの間
本工事は、受注者の円滑な工事施工体制の確保を図るため、事前に建設資材、労働者確保等の準備を行うことができる余裕期間を設定した工事である。余裕期間内は、主任技術者又は監理技術者を配置することを要しない。また、現場に搬入しない資材等の準備を行うことができるが、資材の搬入、仮設物の設置等、工事の着手を行ってはならない。なお、余裕期間内に行う準備は受注者の責により行うものとする。（余裕期間：契約締結日から令和7年11月3日まで）
低入札価格調査等により、上記の工事の始期以降に契約締結となった場合には、余裕期間は適用しない。
- (4) 場 所 岡山県岡山市北区西古松2-6-18

2 入 札

落札者の決定は、最低価格落札方式をもって行う。

入札参加者は、設計図書等を熟読のうえ入札しなければならない。

この場合において、関係書類に疑義があるときは、令和7年10月6日（月）午後5時までの間、関係職員に説明を求めることができる。ただし、入札書を提出した後においては、関係書類についての不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。

- (1) 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に課税対象額の100分の10に相当する額を加算した金額（1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り

捨てた額)をもって落札価格とするので、入札参加者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること(※入札書に記載する金額には消費税を含めないこと)。

3 入札保証金及び契約保証金

予算決算及び会計令第77条第1項第2号、第100条の3第1項第3号に基づき免除とする。ただし、付保割合を10分の3以上とする公共工事履行保証証券を付すこと。

4 入札参加資格

(1) 予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。)第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

(2) 令和07・08年度厚生労働省競争参加資格審査(建設工事)において、中国地域の「建築一式」のC等級又はD等級に格付けされている者であること。(会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更正手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、厚生労働省大臣官房会計課長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。)

(3) 次の各号に掲げる制度が適用される者にあつては、この入札の入札書類提出期限の直近2年間(ホ)及び(ハ)については2保険年度)の保険料について滞納がないこと。

(イ) 厚生年金保険 (ロ) 健康保険(全国健康保険協会が管掌するもの) (ハ) 船員保険
(ニ) 国民年金 (ホ) 労働者災害補償保険 (ヘ) 雇用保険

注) 各保険料のうち(ホ)及び(ヘ)については、当該年度における年度更新手続を完了すべき日が未到来の場合にあつては前年度及び前々年度、年度更新手続を完了すべき日以降の場合にあつては当該年度及び前年度の保険料について滞納がない(分納が認められているものについては納付期限が到来しているものに限る。)こと。

(4) 平成22年度以降に元請けとして完成・引き渡し完了した以下の要件を満たす同種工事の施工実績を有すること。(共同企業体の構成員としての実績は、出資比率20%以上の場合のものに限る。)なお、当該施工実績が厚生労働省及び他省庁が発注した工事のうち500万円を超える請負工事に係る施工実績にあつては、「工事成績評定表」の評定点合計が65点未満のものを除くこと。

・事務所の新築又は改修工事

(5) 次に掲げる基準を満たす主任技術者または監理技術者を当該工事に配置できること。

ア 1級建築施工管理技士、2級建築施工管理技士またはこれと同等以上の資格を有するものであること。なお、「これと同等以上の資格を有する者」とは、一級建築士又は二級建築士の免許を有する者又は国土交通大臣若しくは建設大臣が1級建築施工管理技士又は2級建築施工管理技士と同等以上の能力を有すると認定した者である。

イ 平成22年度以降に上記(4)に掲げる基準を満たす完成・引渡が完了した工事で元請けとしての経験を有する者であること。なお、当該経験が厚生労働省及び他省庁が発注した工事のうち500万円を超える請負工事にあつては、「工事成績評定表」の評定点合計が65点未満のものを除くこと。

ウ 監理技術者にあつては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者又はこれに準ずるものであること。

エ 主任技術者または監理技術者については、直接的かつ恒常的な雇用関係があること。

(6) 中国地域に建設業法に基づく本店、支店又は営業所を有すること。

(7) 資格審査申請書又は添付書類に虚偽の事実を記載していないと認められる者であること。

(8) 経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であり、適正な契約の履行が確保される者であること。

(9) 厚生労働省から業務等に関し指名停止を受けている期間中でないこと。

(10) 過去1年以内に、厚生労働省所管法令違反により行政処分等を受けていないこと。

(11) その他予決令第73条の規定に基づき、支出負担行為担当官が定める資格を有する者であること。

5 入札書の提出場所等

入札書は、電子調達システムにより提出するものとする。ただし、紙により入札の参加を希望する場合には、様式3により令和7年10月6日(月)午後5時までに申し出る必要がある。

また、電子調達システムによる入札の場合には、当該システムに定める手順に従い、電子入札システムを通じて様式4-3の証明書を令和7年10月6日(月)午後5時まで提出しなければならない。

なお、入札者は、その提出した入札書の引換え、変更又は取消をすることはできない。

(1) 電子調達システムにより入札を行う場合

○ 入札書の提出期限

令和7年10月7日（火）午後4時

（令和7年9月9日（火）午前9時以降、提出可能であること。）

電子調達システムに到着するように提出すること。なお、通信状況により提出期限内に電子調達システムに入札書が到着しない場合があるので、時間の余裕をもって行うものとする。

(2) 紙により入札を行う場合

① 入札書の提出期限

令和7年10月7日（火）午後4時

（令和7年9月9日（火）午前9時以降、提出可能であること。）

※ 郵送による入札書の提出を認める（到達時間厳守のこと。）

② 入札の日時・場所、契約事項を示す場所・問い合わせ先

〒700-8611 岡山市北区下石井1-4-1 岡山第2合同庁舎3階

岡山労働局総務部総務課会計第二係

TEL 086-225-2011

③ 入札書の提出方法

入札書は別紙1-1の様式にて作成し、別添「封筒記載例」により封筒に入れ封印し、提出する。

なお、代理人が入札する場合は、別紙1-2の様式を使用するものとし、委任状は、入札書と分けて提出すること。

(3) 無効の入札

次のいずれかに該当する入札は無効とする。

- ① 競争に参加する資格のない代理人のした入札
- ② 委任状を持参しない又は電子調達システムに定める委任の手続きを終了していない代理人等による入札
- ③ 記名を欠く入札
- ④ 金額を訂正した入札
- ⑤ 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札
- ⑥ 明らかに連合によると認められる入札
- ⑦ 同一事項の入札について他人の代理人を兼ね又は二人以上の代理をした者の入札
- ⑧ その他入札に関する条件に違反した入札
- ⑨ 工事費内訳書に不備があり、入札書が無効とする場合
ア 工事費内訳書が未記入の場合

- イ 所定の様式によらない場合
- ウ 記名のない場合
- エ 金額を訂正し、訂正印がない場合
- オ 誤字、脱字等により意思表示が明確でない場合
- カ 同一の入札案件に2通以上提出した場合
- キ 工事価格と工種等の内訳の合計価格が一致しない場合
- ク 入札価格と工事価格が一致しない場合
- ケ 工事価格を算出後、値引きにより入札価格と一致させている場合
- ⑩ 支出負担行為担当官が別に指定する暴力団等に該当しない旨の誓約書を提出せず、又は虚偽の誓約をし、若しくは誓約書に反することとなった場合

(4) 入札の延期

入札者が相連合し又は不穏の挙動をする場合であって、競争入札を公正に執行することができない状態にあると認められるときは、当該入札を延期し、又はこれを取りやめることがある。

(5) 代理人による入札

- ① 代理人が電子調達システムにより入札をする場合には、当該システムで定める委任の手続きを終了しておかなければならない。

なお、電子調達においては、復代理人による入札は認めない。

- ② 代理人が紙により入札する場合には、入札書に入札参加者の氏名、名称又は商号、代理人であることの表示及び当該代理人の氏名を記入（外国人の署名を含む。）をしておくとともに、委任状を提出しなければならない。

- ③ 入札者又はその代理人は、本件調達に係る入札について他の入札者の代理人を兼ねることができない。

(6) 入札の辞退

入札を辞退するときは、その旨を、次により申し出るものとする。

- ① 入札執行前にあつては、入札辞退届（様式5）を契約担当官等に直接持参し、又は郵送（入札日の前日までに到達するものに限る。）して行う。
- ② 入札執行中にあつては、入札辞退届又はその旨を明記した入札書を、入札を執行する者に直接提出して行う。

入札を辞退したものは、これを理由として以後の指名等について不利益な取扱いを受けるものではない。

6 開 札

(1) 開札の日時及び場所

日時：令和7年10月8日（水）午前9時

場所：岡山労働局（岡山市北区下石井1-4-1）

(2) 電子入札による入札の場合

電子入札により入札書を提出した場合は立会不要であるが、入札者又はその代理人は、開札時刻には端末の前で待機しておくものとする。

(3) 紙による入札の場合

- ① 原則、立会方式での開札は実施しない。
- ② 開札当日は、開札場への立会いを要さない。ただし、事前の「開札承諾書」（様式6）の提出が前提となる。下記の再度入札となる場合、再入札時間の時間指示を行うので、不立会の場合、開札時間以降入札者又は代理人は、当局と速やかに連絡が取れる体制を確保しておくこと。

(4) 再度入札の取扱い

開札をした場合において、入札者又はその代理人の入札のうち予定価格の制限に達した入札がないときは、同日中に時間指定の上、再度の入札を行う。

なお、電子調達システムにおいては、再入札通知書に示す時刻までに再度の入札を行うものとする。

再度の入札に参加できる者は、最初の入札に参加した者に限る。再度の入札の回数は、原則として2回を超えないものとする。

7 落札者の決定

(1) 有効な入札書を提出し、かつ、予定価格の制限の範囲内で最低の価格を提示した入札者を落札者とする。

ただし、国の支払いの原因となる契約のうち予定価格が1,000万円を超える工事又は製造の請負契約について、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき（工事の請負契約に限る。）、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうちから、当該入札の落札者の決定方法により、落札者を決定するものとする。

なお、低入札価格調査基準額を下回った入札を行った者は事後の調査に協力する義務がある。

(2) 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ落札者を決定する。また、入札者又はその代理人が直接くじを引けないとき、電子入札によるとき、くじを引かない者があるときは、本件入札事務に

関係のない職員がこれに代わってくじを引き落札者を決定するものとする。

- (3) 落札者が決定したときは、入札者にその氏名（法人の場合にはその名称）及び金額を口頭及び電子調達システムの開札結果の通知により通知するとともに岡山労働局ホームページ等で公表するものとする。

8 契約書の作成

- (1) 契約の相手方が決定したときは、落札者決定の日から7日以内に契約を締結するものとする。契約書を作成する場合においては、落札者は、契約担当官等から交付された契約書に記名捺印し、落札者決定の日から7日以内に、これを契約担当官等に提出しなければならない。

なお、契約担当官等の書面による承諾を得て、この期間を延長することができる。

また、落札者が前項に規定する期間内に契約書を提出しないときは、落札は、その効力を失う。

おって、契約書の作成を要しない場合においては、落札者は、落札決定後すみやかに請書その他これに準ずる書面を契約担当官等に提出しなければならない。ただし、契約担当官等がその必要がないと認めて指示したときは、この限りでない。

- (2) 契約条項は、別添「工事請負契約書（案）」のとおり。

9 その他

- (1) 入札説明書等の交付を受けた場合、入札関係書類受領書を提出すること。
- (2) 入札した者は、入札後、この説明書、仕様書、図面、契約書案及び現場等についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。

- (3) 入札書及び入札に係る文書に使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨による表示に限る。

- (4) 入札に要求される事項

入札に参加を希望する者は、本入札説明書3の付記事項及び様式4に示す書類等を、令和7年10月6日（月）午後5時までに提出しなければならない。

また、開札日までの間において、支出負担行為担当官から当該書類に関し説明を求められた場合には、これに応じなければならない。

- (5) 人権尊重への取り組み

入札参加者は、入札書の提出（GEPSの電子入札機能により入札した場合を含む）をもって「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」

（令和４年９月１３日ビジネスと人権に関する行動計画の実施に係る関係府省庁施策推進・連絡会議決定）を踏まえて人権尊重に取り組むよう努めることに誓約したものである。

（６）支払い条件

別添「工事請負契約書（案）」に定めるとおり、業務の履行が行われた後、適法な支払請求書を受理した日から４０日以内に契約金額を支払う。

（７）押印が省略された契約関係書類に虚偽記載等の不正が発覚した場合は、契約解除や違約金を徴収する場合があります。

（８）電子調達システムにより執行する本案件については、入札結果に関して落札者を含め入札者全員の商号又は名称及び入札価格等を同システムで公表することにあらかじめ同意するものとする。

10 電子調達システム利用時の緊急の連絡先

障害発生時及び電子調達システム操作等の問い合わせ先は下記のとおりとする。

ヘルプデスク ０５７０－０００－６８３

ホームページ <https://www.p-portal.go.jp/>

11 提出書類

(1) 入札に参加しようとするものは、次の書類を 令和7年10月6日(月)午後5時までに次に掲げる各書類(様式)を提出すること。

- ① 入札参加資格確認申請・証明書(様式4-3) 【電子入札】
- ② 入札参加資格確認申請・証明書(様式4-2) 【紙入札】
- ③ 資格審査結果通知書(令和07・08年度厚生労働省競争参加資格審査)の写し
【電子入札】 【紙入札】
- ④ 電子入札案件での紙入札方式での参加について(様式3) 【紙入札】
- ⑤ 「誓約書」(様式7) 【電子入札】 【紙入札】
- ⑥ 入札参加受付票(様式8) 【紙入札】
- ⑦ 自己申告書(様式9) 【電子入札】 【紙入札】
- ⑧ 同種工事の施工実績が確認できる書類(任意様式で可) 【電子入札】 【紙入札】

※ 上記書類の提出にあつては、郵送も可(期限内到着)とする。ただし、郵送の場合は書留など記録が残るものを利用すること。

また、必要に応じて上記以外の書類を求める場合があるので、その際は速やかに提出すること。

(2) 仕様等に関する疑義については、「現場説明等質問用紙」により 令和7年10月6日(月)午後5時までに提出すること。

※ 回答については、順次岡山労働局ホームページに掲載する。

12 入札方法及び書類等提出方法

(1) この調達件名の入札にあたっては、入札説明書を熟覧のうえ入札書を提出するものとする。

開札日は令和7年10月8日(水)午前9時であるが、入札に参加する場合、令和7年10月7日(火)午後4時までに入札書の提出が必須となる(電子入札参加・紙入札参加ともに)こと。

なお、紙入札における代理人委任の場合は、併せて「委任状」の提出を忘れないよう注意すること(入札書封筒に同封しないこと)。

(2) 入札書の提出から開札、落札者の決定までの流れについては、当説明書及び別添

「入札の流れ」中に明記しているので、充分に確認しておくこと。

13 契約条項を示す場所及び問い合わせ先

〒700－8611 岡山市北区下石井 1－4－1 岡山第 2 合同庁舎

岡山労働局総務部総務課会計第二係 河田

電話 ： 086－225－2011

4 数量書

費目	工種	種別	単位	数量	単価	金額	摘要
	雇用保険電子申請事務センター及び大和町倉庫の移転に係る改修工事						
I	建築工事		式	1.0			
II	電気設備工事		式	1.0			
III	機械設備工事		式	1.0			
IV	解体工事		式	1.0			
	①計						
	共通仮設工事		式	1.0			
	現場管理費		式	1.0			
	一般管理費		式	1.0			
	②計						
	工事価格(合計)	①計+②計					
	③消費税等相当額	(①計+②計)×10%					
	工事費(総合計)	①計+②計+③消費税等相当額					

[illegible]

費目	工種	種別	単位	数量	単価	金額	摘要
1	直接仮設工事						
	床養生	廊下部分	m ²	50.5			
	エレベーター養生		台	1.0			
	脚立足場		m ²	111.0			
	高所作業車	13～14m	台	1.0			
	整理清掃費		m ²	111.0			
	小計						
2	金属工事						
	天井開口補強	エアコン	カ所	6.0			
	天井開口部分下地組		カ所	4.0			
	倉庫床見切り	SUS製	m	8.9			
	小計						

費目	工種	種別	単位	数量	単価	金額	摘要
3	塗装工事						
	壁下地処理		m ²	91.5			
	壁EP塗		m ²	91.5			
	小計						
4	内装工事						
	床タイルカーペット敷き		m ²	118.5			
	天井岩綿吸音板張り	下張り PB厚9.5共	m ²	111.0			
	天井塩ビ見切り		m	44.8			
	天井グラスウール敷き	厚100 25kg/m3	m ²	111.0			
	天井点検口		カ所	10.0			
	コルクタイル	厚5.0mm	m ²	18.3			
	天井室内機撤去部分復旧	化粧石膏ボード	m ²	6.0			
	小計						

費目	工種	種別	単位	数量	単価	金額	摘要
5	ユニット工事						
	新設スチールパーテーション	カーミア 2カ所 整品代 W14090×H2600×D70	式	1.0			
		施工費	式	1.0			
		運搬搬入費	式	1.0			
	移動書架移動	移動棚解体工事	式	1.0			
		解体部材搬出作業費	式	1.0			
		運搬車両費 4t 2台	式	1.0			
		部材搬入作業費	式	1.0			
		移動棚再組立費	式	1.0			
		再組立作業用資材費	式	1.0			
		養生他	式	1.0			
	床ネットワークフロー 40	床マット	m ²	108.0			
		ボーダー部	m	45.0			
		ロングスロープ LS47001	本	4.0			
		ロングスロープ入隅	本	1.0			
		上がり框 AK47501	本	1.0			

費目	工種	種別	単位	数量	単価	金額	摘要
	建具改修	LSD-1 軽量鋼製親子扉	カ所	2.0			
		施工費	式	1.0			
		運搬搬入費	式	1.0			
		ガラス FL3	m ²	1.0			
	小計						

費目	工種	種別	単位	数量	単価	金額	摘要
Ⅱ	電気設備解体工事						
1	幹線設備工事		式	1.0			
2	動力設備工事		式	1.0			
3	電灯分岐設備工事		式	1.0			
4	コンセント分岐設備工事		式	1.0			
5	弱电設備工事		式	1.0			
6	自動火災報知設備工事		式	1.0			
7	発生材集積・運搬・処分費		式	1.0			
	合計						

費目	工種	種別	単位	数量	単価	金額	摘要
1	幹線設備工事						
	電 線	EM-IE 8mm2 管内	m	46.5			
	ケーブル	EM-CET 38mm2 コロガシ	m	42.0			
	ケーブル	EM-CET 38mm2 管内	m	4.5			
	端末処理材	屋内 CVT 38mm2	組	4.0			
	電線管	E 51 mm 露出	m	4.5			
	電線管付属品	ノーマルベンド E51mm	個	1.0			
	プルボックス	SS 300x 300x 200 露出	面	1.0			
	灯動分電盤	4ML-3	面	1.0			
	壁貫通	コア100mm φ	ヶ所	1.0			
	小計						

工事内訳：雇用保険電子申請事務センター及び大和町倉庫の移転に係る改修工事

費目	工種	種別	単位	数量	単価	金額	摘要
2	動力設備工事						
	ケーブル	EM-CE 5.5mm2 4C コロガシ	m	79			
	ケーブル	EM-CE 8mm2 4C コロガシ	m	47			
	プルボックス	SS 300x 300x 200 露出	面	1.0			
	小計						

費目	工種	種別	単位	数量	単価	金額	摘要
3	電灯分岐設備工事						
	ケーブル	EM-EEF 1.6mm 2C コロガシ・ダクト内	m	167.0			
	ケーブル	EM-EEF 1.6mm 3C コロガシ・ダクト内	m	18.6			
	ケーブル	EM-EEF 2.0mm 2C コロガシ・ダクト内	m	32.1			
	ケーブル	EM-AE 1.2mm 2C コロガシ・ダクト内	m	23.0			
	ケーブル	VVF 1.6mm 2C コロガシ 撤去	m	75.7			
	ケーブル	VVF 1.6mm 3C コロガシ 撤去	m	44.4			
	ケーブル	FP 2.0mm 2C コロガシ 撤去	m	27.5			
	ケーブル	AE 1.2mm 2C 管内 撤去	m	37.8			
	メタルモールジング	A型	m	7.5			
	メタルモールジング	B型	m	4.5			
	スイッチボックス	メタルモール A型 1個用	個	7.0			
	スイッチボックス	メタルモール B型 1個用	個	2.0			
	メタルモール付属品	コーナーボックス A型	個	7.0			
	メタルモール付属品	コーナーボックス B型	個	2.0			
	埋込スイッチ	大角 1P15Ax1 新金属	個	2.0			
	埋込スイッチ	大角 1P15Ax2 新金属	個	1.0			
	埋込スイッチ	大角 3W15Ax3 新金属	個	2.0			
	カバープレート	1連 新金属	枚	3.0			

費目	工種	種別	単位	数量	単価	金額	摘要
	リモコンスイッチ	2L 新金属 撤去	個	2.0			
	リモコンスイッチ	3L 新金属 撤去	個	2.0			
	リモコンスイッチ	6L 新金属 撤去	個	2.0			
	リモコンスイッチ	4L 新金属 撤去保管	個	1.0			
	リモコンスイッチ	6L 新金属 撤去保管	個	1.0			
	照明器具	LSS9-4-37 LN	灯	2.0			
	照明器具	LSS9-4-48 LN	灯	2.0			
	照明器具	LSS9-4-65 LN	灯	15.0			
	照明器具	LRS20-4-65 LN	灯	20.0			
	照明器具	LDS2-LRS1-13 LN	灯	1.0			
	照明器具	K1-LRS1-13 LN	灯	11.0			
	照明器具	FSS4-401 撤去	灯	24.0			
	照明器具	FRS8-402 撤去	灯	8.0			
	照明器具	FRL2-403 撤去	灯	12.0			
	照明器具	KO-I40 撤去	灯	2.0			
	照明器具	KO-IRS5-40 撤去	灯	6.0			
	小計						

費目	工種	種別	単位	数量	単価	金額	摘要
4	コンセント分岐設備工事						
	ケーブル	EM-EEF 1.6mm 3C コロガシ・ダクト内	m	34.2			
	ケーブル	EM-EEF 2.0mm 3C コロガシ・ダクト内	m	193.2			
	電 線	IV 2.0mm x 2 管内 撤去	m	9.0			
	電 線	IV 2.0mm x 3 管内 撤去	m	53.3			
	メタルモールジング	B型	m	28.0			
	スイッチボックス	メタルモール B型 1個用	個	10.0			
	メタルモール付属品	コーナーボックス B型	個	10.0			
	アウトレットボックス	0B 4角 102x 44 C付	個	6.0			
	埋込コンセント	大角 2P15AEx2 新金属	個	2.0			
	カバープレート	1 連 新金属	枚	2.0			
	埋込コンセント	大角 2P15AEx1 新金属 再取り付け	個	4.0			
	埋込コンセント	大角 2P15AEx2 新金属 再取り付け	個	3.0			
	埋込コンセント	大角 2P15AEx2 新金属 撤去	個	6.0			
	埋込コンセント	大角 2P15AEx1 新金属 撤去保管	個	4.0			
	埋込コンセント	大角 2P15AEx2 新金属 撤去保管	個	2.0			
	ハーネスジョイントボックス	2分岐	個	9.0			
	OAタップ	2P15AEx4 抜止め 3mコード付	個	16.0			
	フロアプレート	丸型	枚	4.0			

工事内訳：雇用保険電子申請事務センター及び大和町倉庫の移転に係る改修工事

[illegible]

費目	工種	種別	単位	数量	単価	金額	摘要
5	弱電設備工事						
	ケーブル	EM-AE 1.2mm 3C コロガシ	m	2.7			
	電線管	E 31 mm 露出	m	15.0			
	電線管	E 31 mm 隠ぺい	m	57.8			
	電線管	E 39 mm 露出	m	7.5			
	電線管	E 39 mm 隠ぺい	m	27.7			
	電線管付属品	ノーマルベンド E31mm	個	6.0			
	電線管付属品	ノーマルベンド E39mm	個	3.0			
	プルボックス	SS 300x 300x 200 露出	面	1.0			
	プルボックス	SS 300x 300x 200 隠ぺい	面	2.0			
	アウトレットボックス	0B 4角 102x 44 C付	個	1.0			
	天井埋込スピーカー	3W x 1 再取り付け	個	2.0			
	天井埋込スピーカー	3W x 1 再取り付け	個	2.0			
	呼び線	1.2mm 管内	m	108.0			
	小計						

費目	工種	種別	単位	数量	単価	金額	摘要
6	自動火災報知設備工事						
	ケーブル	EM-AE 1.2mm 4C コロガシ	m	9.5			
	アウトレットボックス	0B 4角 102x 44 C付	個	1.0			
	差動スポット感知器	埋込2種	個	2.0			
	差動スポット感知器	埋込2種 撤去	個	1.0			
	小計						

費目	工種	種別	単位	数量	単価	金額	摘要
7	発生材集積・運搬・処分費						
1	積込						
	金属くず		m3	1.10			
	廃プラ		m3	0.20			
	蛍光灯		m3	0.30			
	銅くずスクラップ		m3	0.10			
2	運搬						
	ダンプトラック	2t	台	1.0			
3	処分						
	金属くず		t	0.18			
	廃プラ		t	0.11			
	蛍光灯		t	0.01			
	小計						

工事内訳：雇用保険電子申請事務センター及び大和町倉庫の移転に係る改修工事

[illegible]

Ⅲ機械設備工事

工事内訳：雇用保険電子申請事務センター及び大和町倉庫の移転に係る改修工事

費目	工種	種別	単位	数量	単価	金額	摘要
1	機器設備						
	全熱交換器	250m ³ /h90ps 天井カセット型	台	2.0			
	マルチエアコン室外機 MAC-1	C 22.4kw H25.0kw	台	1.0			
	マルチエアコン室内機 MAC-1-1	C 9.0kw H9.0kw CK-4	台	2.0			
	マルチエアコン室内機 MAC-1-2	C 2.8kw H3.2kw CK-2	台	1.0			
	パッケージエアコン PAC-1 へアタイプ	C 3.0kw H4.0kw CK-2	組	1.0			
	パッケージエアコン PAC-2 へアタイプ	C 5.6kw H6.3kw CK-2	組	1.0			
	搬入取り付け費		式	1.0			
	室外機鋼製架台		式	1.0			
	小計						

工事内訳：雇用保険電子申請事務センター及び大和町倉庫の移転に係る改修工事

費目	工種	種別	単位	数量	単価	金額	摘要
2	配管工事						
	冷媒用断熱材被覆鋼管	外径 6.35 液	m	55.7			
	冷媒用断熱材被覆鋼管	外径 9.52 液	m	6.7			
	冷媒用断熱材被覆鋼管	外径 12.70 液	m	22.6			
	冷媒用断熱材被覆鋼管	外径 9.52 ガス	m	41.2			
	冷媒用断熱材被覆鋼管	外径 12.72 ガス	m	14.5			
	冷媒用断熱材被覆鋼管	外径 15.88 ガス	m	6.7			
	冷媒用断熱材被覆鋼管	外径 22.22 ガス	m	22.6			
	塩化ビニル管	VP 25A	m	25.6			
	配管接続		カ所	2.0			
	保温工事	冷媒用断熱材被覆鋼管用保温外装	m	18.0			
	保温工事	排水管保温	m	26.0			
	ポリエチレンシースケーブル	600V ポリエチレン絶縁耐熱性	m	46.7			
	制御ケーブル(EM-CEE)	2C1.25mm2	m	21.8			
	制御ケーブル(EM-CEE-S)	2C1.25mm2	m	38.3			
	金属線ビ		式	1.0			
	小計						

工事内訳：雇用保険電子申請事務センター及び大和町倉庫の移転に係る改修工事

費目	工種	種別	単位	数量	単価	金額	摘要
3	ダクト設備						
	スパイラルダクト低圧ダクト	φ 150mm	m	3.1			
	フレキシブルダクト	φ 150mm 保温付 1m	本	4.0			
	フレキシブルダクト	φ 150mm 保温なし 1m	本	2.0			
	ベントkyップ°	φ 150mm	庫	4.0			
	換気扇用部材	深型フード° ステンレス製 径150mm	台	4.0			
	コア抜き	175mm～200mm程度	カ所	4.0			
	小計						

工事内訳：雇用保険電子申請事務センター及び大和町倉庫の移転に係る改修工事

費目	工種	種別	単位	数量	単価	金額	摘要
4	撤去工事						
	室内空調機	4.0KW以下	台	4.0			
	空調室外機	14.0KW以下	台	1.0			
	ペアコイル	液管6.35 ガス管12.7	m	13.0			
	ペアコイル	液管9.52 ガス管15.88	m	9.0			
	ペアコイル	液管9.52 ガス管19.05	m	17.0			
	配管用炭素鋼鋼管	24A	m	11.4			
	保温撤去	ドレン管 ガラスクロス 25あ	m	11.0			
	保温撤去	冷媒用断熱材被覆鋼管用保温外装	m	8.0			
	ダクト付属品撤去	吹き出し口	個	4.0			
	配管切断	鋼管類 25A	カ所	3.0			
	配管切断	ねじ込み式可鍛鋳鉄管継ぎ手 25A	個	2.0			
	ダクト付属品撤去	吹き出し口	個	4.0			
	ボックス		m ²	2.6			
	ダクト端部閉塞		m ²	0.2			
	制御ケーブル		m	54.0			
	冷媒改修破壊		式	1.0			

工事内訳：雇用保険電子申請事務センター及び大和町倉庫の移転に係る改修工事

費目	工種	種別	単位	数量	単価	金額	摘要
	(運搬費)						
	2tダンプ		台	1.0			
	(処分費)						
	鉄くず		t	0.7			
	小計						

費目	工種	種別	単位	数量	単価	金額	摘要
IV	解体工事						
	天井化粧石膏ボード撤去		m ²	111.0			
	撤去スチールパーテーション	解体費 W12900×H2600	式	1.0			
	(集積・積込み)						
	化粧石膏ボード		m3	1.0			
	スチールパーテーション	集積・積込み	式	1.0			
	(運搬費)						
	ダンプトラック	2t	台	1.0			
	(処分費)						
	化粧石膏ボード		t	0.6			
	スチールパーテーション		t	0.9			
	合計						

5 工事請負契約書（案）

工事請負契約書（案）

- 1 工 事 名 雇用保険電子申請事務センター及び大和町倉庫の移転に係る改修工事
- 2 工 事 場 所 岡山県岡山市北区西古松 2－6－18
- 3 工 期 令和 7 年 1 1 月 4 日から 令和 8 年 2 月 3 日まで
- 4 請負代金額 ￥－
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額) ￥－
- 5 契約保証金 免除

上記の工事について、発注者と受注者は、各々の対等な立場における合意に基づいて、別添の条項によって公正な請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

また、受注者が共同企業体を結成している場合には、受注者は、別紙の共同企業体協定書により契約書記載の工事を共同連帯して請け負う。

本契約の証として本書 2 通を作成し、発注者及び受注者が記名押印の上、各自 1 通を保有する。

令和 年 月 日

発注者

所在地 岡山市北区下石井 1－4－1

氏 名 支出負担行為担当官

岡山労働局総務部長 榎本 俊一

受注者

所在地

氏 名

(総 則)

第1条 発注者及び受注者は、この契約書（頭書を含む。以下同じ。）に基づき、設計図書（別冊の図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書をいう。以下同じ。）に従い、日本国の法令を遵守し、この契約（この契約書及び設計図書を内容とする工事の請負契約をいう。以下同じ。）を履行しなければならない。

2 受注者は、契約書記載の工事を契約書記載の工期内に完成し、工事目的物を発注者に引き渡すものとし、発注者は、その請負代金を支払うものとする。

3 仮設、施工方法その他工事目的物を完成するために必要な一切の手段（以下「施工方法等」という。）については、この契約書及び設計図書に特別の定めがある場合を除き、受注者がその責任において定める。

4 受注者は、この契約の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

5 この契約書に定める催告、請求、通知、報告、申出、承諾及び解除は、書面により行わなければならない。

6 この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる言語は、日本語とする。

7 この契約書に定める金銭の支払いに用いる通貨は、日本円とする。

8 この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる計量単位は、設計図書に特別の定めがある場合を除き、計量法（平成4年法律第51号）に定めるものとする。

9 この契約書及び設計図書における期間の定めについては、民法（明治29年法律第89号）及び商法（明治32年法律第48号）の定めるところによるものとする。

10 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。

11 この契約に係る訴訟については、岡山地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

12 受注者が共同企業体を結成している場合においては、発注者は、この契約に基づくすべての行為を共同企業体の代表者に対して行うものとし、発注者が当該代表者に対して行ったこの契約に基づくすべての行為は、当該企業体のすべての構成員に対して行ったものとみなし、また、受注者は、発注者に対して行うこの契約に基づくすべての行為について当該代表者を通じて行わなければならない。

(関連工事の調整)

第2条 発注者は、受注者の施工する工事及び発注者の発注に係る第三者の施工する他の工事が施工上密接に関連する場合において、必要があるときは、その施工につき、調整を行うものとする。この場合においては、受注者は、発注者の調整に従い、当該第三者の行う工事の円滑な施工に協力しなければならない。

(請負代金内訳書及び工程表)

第3条 受注者は、この契約締結後14日以内に設計図書に基づいて、請負代金内訳書（以下「内訳書」という。）及び工程表を作成し、発注者に提出しなければならない。

2 内訳書には、健康保険、厚生年金保険及び雇用保険に係る法定福利費を明示するも

のとする。

3 内訳書及び工程表は、発注者及び受注者を拘束するものではない。

（契約の保証）

第4条 受注者は、この契約の締結と同時に、この契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証（引き渡した工事目的物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）である場合において当該契約不適合を保証する特約を付したものに限る。）を付さなければならない。

2 前項の場合において、保証金額は、請負代金額の10分の3以上としなければならない。

3 第1項の規定により受注者が付す保証は、第54条第3項各号に規定する契約の解除による場合についても保証するものでなければならない。

4 請負代金額の変更があった場合には、保証金額が変更後の請負代金額の10分の3に達するまで、発注者は、保証金額の増額を請求することができ、受注者は、保証金額の減額を請求することができる。

（権利義務の譲渡等）

第5条 受注者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

2 受注者は、工事目的物、工事材料（工場製品を含む。以下同じ。）のうち第13条第2項の規定による検査に合格したもの及び工事仮設物を第三者に譲渡し、貸与し、又は抵当権その他の担保の目的に供してはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

（一括委任又は一括下請負の禁止）

第6条 受注者は、工事の全部若しくはその主たる部分又は他の部分から独立してその機能を発揮する工作物の工事を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

（下請負人の通知）

第7条 発注者は、受注者に対して、下請負人の商号又は名称その他必要な事項の通知を請求することができる。

（下請負人の健康保険等加入義務等）

第7条の2 受注者は、次の各号に掲げる届出をしていない建設業者（建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第3項に定める建設業者をいい、当該届出の義務がない者

を除く。以下「社会保険等未加入建設業者」という。)を下請負人としてはならない。

- 一 健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）第 48 条の規定による届出
- 二 厚生年金保険法（昭和 29 年法律第 115 号）第 27 条の規定による届出
- 三 雇用保険法（昭和 49 年法律第 116 号）第 7 条の規定による届出

2 前項の規定にかかわらず、受注者は、次の各号に掲げる下請負人の区分に応じて、当該各号に定める場合は、社会保険等未加入建設業者を下請負人としてすることができる。

- 一 受注者と直接下請契約を締結する下請負人 次のいずれにも該当する場合
 - イ 当該社会保険等未加入建設業者を下請負人としなければ工事の施工が困難となる場合その他の特別の事情があると発注者が認める場合
 - ロ 発注者の指定する期間内に当該社会保険等未加入建設業者が前項各号に掲げる届出をし、当該事実を確認することのできる書類（以下「確認書類」という。）を、受注者が発注者に提出した場合
- 二 前号に掲げる下請負人以外の下請負人 次のいずれかに該当する場合
 - イ 当該社会保険等未加入建設業者を下請負人としなければ工事の施工が困難となる場合その他の特別の事情があると発注者が認める場合
 - ロ 発注者が受注者に対して確認書類の提出を求める通知をした日から 30 日（発注者が、受注者において確認書類を当該期間内に提出することができない相当の理由があると認め、当該期間を延長したときは、その延長後の期間）以内に、受注者が当該確認書類を発注者に提出した場合

3 受注者は、次の各号に掲げる場合は、発注者の請求に基づき、違約罰として、当該各号に定める額を発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

- 一 社会保険等未加入建設業者が前項第 1 号に掲げる下請負人である場合において、同号イに定める特別の事情があると認められなかったとき又は受注者が同号ロに定める期間内に確認書類を提出しなかったとき 受注者が当該社会保険等未加入建設業者と締結した下請契約の最終の請負代金額の 10 分の 1 に相当する額
- 二 社会保険等未加入建設業者が前項第 2 号に掲げる下請負人である場合において、同号イに定める特別の事情があると認められず、かつ、受注者が同号ロに定める期間内に確認書類を提出しなかったとき 当該社会保険等未加入建設業者がその注文者と締結した下請契約の最終の請負代金額の 100 分の 5 に相当する額

（特許権等の使用）

第 8 条 受注者は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利（以下「特許権等」という。）の対象となっている工事材料、施工方法等を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。ただし、発注者がその工事材料、施工方法等を指定した場合において、設計図

書に特許権等の対象である旨の明示がなく、かつ、受注者がその存在を知らなかったときは、発注者は、受注者がその使用に関して要した費用を負担しなければならない。

(監督職員)

第9条 発注者は、監督職員を置いたときは、その官職又は氏名を受注者に通知しなければならない。監督職員を変更したときも同様とする。

2 監督職員は、この契約書の他の条項に定めるもの及びこの契約書に基づく発注者の権限とされる事項のうち発注者が必要と認めて監督職員に委任したもののほか、設計図書に定めるところにより、次に掲げる権限を有する。

一 この契約の履行についての受注者又は受注者の現場代理人に対する指示、承諾又は協議

二 設計図書に基づく工事の施工のための詳細図等の作成及び交付又は受注者が作成した詳細図等の承諾

三 設計図書に基づく工程の管理、立会い、工事の施工状況の検査又は工事材料の試験若しくは検査（確認を含む。）

3 発注者は、1名以上の監督職員を置き、前項の権限を分担させたときにあってはそれぞれの監督職員の有する権限の内容を、監督職員にこの契約書に基づく発注者の権限の一部を委任したときにあっては当該委任した権限の内容を、受注者に通知しなければならない。

4 第2項の規定に基づく監督職員の指示又は承諾は、原則として、書面により行わなければならない。

5 この契約書に定める催告、請求、通知、報告、申出、承諾及び解除については、設計図書に定めるものを除き、監督職員を経由して行うものとする。この場合においては、監督職員に到達した日をもって発注者に到達したものとみなす。

(現場代理人及び主任技術者等)

第10条 受注者は、次の各号に掲げる者を定めて工事現場に設置し、設計図書に定めるところにより、その氏名その他必要な事項を発注者に通知しなければならない。これらの者を変更したときも同様とする。

一 現場代理人

二 専任主任技術者（建設業法第26条第2項の規定以外に該当する場合）

専任監理技術者（建設業法第26条第2項の規定に該当する場合）

監理技術者補佐（建設業法第26条第3項ただし書に規定する者）

三 専門技術者（建設業法第26条の2に規定する技術者をいう。以下同じ。）

2 現場代理人は、この契約の履行に関し、工事現場に常駐し、その運営、取締りを行うほか、請負代金額の変更、工期の変更、請負代金の請求及び受領、第12条第1項の請求の受理、同条第3項の決定及び通知、同条第4項の請求、同条第5項の通知の

受理並びにこの契約の解除に係る権限を除き、この契約に基づく受注者の一切の権限を行使することができる。

- 3 発注者は、前項の規定にかかわらず、現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がなく、かつ、発注者との連絡体制が確保されると認めた場合には、現場代理人について工事現場における常駐を要しないこととすることができる。
- 4 受注者は、第2項の規定にかかわらず、自己の有する権限のうち現場代理人に委任せず自ら行使しようとするものがあるときは、あらかじめ、当該権限の内容を発注者に通知しなければならない。
- 5 現場代理人、監理技術者等（監理技術者、監理技術者補佐又は主任技術者をいう。以下同じ。）及び専門技術者は、これを兼ねることができる。

（履行報告）

第11条 受注者は、設計図書に定めるところにより、この契約の履行について発注者に報告しなければならない。

（工事関係者に関する措置請求）

- 第12条 発注者は、現場代理人がその職務（監理技術者等又は専門技術者と兼任する現場代理人にあっては、それらの者の職務を含む。）の執行につき著しく不相当と認められるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。
- 2 発注者又は監督職員は、監理技術者等又は専門技術者（これらの者と現場代理人を兼任する者を除く。）その他受注者が工事を施工するために使用している下請負人、労働者等で工事の施工又は管理につき著しく不相当と認められるものがあるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。
 - 3 受注者は、前2項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を請求を受けた日から10日以内に発注者に通知しなければならない。
 - 4 受注者は、監督職員がその職務の執行につき著しく不相当と認められるときは、発注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。
 - 5 発注者は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を請求を受けた日から10日以内に受注者に通知しなければならない。

（工事材料の品質及び検査等）

第13条 工事材料の品質については、設計図書に定めるところによる。設計図書にその品質が明示されていない場合にあつては、中等の品質（営繕工事にあつては、均衡を得た品質）を有するものとする。

- 2 受注者は、設計図書において監督職員の検査（確認を含む。以下この条において同じ。）を受けて使用すべきものと指定された工事材料については、当該検査に合格したものを使用しなければならない。この場合において、当該検査に直接要する費用は、受注者の負担とする。
- 3 監督職員は、受注者から前項の検査を請求されたときは、請求を受けた日から7日以内に応じなければならない。
- 4 受注者は、工事現場内に搬入した工事材料を監督職員の承諾を受けずに工事現場外に搬出してはならない。
- 5 受注者は、前項の規定にかかわらず、第2項の検査の結果不合格と決定された工事材料については、当該決定を受けた日から7日以内に工事現場外に搬出しなければならない。

（監督職員の立会い及び工事記録の整備等）

第14条 受注者は、設計図書において監督職員の立会いの上調査し、又は調査について見本検査を受けるものと指定された工事材料については、当該立会いを受けて調査し、又は当該見本検査に合格したものを使用しなければならない。

- 2 受注者は、設計図書において監督職員の立会いの上施工するものと指定された工事については、当該立会いを受けて施工しなければならない。
- 3 受注者は、前2項に規定するほか、発注者が特に必要があると認めて設計図書において見本又は工事写真等の記録を整備すべきものと指定した工事材料の調査又は工事の施工をするときは、設計図書に定めるところにより、当該見本又は工事写真等の記録を整備し、監督職員の請求があつたときは、当該請求を受けた日から7日以内に提出しなければならない。
- 4 監督職員は、受注者から第1項又は第2項の立会い又は見本検査を請求されたときは、当該請求を受けた日から7日以内に応じなければならない。
- 5 前項の場合において、監督職員が正当な理由なく受注者の請求に7日以内に応じないため、その後の工程に支障をきたすときは、受注者は、監督職員に通知した上、当該立会い又は見本検査を受けることなく、工事材料を調査して使用し、又は工事を施工することができる。この場合において、受注者は、当該工事材料の調査又は当該工事の施工を適切に行つたことを証する見本又は工事写真等の記録を整備し、監督職員の請求があつたときは、当該請求を受けた日から7日以内に提出しなければならない。
- 6 第1項、第3項又は前項の場合において、見本検査又は見本若しくは工事写真等の記録の整備に直接要する費用は、受注者の負担とする。

(支給材料及び貸与品)

第15条 削除

(工事用地の確保等)

第16条 発注者は、工事用地その他設計図書において定められた工事の施工上必要な用地（以下「工事用地等」という。）を受注者が工事の施工上必要とする日（設計図書に特別の定めがあるときは、その定められた日）までに確保しなければならない。

2 受注者は、確保された工事用地等を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。

3 工事の完成、設計図書の変更等によって工事用地等が不用となった場合において、当該工事用地等に受注者が所有又は管理する工事材料、建設機械器具、仮設物その他の物件（下請負人の所有又は管理するこれらの物件を含む。）があるときは、受注者は、当該物件を撤去するとともに、当該工事用地等を修復し、取り片付けて、発注者に明け渡さなければならない。

4 前項の場合において、受注者が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件を撤去せず、又は工事用地等の修復若しくは取片付けを行わないときは、発注者は、受注者に代わって当該物件を処分し、工事用地等の修復若しくは取片付けを行うことができる。この場合においては、受注者は、発注者の処分又は修復若しくは取片付けについて異議を申し出ることができず、また、発注者の処分又は修復若しくは取片付けに要した費用を負担しなければならない。

5 第3項に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、発注者が受注者の意見を聴いて定める。

(設計図書不適合の場合の改造義務及び破壊検査等)

第17条 受注者は、工事の施工部分が設計図書に適合しない場合において、監督職員がその改造を請求したときは、当該請求に従わなければならない。この場合において、当該不適合が監督職員の指示によるときその他発注者の責めに帰すべき事由によるときは、発注者は、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

2 監督職員は、受注者が第13条第2項又は第14条第1項から第3項までの規定に違反した場合において、必要があると認められるときは、工事の施工部分を破壊して検査することができる。

3 前項に規定するほか、監督職員は、工事の施工部分が設計図書に適合しないと認められる相当の理由がある場合において、必要があると認められるときは、当該相当の理由を受注者に通知して、工事の施工部分を最小限度破壊して検査することができる。

4 前2項の場合において、検査及び復旧に直接要する費用は受注者の負担とする。

(条件変更等)

第18条 受注者は、工事の施工に当たり、次の各号のいずれかに該当する事実を発見したときは、その旨を直ちに監督職員に通知し、その確認を請求しなければならない。

- 一 図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書が一致しないこと
(これらの優先順位が定められている場合を除く。)
- 二 設計図書に誤謬又は脱漏があること。
- 三 設計図書の表示が明確でないこと。
- 四 工事現場の形状、地質、湧水等の状態、施工上の制約等設計図書に示された自然的又は人為的な施工条件と実際の工事現場が一致しないこと。
- 五 設計図書で明示されていない施工条件について予期することのできない特別な状態が生じたこと。

2 監督職員は、前項の規定による確認を請求されたとき又は自ら同項各号に掲げる事実を発見したときは、受注者の立会いの上、直ちに調査を行わなければならない。ただし、受注者が立会いに応じない場合には、受注者の立会いを得ずに行うことができる。

3 発注者は、受注者の意見を聴いて、調査の結果（これに対してとるべき措置を指示する必要があるときは、当該指示を含む。）をとりまとめ、調査の終了後14日以内に、その結果を受注者に通知しなければならない。ただし、その期間内に通知できないやむを得ない理由があるときは、あらかじめ受注者の意見を聴いた上、当該期間を延長することができる。

4 前項の調査の結果において第1項の事実が確認された場合において、必要があると認められるときは、次に掲げるところにより、設計図書の訂正又は変更を行わなければならない。

- 一 第1項第1号から第3号までのいずれかに該当し設計図書を訂正する必要があるもの：発注者が行う。
- 二 第1項第4号又は第5号に該当し設計図書を変更する場合で工事目的物の変更を伴うもの：発注者が行う。
- 三 第1項第4号又は第5号に該当し設計図書を変更する場合で工事目的物の変更を伴わないもの：発注者と受注者とが協議して発注者が行う。

5 前項の規定により設計図書の訂正又は変更が行われた場合において、発注者は、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(設計図書の変更)

第19条 発注者は、前条第4項の規定によるほか、必要があると認めるときは、設計図書の変更内容を受注者に通知して、設計図書を変更することができる。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(工事の中止)

第20条 工事用地等の確保ができない等のため又は暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他の自然的又は人為的な事象（以下「天災等」という。）であつて受注者の責めに帰すことができないものにより工事目的物等に損害を生じ若しくは工事現場の状態が変動したため、受注者が工事を施工できないと認められるときは、発注者は、工事の中止内容を直ちに受注者に通知して、工事の全部又は一部の施工を一時中止させなければならない。

2 発注者は、前項の規定によるほか、必要があると認めるときは、工事の中止内容を受注者に通知して、工事の全部又は一部の施工を一時中止させることができる。

3 発注者は、前2項の規定により工事の施工を一時中止させた場合において、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者が工事の続行に備え工事現場を維持し若しくは労働者、建設機械器具等を保持するための費用その他の工事の施工の一時中止に伴う増加費用を必要とし若しくは受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(著しく短い工期の禁止)

第21条 発注者は、工期の延長又は短縮を行うときは、この工事に従事する者の労働時間その他の労働条件が適正に確保されるよう、やむを得ない事由により工事等の実施が困難であると見込まれる日数等を考慮しなければならない。

(受注者の請求による工期の延長)

第22条 受注者は、天候の不良、第2条の規定に基づく関連工事の調整への協力その他受注者の責めに帰すことができない事由により工期内に工事を完成することができないときは、その理由を明示した書面により、発注者に工期の延長変更を請求することができる。

2 発注者は、前項の規定による請求があつた場合において、必要があると認められるときは、工期を延長しなければならない。発注者は、その工期の延長が発注者の責めに帰すべき事由による場合においては、請負代金額について必要と認められる変更を行い、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(発注者の請求による工期の短縮)

第23条 発注者は、特別の理由により工期を短縮する必要があるときは、工期の短縮変更を受注者に請求することができる。

2 発注者は、前項の場合において、必要があると認められるときは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(工期の変更方法)

第24条 工期の変更については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、発注者が工期の変更事由が生じた日（第22条の場合にあっては発注者が工期変更の請求を受けた日、前条の場合にあっては受注者が工期変更の請求を受けた日）から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

(請負代金額の変更方法等)

第25条 請負代金額の変更については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、請負代金額の変更事由が生じた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

3 この契約書の規定により、受注者が増加費用を必要とした場合又は損害を受けた場合に発注者が負担する必要な費用の額については、発注者と受注者とが協議して定める。

(賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更)

第26条 発注者又は受注者は、工期内で請負契約締結の日から12月を経過した後に日本国内における賃金水準又は物価水準の変動により請負代金額が不適當となったと認めたときは、相手方に対して請負代金額の変更を請求することができる。

2 発注者又は受注者は、前項の規定による請求があったときは、変動前残工事代金額（請負代金額から当該請求時の出来形部分に相応する請負代金額を控除した額をいう。以下同じ。）と変動後残工事代金額（変動後の賃金又は物価を基礎として算出した変動前残工事代金額に相応する額をいう。以下同じ。）との差額のうち変動前残工事代金額の1000分の15を超える額につき、請負代金額の変更に応じなければならない。

3 変動前残工事代金額及び変動後残工事代金額は、請求のあった日を基準とし、物価指数等に基づき発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合にあっては、発注者が定め、受注者に通知する。

- 4 第1項の規定による請求は、この条の規定により請負代金額の変更を行った後再度行うことができる。この場合においては、同項中「請負契約締結の日」とあるのは、「直前のこの条に基づく請負代金額変更の基準とした日」とするものとする。
- 5 特別な要因により工期内に主要な工事材料の日本国内における価格に著しい変動を生じ、請負代金額が不相当となったときは、発注者又は受注者は、前各項の規定によるほか、請負代金額の変更を請求することができる。
- 6 予期することのできない特別の事情により、工期内に日本国内において急激なインフレーション又はデフレーションを生じ、請負代金額が著しく不相当となったときは、発注者又は受注者は、前各項の規定にかかわらず、請負代金額の変更を請求することができる。
- 7 前2項の場合において、請負代金額の変更額については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合にあつては、発注者が定め、受注者に通知する。
- 8 第3項及び前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知しなければならない。ただし、発注者が第1項、第5項又は第6項の請求を行った日又は受けた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

(臨機の措置)

- 第27条 受注者は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。この場合において、必要があると認めるときは、受注者は、あらかじめ監督職員の意見を聴かななければならない。ただし、緊急やむを得ない事情があるときは、この限りでない。
- 2 前項の場合においては、受注者は、そのとった措置の内容を監督職員に直ちに通知しなければならない。
 - 3 監督職員は、災害防止その他工事の施工上特に必要があると認めるときは、受注者に対して臨機の措置をとることを請求することができる。
 - 4 受注者が第1項又は前項の規定により臨機の措置をとった場合において、当該措置に要した費用のうち、受注者が請負代金額の範囲において負担することが適当でないと認められる部分については、発注者が負担する。

(一般的損害)

- 第28条 工事目的物の引渡し前に、工事目的物又は工事材料について生じた損害その他工事の施工に関して生じた損害（次条第1項若しくは第2項又は第30条第1項に規定する損害を除く。）については、受注者がその費用を負担する。ただし、その損害（第57条第1項の規定により付された保険等によりてん補された部分を除く。）のうち発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、発注者が負担する。

(第三者に及ぼした損害)

第29条 工事の施工について第三者に損害を及ぼしたときは、受注者がその損害を賠償しなければならない。ただし、その損害(第57条第1項の規定により付された保険等によりてん補された部分を除く。以下この条において同じ。)のうち発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、発注者が負担する。

2 前項の規定にかかわらず、工事の施工に伴い通常避けることができない騒音、振動、地盤沈下、地下水の断絶等の理由により第三者に損害を及ぼしたときは、発注者がその損害を負担しなければならない。ただし、その損害のうち工事の施工につき受注者が善良な管理者の注意義務を怠ったことにより生じたものについては、受注者が負担する。

3 前2項の場合その他工事の施工について第三者との間に紛争を生じた場合においては、発注者及び受注者は協力してその処理解決に当たるものとする。

(不可抗力による損害)

第30条 工事目的物の引渡し前に、天災等(設計図書で基準を定めたものにあつては、当該基準を超えるものに限る。)で発注者と受注者のいずれの責めにも帰すことができないもの(以下この条において「不可抗力」という。)により、工事目的物、仮設物又は工事現場に搬入済みの工事材料若しくは建設機械器具に損害が生じたときは、受注者は、その事実の発生後直ちにその状況を発注者に通知しなければならない。

2 発注者は、前項の規定による通知を受けたときは、直ちに調査を行い、同項の損害(受注者が善良な管理者の注意義務を怠ったことに基づくもの及び第57条第1項の規定により付された保険等によりてん補された部分を除く。以下この条において「損害」という。)の状況を確認し、その結果を受注者に通知しなければならない。

3 受注者は、前項の規定により損害の状況が確認されたときは、損害による費用の負担を発注者に請求することができる。

4 発注者は、前項の規定により受注者から損害による費用の負担の請求があったときは、当該損害の額(工事目的物、仮設物又は工事現場に搬入済みの工事材料若しくは建設機械器具であつて第13条第2項、第14条第1項若しくは第2項又は第38条第3項の規定による検査、立会いその他受注者の工事に関する記録等により確認することができるものに係る額に限る。)及び当該損害の取片付けに要する費用の額の合計額(第6項において「損害合計額」という。)のうち請負代金額の100分の1を超える額を負担しなければならない。

5 損害の額は、次に掲げる損害につき、それぞれ当該各号に定めるところにより、算定する。

一 工事目的物に関する損害 損害を受けた工事目的物に相応する請負代金額とし、残存価値がある場合にはその評価額を差し引いた額とする。

二 工事材料に関する損害

損害を受けた工事材料で通常妥当と認められるものに相応する請負代金額とし、残存価値がある場合にはその評価額を差し引いた額とする。

三 仮設物又は建設機械器具に関する損害

損害を受けた仮設物又は建設機械器具で通常妥当と認められるものについて、当該工事で償却することとしている償却費の額から損害を受けた時点における工事目的物に相応する償却費の額を差し引いた額とする。ただし、修繕によりその機能を回復することができ、かつ、修繕費の額が上記の額より少額であるものについては、その修繕費の額とする。

- 6 数次にわたる不可抗力により損害合計額が累積した場合における第2次以降の不可抗力による損害合計額の負担については、第4項中「当該損害の額」とあるのは「損害の額の累計」と、「当該損害の取片付けに要する費用の額」とあるのは「損害の取片付けに要する費用の額の累計」と、「請負代金額の100分の1を超える額」とあるのは「請負代金額の100分の1を超える額から既に負担した額を差し引いた額」として同項を適用する。

(請負代金額の変更に代える設計図書の変更)

第31条 発注者は、第8条、第15条、第17条から第20条まで、第22条、第23条、第26条から第28条まで、前条又は第34条の規定により請負代金額を増額すべき場合又は費用を負担すべき場合において、特別の理由があるときは、請負代金額の増額又は負担額の全部又は一部に代えて設計図書を変更することができる。この場合において、設計図書の変更内容は、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

- 2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知しなければならない。ただし、発注者が同項の請負代金額を増額すべき事由又は費用を負担すべき事由が生じた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

(検査及び引渡し)

第32条 受注者は、工事を完成したときは、その旨を発注者に通知しなければならない。

- 2 発注者又は発注者が検査を行う者として定めた職員（以下「検査職員」という。）は、前項の規定による通知を受けたときは、通知を受けた日から14日以内に受注者の立会いの上、設計図書に定めるところにより、工事の完成を確認するための検査を完了し、当該検査の結果を受注者に通知しなければならない。この場合において、発注者又は検査職員は、必要があると認められるときは、その理由を受注者に通知して、工事目的物を最小限度破壊して検査することができる。

- 3 前項の場合において、検査又は復旧に直接要する費用は、受注者の負担とする。
- 4 発注者は、第2項の検査によって工事の完成を確認した後、受注者が工事目的物の引渡しを申し出たときは、直ちに当該工事目的物の引渡しを受けなければならない。
- 5 発注者は、受注者が前項の申出を行わないときは、当該工事目的物の引渡しを請負代金の支払いの完了と同時に行うことを請求することができる。この場合においては、受注者は、当該請求に直ちに応じなければならない。
- 6 受注者は、工事が第2項の検査に合格しないときは、直ちに修補して発注者の検査を受けなければならない。この場合においては、修補の完了を工事の完成とみなして前各項の規定を適用する。

(請負代金の支払い)

- 第33条 受注者は、前条第2項の検査に合格したときは、請負代金の支払いを請求することができる。
- 2 官署支出官岡山労働局長は、前項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から40日以内に請負代金を支払わなければならない。
 - 3 発注者がその責めに帰すべき事由により前条第2項の期間内に検査をしないときは、その期限を経過した日から検査をした日までの期間の日数は、前項の期間（以下この項において「約定期間」という。）の日数から差し引くものとする。この場合において、その遅延日数が約定期間の日数を超えるときは、約定期間は、遅延日数が約定期間の日数を超えた日において満了したものとみなす。

(部分使用)

- 第34条 発注者は、第32条第4項又は第5項の規定による引渡し前においても、工事目的物の全部又は一部を受注者の承諾を得て使用することができる。
- 2 前項の場合においては、発注者は、その使用部分を善良な管理者の注意をもって使用しなければならない。
 - 3 発注者は、第1項の規定により工事目的物の全部又は一部を使用したことによって受注者に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。

(前金払)

- 第35条 受注者は、保証事業会社と、契約書記載の工事完成の時期を保証期限とする公共工事の前払金保証事業に関する法律第2条第5項に規定する保証契約（以下「保証契約」という。）を締結し、その保証証書を発注者に寄託して、請負代金額の10分の4以内の前払金の支払いを発注者に請求することができる。
- 2 官署支出官岡山労働局長は、前項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から14日以内に前払金を支払わなければならない。
 - 3 削除
 - 4 削除

- 5 受注者は、請負代金額が著しく増額された場合においては、その増額後の請負代金額の10分の4から受領済みの前払金額（中間前払金の支払いを受けている場合には、中間前払金を含む。以下この条から第37条まで、第41条及び第53条において同じ。）を差し引いた額に相当する額の範囲内で前払金の支払いを請求することができる。この場合においては、第2項の規定を準用する。
- 6 受注者は、請負代金額が著しく減額された場合において、受領済みの前払金額が減額後の請負代金額の10分の5（第3項の規定により中間前払金の支払いを受けているときは（10分の6））を超えるときは、受注者は、請負代金額が減額された日から30日以内にその超過額を返還しなければならない。ただし、本項の期間内に第38条又は第39条の規定による支払いをしようとするときは、発注者は、その支払額の中からその超過額を控除することができる。
- 7 前項の期間内で前払金の超過額を返還する前にさらに請負代金額を増額した場合において、増額後の請負代金額が減額前の請負代金額以上の額であるときは、受注者は、その超過額を返還しないものとし、増額後の請負代金額が減額前の請負代金額未満の額であるときは、受注者は、受領済みの前払金の額からその増額後の請負代金額の10分の5の額を差し引いた額を返還しなければならない。
- 8 発注者は、受注者が第6項の期間内に超過額を返還しなかったときは、その未返還額につき、同項の期間を経過した日から返還をする日までの期間について、その日数に応じ、年2.5パーセントの割合で計算した額の遅延利息の支払いを請求することができる。

（保証契約の変更）

- 第36条 受注者は、前条第5項の規定により受領済みの前払金に追加してさらに前払金の支払いを請求する場合には、あらかじめ、保証契約を変更し、変更後の保証証書を発注者に寄託しなければならない。
- 2 受注者は、前項に定める場合のほか、請負代金額が減額された場合において、保証契約を変更したときは、変更後の保証証書を直ちに発注者に寄託しなければならない。
 - 3 受注者は、前払金額の変更を伴わない工期の変更が行われた場合には、発注者に代わりその旨を保証事業会社に直ちに通知するものとする。

（前払金の使用等）

- 第37条 受注者は、前払金をこの工事の材料費、労務費、機械器具の賃借料、機械購入費（この工事において償却される割合に相当する額に限る。）、動力費、支払運賃、修繕費、仮設費、労働者災害補償保険料及び保証料に相当する額として必要な経費以外の支払いに充当してはならない。

（部分払）

第38条 削除

(部分引渡し)

第39条 工事目的物について、発注者が設計図書において工事の完成に先だって引渡しを受けるべきことを指定した部分（以下「指定部分」という。）がある場合において、当該指定部分の工事が完了したときについては、第32条中「工事」とあるのは「指定部分に係る工事」と、「工事目的物」とあるのは「指定部分に係る工事目的物」と、同条第5項及び第33条中「請負代金」とあるのは「部分引渡しに係る請負代金」と読み替えて、これらの規定を準用する。

2 前項の規定により準用される第33条第1項の規定により請求することができる部分引渡しに係る請負代金の額は、次の式により算定する。この場合において、指定部分に相応する請負代金の額は、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、発注者が前項の規定により準用される第32条第2項の検査の結果の通知をした日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

部分引渡しに係る請負代金の額＝指定部分に相応する請負代金の額×（1－前払金額／請負代金額）

(国庫債務負担行為に係る契約の特則)

第40条 削除

(国債に係る契約の前金払の特則)

第41条 削除

(国債に係る契約の部分払の特則)

第42条 削除

(第三者による代理受領)

第43条 受注者は、発注者の承諾を得て請負代金の全部又は一部の受領につき、第三者を代理人とすることができる。

2 発注者は、前項の規定により受注者が第三者を代理人とした場合において、受注者の提出する支払請求書に当該第三者が受注者の代理人である旨の明記がなされているときは、当該第三者に対して第33条（第39条において準用する場合を含む。）の規定に基づく支払いをしなければならない。

(前払金等の不払に対する工事中止)

第44条 受注者は、発注者が第35条、第38条又は第39条において準用される第33条の規定に基づく支払いを遅延し、相当の期間を定めてその支払いを請求したにもかかわらず支払いをしないときは、工事の全部又は一部の施工を一時中止することができる。

きる。この場合においては、受注者は、その理由を明示した書面により、直ちにその旨を発注者に通知しなければならない。

- 2 発注者は、前項の規定により受注者が工事の施工を中止した場合において、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者が工事の続行に備え工事現場を維持し若しくは労働者、建設機械器具等を保持するための費用その他の工事の施工の一時中止に伴う増加費用を必要とし若しくは受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(契約不適合責任)

第45条 発注者は、引き渡された工事目的物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）であるときは、受注者に対し、目的物の修補又は代替物の引渡しによる履行の追完を請求することができる。ただし、その履行の追完に過分の費用を要するときは、発注者は、履行の追完を請求することができない。

- 2 前項の場合において、受注者は、発注者に不相当な負担を課するものでないときは、発注者が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。
- 3 第1項の場合において、発注者が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、発注者は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに代金の減額を請求することができる。
 - 一 履行の追完が不能であるとき
 - 二 受注者が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき
 - 三 工事目的物の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。
 - 四 前3号に掲げる場合のほか、発注者がこの項の規定による催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

(発注者の任意解除権)

第46条 発注者は、工事が完成するまでの間は、次条又は第48条の規定によるほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。

- 2 発注者は、前項の規定によりこの契約を解除した場合において、受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

(発注者の催告による解除権)

第47条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときはこの契約を解除することが

できる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

- 一 削除
- 二 正当な理由なく、工事に着手すべき期日を過ぎても工事に着手しないとき。
- 三 工期内に完成しないとき又は工期経過後相当の期間内に工事を完成する見込みがないと認められるとき。
- 四 第10条第1項第2号に掲げる者を設置しなかったとき。
- 五 正当な理由なく、第45条第1項の履行の追完がなされないとき。
- 六 前各号に掲げる場合のほか、この契約に違反したとき。

(発注者の催告によらない解除権)

第48条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- 一 第5条第1項の規定に違反して請負代金債権を譲渡したとき。
- 二 削除
- 三 この契約の目的物を完成させることができないことが明かであるとき。
- 四 引き渡された工事目的物に契約不適合がある場合において、その不適合が目的物を除却した上で再び建設しなければ、契約の目的を達成することができないものであるとき。
- 五 受注者がこの契約の目的物の完成の債務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- 六 受注者の債務の一部の履行が不能である場合又は受注者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。
- 七 契約の目的物の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行をしないでその時期を経過したとき。
- 八 前各号に掲げる場合のほか、受注者がその債務の履行をせず、発注者が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。
- 九 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この条において同じ。）又は暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下この条において同じ。）が経営に実質的に関与していると認められる者に請負代金債権を譲渡したとき。
- 十 第50条又は第51条の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。
- 十一 受注者（受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この号において同じ。）が次のいずれかに該当するとき。

- イ 役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時建設工事の請負契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員であると認められるとき。
- ロ 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
- ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
- ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
- ホ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- ヘ 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約にあたり、その相手方がイからホまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
- ト 受注者が、イからホまでのいずれかに該当する者を下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（ヘに該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

（発注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限）

第49条 第47条各号又は前条各号に定める場合が発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、発注者は、前2条の規定による契約の解除をすることができない。

（受注者の催告による解除権）

第50条 受注者は、発注者がこの契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

（受注者の催告によらない解除権）

第51条 受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- 一 第19条の規定により設計図書を変更したため請負代金額が3分の2以上減少したとき。
- 二 第20条の規定による工事の施工の中止期間が工期の10分の5（工期の10分の5が6月を超えるときは、6月）を超えたとき。ただし、中止が工事の一部のみ

の場合は、その一部を除いた他の部分の工事が完了した後3月を経過しても、なおその中止が解除されないとき。

(受注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)

第52条 第50条又は前条各号に定める場合が受注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、受注者は、前2条の規定による契約の解除をすることができない。

(解除に伴う措置)

第53条 発注者は、この契約が工事の完成前に解除された場合においては、出来形部分を検査の上、当該検査に合格した部分及び部分払の対象となった工事材料の引渡しを受けるものとし、当該引渡しを受けたときは、当該引渡しを受けた出来形部分に相応する請負代金を受注者に支払わなければならない。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは、その理由を受注者に通知して、出来形部分を最小限度破壊して検査することができる。

2 前項の場合において、検査又は復旧に直接要する費用は、受注者の負担とする。

3 第1項の場合において、第35条(第41条において準用する場合を含む。)の規定による前払金があったときは、当該前払金の額(第38条及び第42条の規定による部分払をしているときは、その部分払において償却した前払金の額を控除した額)を同項前段の出来形部分に相応する請負代金額から控除する。この場合において、受領済みの前払金額になお余剰があるときは、受注者は、解除が第47条、第48条又は次条第3項の規定によるときにあっては、その余剰額に前払金の支払いの日から返還の日までの日数に応じ年2.5パーセントの割合で計算した額の利息を付した額を、解除が第46条、第50条又は第51条の規定によるときにあっては、その余剰額を発注者に返還しなければならない。

4 受注者は、この契約が工事の完成前に解除された場合において、支給材料があるときは、第1項の出来形部分の検査に合格した部分に使用されているものを除き、発注者に返還しなければならない。この場合において、当該支給材料が受注者の故意若しくは過失により滅失若しくはき損したとき、又は出来形部分の検査に合格しなかった部分に使用されているときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。

5 受注者は、この契約が工事の完成前に解除された場合において、貸与品があるときは、当該貸与品を発注者に返還しなければならない。この場合において、当該貸与品が受注者の故意又は過失により滅失又はき損したときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。

6 受注者は、この契約が工事の完成前に解除された場合において、工事用地等に受注者が所有又は管理する工事材料、建設機械器具、仮設物その他の物件(下請負人の所有又は管理するこれらの物件を含む。)があるときは、受注者は、当該物件を撤去す

るとともに、工事用地等を修復し、取り片付けて、発注者に明け渡さなければならない。

- 7 前項の場合において、受注者が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件を撤去せず、又は工事用地等の修復若しくは取片付けを行わないときは、発注者は、受注者に代わって当該物件を処分し、工事用地等を修復若しくは取片付けを行うことができる。この場合においては、受注者は、発注者の処分又は修復若しくは取片付けについて異議を申し出ることができず、また、発注者の処分又は修復若しくは取片付けに要した費用を負担しなければならない。
- 8 第4項前段及び第5項前段に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、この契約の解除が第47条、第48条又は次条第3項の規定によるときは発注者が定め、第46条、第50条又は第51条の規定によるときは受注者が発注者の意見を聴いて定めるものとし、第4項後段、第5項後段及び第6項に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、発注者が受注者の意見を聴いて定めるものとする。
- 9 工事の完成後にこの契約が解除された場合は、解除に伴い生じる事項の処理については発注者及び受注者が民法の規定に従って協議して決める。

(発注者の損害賠償請求等)

- 第54条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。
- 一 工期内に工事を完成することができないとき。
 - 二 この工事目的物に契約不適合があるとき。
 - 三 第47条又は第48条の規定により工事目的物の完成後にこの契約が解除されたとき。
 - 四 前3号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。
- 2 次の各号のいずれかに該当するときは、前項の損害賠償に代えて、受注者は、請負代金額の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。
- 一 第47条又は第48条の規定により工事目的物の完成前にこの契約が解除されたとき。
 - 二 工事目的物の完成前に、受注者がその債務の履行を拒否し、又は受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となったとき。
- 3 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。
- 一 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人

- 二 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人
- 三 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等
- 4 第1項各号又は第2項各号に定める場合（前項の規定により第2項第2号に該当する場合とみなされる場合を除く。）がこの契約及び取引上の社会通念に照らして受注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、第1項及び第2項の規定は適用しない。
- 5 第1項第1号に該当し、発注者が損害の賠償を請求する場合の請求額は、請負代金額から部分引渡しを受けた部分に相応する請負代金額を控除した額につき、遅延日数に応じ、年3パーセントの割合で計算した額とする。
- 6 第2項の場合（第48条第9号及び第11号の規定により、この契約が解除された場合を除く。）において、第4条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は、当該契約保証金又は担保をもって同項の違約金に充当することができる

（談合等不正行為があった場合の違約金等）

第54条の2 受注者（共同企業体にあつては、その構成員）が、次に掲げる場合のいずれかに該当したときは、受注者は、発注者の請求に基づき、請負代金額（この契約締結後、請負代金額の変更があった場合には、変更後の請負代金額。次項において同じ。）の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

一 この契約に関し、受注者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条の規定に違反し、又は受注者が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が受注者に対し、独占禁止法第7条の2第1項

（独占禁止法第8条の3において準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。以下この条において同じ。）。

二 納付命令又は独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令（これらの命令が受注者又は受注者が構成事業者である事業者団体（以下「受注者等」という。）に対して行われたときは、受注者等に対する命令で確定したものをいい、受注者等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令すべてが確定した場合における当該命令をいう。次号及び次項第2号において同じ。）において、この契約に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。

- 三 前号に規定する納付命令又は排除措置命令により、受注者等に独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が、当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が受注者に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。）に入札（見積書の提出を含む。）が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。
- 四 この契約に関し、受注者（法人にあっては、その役員又は使用人を含む。次項第2号において同じ。）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。
- 2 この契約に関し、次の各号に掲げる場合のいずれかに該当したときは、受注者は、発注者の請求に基づき、前項に規定する請負代金額の10分の1に相当する額のほか、請負代金額の100分の5に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。
- 一 前項第1号に規定する確定した納付命令における課徴金について、独占禁止法第7条の2第8項又は第9項の規定の適用があるとき。
- 二 前項第2号に規定する納付命令若しくは排除措置命令又は同項第4号に規定する刑に係る確定判決において、受注者が違反行為の首謀者であることが明らかになったとき。
- 3 受注者が前2項の違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、受注者は、当該期間を経過した日から支払いをする日までの日数に応じ、年3パーセントの割合で計算した額の遅延利息を発注者に支払わなければならない。
- 4 受注者は、契約の履行を理由として、第1項及び第2項の違約金を免れることができない。
- 5 第1項及び第2項の規定は、発注者に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、発注者がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

（受注者の損害賠償請求等）

第55条 受注者は、発注者が次の各号のいずれかに該当する場合はこれによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、当該各号に定める場合がこの契約及び取引上の社会通念に照らして発注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

- 一 第50条又は第51条の規定によりこの契約が解除されたとき。
- 二 前号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。
- 2 第33条第2項（第39条において準用する場合を含む。）の規定による請負代金の支払いが遅れた場合においては、受注者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、昭和24年12月大蔵省告示第991号「政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率を定める

件」に定める率により計算して得られた額（百円未満切り捨て）の支払いを官署支出官岡山労働局長に請求することができる。

（契約不適合責任期間等）

第56条 発注者は、引き渡された工事目的物に関し、第32条第4項又は第5項（第39条においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の規定による引渡し（以下この条において単に「引渡し」という。）を受けた日から2年以内でなければ、契約不適合を理由とした履行の追完の請求、損害賠償の請求、代金の減額の請求又は契約の解除（以下この条において「請求等」という。）をすることができない。

2 前項の規定にかかわらず、設備機器本体等の契約不適合については、引渡しの時、発注者が検査して直ちにその履行の追完を請求しなければ、受注者は、その責任を負わない。ただし、当該検査において一般的な注意の下で発見できなかった契約不適合については、引渡しを受けた日から1年が経過する日まで請求等を行うことができる。

3 前2項の請求等は、具体的な契約不適合の内容、請求する損害額の算定の根拠等当該請求等の根拠を示して、受注者の契約不適合責任を問う意思を明確に告げることで行う。

4 発注者が第1項又は第2項に規定する契約不適合に係る請求等が可能な期間（以下この項及び第7項において「契約不適合責任期間」という。）の内に契約不適合を知り、その旨を受注者に通知した場合において、発注者が通知から1年が経過する日までに前項に規定する方法による請求等をしたときは、契約不適合責任期間の内に請求等をしたものとみなす。

5 発注者は、第1項又は第2項の請求等を行ったときは、当該請求等の根拠となる契約不適合に関し、民法の消滅時効の範囲で、当該請求等以外に必要と認められる請求等を行うことができる。

6 前各項の規定は、契約不適合が受注者の故意又は重過失により生じたものであるときには適用せず、契約不適合に関する受注者の責任については、民法の定めるところによる。

7 民法第637条第1項の規定は、契約不適合責任期間については適用しない。

8 発注者は、工事目的物の引渡しの際に契約不適合があることを知ったときは、第1項の規定にかかわらず、その旨を直ちに受注者に通知しなければ、当該契約不適合に関する請求等を行うことはできない。ただし、受注者がその契約不適合があることを知っていたときは、この限りでない。

9 引き渡された工事目的物の契約不適合が支給材料の性質又は発注者若しくは監督員の指示により生じたものであるときは、発注者は当該契約不適合を理由として、請求等を行うことができない。ただし、受注者がその材料又は指示の不相当であることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

(火災保険等)

第57条 受注者は、工事目的物及び工事材料（支給材料を含む。以下この条において同じ。）等を設計図書に定めるところにより火災保険、建設工事保険その他の保険

（これに準ずるものを含む。以下この条において同じ。）に付さなければならない。

2 受注者は、前項の規定により保険契約を締結したときは、その証券又はこれに代わるものを直ちに発注者に提示しなければならない。

3 受注者は、工事目的物及び工事材料等を第1項の規定による保険以外の保険に付したときは、直ちにその旨を発注者に通知しなければならない。

(制裁金等の徴収)

第58条 受注者がこの契約に基づく制裁金、賠償金、損害金又は違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、発注者は、その支払わない額に発注者の指定する期間を経過した日から請負代金額支払いの日まで年3パーセントの割合で計算した利息を付した額と、発注者の支払うべき請負代金額とを相殺し、なお不足があるときは追徴する。

2 前項の追徴をする場合には、発注者は、受注者から遅延日数につき年3パーセントの割合で計算した額の延滞金を徴収する。

(あっせん又は調停)

第59条 この契約書の各条項において発注者と受注者とが協議して定めるものにつき協議が整わなかったときに発注者が定めたものに受注者が不服がある場合その他この契約に関して発注者と受注者との間に紛争を生じた場合には、発注者及び受注者は、建設業法による建設工事紛争審査会（以下「審査会」という。）のあっせん又は調停によりその解決を図る。

2 前項の規定にかかわらず、現場代理人の職務の執行に関する紛争、監理技術者等又は専門技術者その他受注者が工事を施工するために使用している下請負人、労働者等の工事の施工又は管理に関する紛争及び監督職員の職務の執行に関する紛争については、第12条第3項の規定により受注者が決定を行った後若しくは同条第5項の規定により発注者が決定を行った後、又は発注者若しくは受注者が決定を行わずに同条第3項若しくは第5項の期間が経過した後でなければ、発注者及び受注者は、前項のあっせん又は調停を請求することができない。

(仲 裁)

第60条 発注者及び受注者は、その一方又は双方が前条の審査会のあっせん又は調停により紛争を解決する見込みがないと認めたときは、同条の規定にかかわらず、仲裁合意書に基づき、審査会の仲裁に付し、その仲裁判断に服する。

(情報通信の技術を利用する方法)

第61条 この契約書において書面により行わなければならないこととされている催告、請求、通知、報告、申出、承諾、解除及び指示は、建設業法その他の法令に違反しない限りにおいて、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法を用いて行うことができる。ただし、当該方法は書面の交付に準ずるものでなければならない、その具体的な取扱は設計図書に定めるものとする。

(厚生労働省所管法令違反に係る報告)

第62条 受注者は、受注者又はその役員若しくは使用人が、厚生労働省所管法令違反により行政処分を受け又は送検された場合は、速やかに発注者に報告する。

(厚生労働省所管法令違反に係る契約解除)

第63条 発注者は、次の各号の一に該当する事由が生じたときは、催告その他の手続を要せず、受注者に対する書面による通知により、本契約の全部又は一部を解除することができる。

- 一 受注者又はその役員若しくは使用人が、厚生労働省所管法令違反により行政処分を受け又は送検されたとき。
- 二 受注者が本契約締結以前に発注者に提出した、厚生労働省所管法令違反に関する自己申告書に虚偽があったことが判明したとき。
- 三 受注者が、受注者又はその役員若しくは使用人が第1号の状況に至ったことを報告しなかったことが判明したとき。

2 本契約の再委託先について前項の状況に至った場合も、同様とする。

(厚生労働省所管法令違反に係る違約金)

第64条 前条の規定により発注者が契約を解除した場合、受注者は、違約金として、発注者の請求に基づき、契約金額(本契約締結後、契約金額の変更があった場合には、変更後の契約金額)の100分の10に相当する額を発注者が指定する期日までに支払わなければならない。

- 2 受注者は、契約の履行を理由として、前項の違約金を免れることができない。
- 3 第1項の規定は、発注者に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、発注者がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

(補 則)

第65条 この契約書に定めのない事項については、必要に応じて発注者と受注者とが協議して定める。

6 現場説明等質問用紙

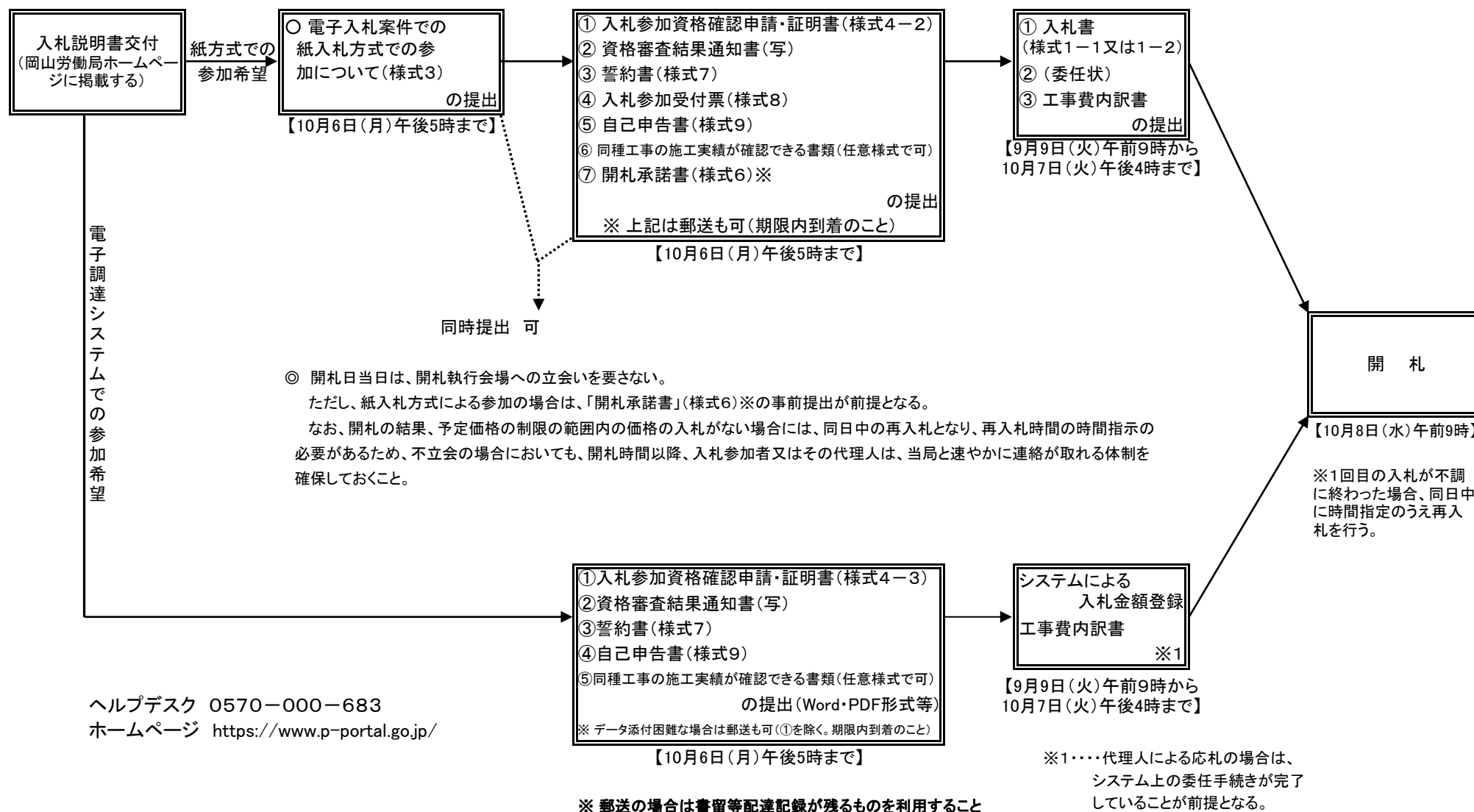
現場説明等質問用紙

令和7年9月9日

工 事 名	雇用保険電子申請事務センター及び大和町倉庫の 移転に係る改修工事		
発 注 者 名	岡山労働局	TEL	086(225)2011
会 社 名			
住 所			
連 絡 先	TEL : メールアドレス :		
担 当 者	部課名	氏名	
質問事項			
質問受付期限：令和7年10月6日（月）午後5時まで（必着） ※期限までにメール（33cyotatsu@mhlw.go.jp）（件名の最初に「工事名」を記載）または郵送（総務課会計第二係あて）にて、送信お願いいたします。			

7 入札の流れ

入札の流れ



8 入札書用紙等（様式 1－1～様式 9）、工事費内訳書、
入札関係書類受領書、封筒記載例

(様式1－1)

入 札 書

令和 年 月 日

支出負担行為担当官

岡山労働局総務部長 榎本 俊一 殿

入札者 住所

商号又は名称

代表者氏名

下記のとおり、会計法令、入札説明書等を承諾のうえ入札します。

記

件 名：雇用保険電子申請事務センター及び大和町倉庫の移転に係る
改修工事

入札金額：¥

※別紙「工事費内訳書」の＊工事価格と一致

※ 入札参加者本人が入札する場合に使用する様式

(様式1－2)

入 札 書

令和 年 月 日

支出負担行為担当官

岡山労働局総務部長 榎本 俊一 殿

入札者 住所

商号又は名称

代表者氏名

代 理 人

下記のとおり、会計法令、入札説明書等を承諾のうえ入札します。

記

件 名：雇用保険電子申請事務センター及び大和町倉庫の移転に係る
改修工事

入札金額：¥

※別紙「工事費内訳書」の＊工事価格と一致

※ 代理人が入札する場合に使用する様式

(様式2)

委任状

令和 年 月 日

支出負担行為担当官

岡山労働局総務部長 榎本 俊一 殿

委任者 住所

商号又は名称

代表者氏名

今般(代理人氏名)を代理人と定め、下記事項の入札及び見積もりに関する一切の権限を委任します。

記

件 名：雇用保険電子申請事務センター及び大和町倉庫の移転に係る
改修工事

(様式3)

令和 年 月 日

支出負担行為担当官

岡山労働局総務部長 榎本 俊一 殿

参加者 住所

商号又は名称

代表者氏名

電子入札案件での紙入札方式での参加について

貴部局発注の下記入札案件について、電子調達システムを利用して入札に参加できないので、紙入札方式で参加いたします。

記

1 入札案件名：雇用保険電子申請事務センター及び大和町倉庫の移転に係る
改修工事

2 電子調達システムでの参加ができない理由

記入例

(様式3)

令和 年 月 日

支出負担行為担当官

岡山労働局総務部長 榎本 俊一 殿

参加者 住所 岡山市〇〇区〇〇町〇〇-〇〇
商号又は名称 〇〇〇〇株式会社
代表者氏名 〇 〇 〇 〇

電子入札案件での紙入札方式での参加について

貴部局発注の下記入札案件について、電子調達システムを利用して入札に参加できないので、紙入札方式で参加いたします。

記

1 入札案件名：雇用保険電子申請事務センター及び大和町倉庫の移転に係る
改修工事

2 電子調達システムでの参加ができない理由

(記入例)

- ・電子入札用認証カードの申請中だが、手続きが遅れているため
- ・電子入札対応のシステム環境が整っていないため 等

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする

(様式4)

入札参加資格確認関係書類

1 紙入札参加者は、

- ① 入札参加資格確認申請・証明書(様式4-2)
- ② 資格審査結果通知書(令和07・08年度厚生労働省競争参加資格審査)の写し
- ③ 「誓約書」(様式7)
- ④ 入札参加受付票(様式8)
- ⑤ 自己申告書(様式9)
- ⑥ 同種工事の施工実績が確認できる書類(任意様式で可)

を、令和7年10月6日(月)午後5時までに提出すること。

2 電子入札による入札参加者は、

- ① 入札参加資格確認申請・証明書(様式4-3)
- ② 資格審査結果通知書(令和07・08年度厚生労働省競争参加資格審査)の写し
- ③ 「誓約書」(様式7)
- ④ 自己申告書(様式9)
- ⑤ 同種工事の施工実績が確認できる書類(任意様式で可)

を、令和7年10月6日(月)午後5時までに提出すること。

なお、上記書類の提出にあっては、郵送も可(期限内到着)とする。ただし、郵送の場合は書留など記録が残るものを利用すること。

3 紙入札参加者は、代理人にあっては委任状(様式2)を入札日当日に持参すること。

開札当日の立ち会いは要さないが、「開札承諾書」を事前提出すること。

(様式4-2)

令和 年 月 日

支出負担行為担当官

岡山労働局総務部長 榎本 俊一 殿

下記の調達案件に係る一般競争入札の参加を申請します。

また、当社が落札した際は、岡山労働局との契約に支障が生じないよう、貴職が指定する業務内容を履行することが可能であること及び入札公告にある入札参加者に必要な資格を有することを証明します。

記

- | | |
|-----------|--|
| 1 調達案件名 | 雇用保険電子申請事務センター及び大和町倉庫の移転に係る改修工事 |
| 2 開 札 日 | 令和7年10月8日(水) 午前9時 |
| 3 工 期 | 令和7年11月4日から令和8年2月3日まで |
| 4 添 付 書 類 | 資格審査結果通知書(写)、同種工事の施工実績が確認できる書類(任意様式で可) |

(入 札 者)

住所

商号又は名称

代表者氏名

※ 紙入札で参加する場合に提出する様式

(様式4-3)

令和 年 月 日

支出負担行為担当官

岡山労働局総務部長 榎本 俊一 殿

下記の調達案件に係る一般競争入札の参加を申請します。

また、当社が落札した際は、岡山労働局との契約に支障が生じないよう、貴職が指定する業務内容を履行することが可能であること及び入札公告にある入札参加者に必要な資格を有することを証明します。

記

- | | | |
|---|---------|--|
| 1 | 調達案件番号 | 544998 |
| 2 | 調達案件名 | 雇用保険電子申請事務センター及び大和町倉庫の移転に係る改修工事 |
| 3 | 工 期 | 令和7年11月4日から令和8年2月3日まで |
| 4 | 添 付 書 類 | 資格審査結果通知書(写)、同種工事の施工実績が確認できる書類(任意様式で可) |

参加資格確認申請提出者

登録番号

業種名及び等級

業者名称

業者郵便番号

業者住所

代表者役職名

代表者氏名

代表電話番号

連絡先部署名

連絡先氏名

連絡先電話番号

連絡先メールアドレス

※ 電子入札システムで参加する場合に提出する様式

(様式5)

入 札 辞 退 届

件 名 雇用保険電子申請事務センター及び大和町倉庫の移転に係る改修工事

上記について、都合により入札を辞退します。

令和 年 月 日

支出負担行為担当官

岡山労働局総務部長 榎本 俊一 殿

住 所

商号又は名称

代表者氏名

(様式 6)

開 札 承 諾 書

【紙入札方式】

令和 年 月 日

支出負担行為担当官

岡山労働局総務部長 榎本 俊一 殿

参加者 住 所
商号又は名称
代表者氏名

私は、次の入札に係り、開札方法及び開札結果等の一切の事項について異議申し立てを行わないことを承諾し、入札に参加します。

【入札件名】 雇用保険電子申請事務センター及び大和町倉庫の移転
に係る改修工事

【開札日時】 令和7年10月8日（水）午前9時

(様式 7)

誓 約 書

□ 私/□ 当社は、一般競争入札に参加するに当たり、下記 1 及び 2 の事実と相違がないこと及び事実と相違があった場合は速やかに通知するとともに、下記 3 及び 4 のいずれにも該当しないこと、ならびに、将来においても該当することがないことを誓約します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、当方の個人情報を警察に提供することについて同意します。

- 1 予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号。以下「予決令」という。）第 70 条の規定に該当しない者であること（未成年者、被保佐人又は被補助人であっても、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。）。

また、予決令第 71 条に規定される次の各号のいずれかに該当し、かつその事実があった後 3 年を経過していない者でないこと（これを代理人、支配人その他の使用人として使用する者についてもまた同じ。）。

イ 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し若しくは不正の利益を得るために連合した者

ロ 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者

ハ 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者

ニ 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者

ホ 前各号のいずれかに該当する事実があった後 3 年を経過しない者を、契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用した者

- 2 直近 2 年間に支払うべき社会保険料（厚生年金保険、健康保険（全国健康保険協会管掌のもの）、船員保険及び国民年金の保険料をいう。）及び直近 2 保険年度に支払うべき労働保険料（労働者災害補償保険及び雇用保険の保険料をいう。）について、一切滞納がないこと。

※当該保険料の納付事実を確認するために関係書類の提示・提出を求められたときは、速やかに対応することを確約する。

- 3 契約の相手方として不適当な者

（1）法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（令和 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ）又は暴力団員（同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき

（2）役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき

（3）役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき

（4）役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき

（5）役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

- 4 契約の相手方として不適当な行為をする者

（1）暴力的な要求行為

（2）法的な責任を超えた不当な要求行為

（3）取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為

（4）偽計又は威力を用いて支出負担行為担当官の業務を妨害する行為

（5）その他前各号に準ずる行為

支出負担行為担当官

岡山労働局総務部長 榎本 俊一 殿

令和 年 月 日

住 所
商号または名称
代 表 者

※個人の場合は生年月日を記載すること。

※法人の場合は役員の氏名及び生年月日が明らかとなる資料を添付すること。

役員等名簿

【参考様式】

法人（個人）名：

[illegible]

(様式8)

入札参加受付票

雇用保険電子申請事務センター及び大和町倉庫の移転に係る改修工事

企 業 名 称	
企 業 住 所	〒
代 表 者 役 職 名	
代 表 者 氏 名	
代 表 電 話 番 号	
連 絡 先 部 署 名	
連絡先（担当者）氏名	
連 絡 先 住 所	〒
連 絡 先 電 話 番 号	
連絡先メールアドレス	

(様式 9)

自己申告書

下記の内容について誓約いたします。

なお、この誓約書に虚偽があったことが判明した場合、又は報告すべき事項を報告しなかったことが判明した場合には、本契約を解除されるなど当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

- 1 厚生労働省から指名停止の措置を受けている期間中でないこと。
- 2 過去 1 年以内に、当社又はその役員若しくは使用人が、厚生労働省所管法令違反により行政処分を受け又は送検されていないこと。
- 3 契約締結後、当社又はその役員若しくは使用人が、厚生労働省所管法令違反により行政処分を受け又は送検された場合には、速やかに報告すること。
- 4 前記 1 から 3 について、本契約について当社が再委託を行った場合の再委託先についても同様であること。

令和 年 月 日

住所

商号又は名称

代表者氏名

支出負担行為担当官

岡山労働局総務部長 榎本 俊一 殿

令和 年 月 日

支出負担行為担当官
岡山労働局総務部長
榎本 俊一 殿

工 事 費 内 訳 書

工事内訳：雇用保険電子申請事務センター及び大和町倉庫の移転に係る改修工事

住 所

商号又は名称

代表者 氏名

費目	工種	種別	単位	数量	単価	金額	摘要
	雇用保険電子申請事務センター及び大和町倉庫の移転に係る改修工事						
I	建築工事		式	1.0			
II	電気設備工事		式	1.0			
III	機械設備工事		式	1.0			
IV	解体工事		式	1.0			
	①計						
	共通仮設工事		式	1.0			
	現場管理費		式	1.0			
	一般管理費		式	1.0			
	②計						
	工事価格(合計)	①計+②計					
	③消費税等相当額	(①計+②計)×10%					
	工事費(総合計)	①計+②計+③消費税等相当額					

[illegible]

費目	工種	種別	単位	数量	単価	金額	摘要
1	直接仮設工事						
	床養生	廊下部分	m ²	50.5			
	エレベーター養生		台	1.0			
	脚立足場		m ²	111.0			
	高所作業車	13～14m	台	1.0			
	整理清掃費		m ²	111.0			
	小計						
2	金属工事						
	天井開口補強	エアコン	カ所	6.0			
	天井開口部分下地組		カ所	4.0			
	倉庫床見切り	SUS製	m	8.9			
	小計						

費目	工種	種別	単位	数量	単価	金額	摘要
3	塗装工事						
	壁下地処理		m ²	91.5			
	壁EP塗		m ²	91.5			
	小計						
4	内装工事						
	床タイルカーペット敷き		m ²	118.5			
	天井岩綿吸音板張り	下張り PB厚9.5共	m ²	111.0			
	天井塩ビ見切り		m	44.8			
	天井グラスウール敷き	厚100 25kg/m3	m ²	111.0			
	天井点検口		カ所	10.0			
	コルクタイル	厚5.0mm	m ²	18.3			
	天井室内機撤去部分復旧	化粧石膏ボード	m ²	6.0			
	小計						

費目	工種	種別	単位	数量	単価	金額	摘要
5	ユニット工事						
	新設スチールパーテーション	カムドア 2カ所 整品代 W14090×H2600×D70	式	1.0			
		施工費	式	1.0			
		運搬搬入費	式	1.0			
	移動書架移動	移動棚解体工事	式	1.0			
		解体部材搬出作業費	式	1.0			
		運搬車両費 4t 2台	式	1.0			
		部材搬入作業費	式	1.0			
		移動棚再組立費	式	1.0			
		再組立作業用資材費	式	1.0			
		養生他	式	1.0			
	床ネットワークフロー 40	床マット	m ²	108.0			
		ボーダー部	m	45.0			
		ロングスロープ LS47001	本	4.0			
		ロングスロープ入隅	本	1.0			
		上がり框 AK47501	本	1.0			

費目	工種	種別	単位	数量	単価	金額	摘要
Ⅱ	電気設備解体工事						
1	幹線設備工事		式	1.0			
2	動力設備工事		式	1.0			
3	電灯分岐設備工事		式	1.0			
4	コンセント分岐設備工事		式	1.0			
5	弱電設備工事		式	1.0			
6	自動火災報知設備工事		式	1.0			
7	発生材集積・運搬・処分費		式	1.0			
	合計						

費目	工種	種別	単位	数量	単価	金額	摘要
1	幹線設備工事						
	電 線	EM-IE 8mm2 管内	m	46.5			
	ケーブル	EM-CET 38mm2 コロガシ	m	42.0			
	ケーブル	EM-CET 38mm2 管内	m	4.5			
	端末処理材	屋内 CVT 38mm2	組	4.0			
	電線管	E 51 mm 露出	m	4.5			
	電線管付属品	ノーマルベンド E51mm	個	1.0			
	プルボックス	SS 300x 300x 200 露出	面	1.0			
	灯動分電盤	4ML-3	面	1.0			
	壁貫通	コア100mm φ	ヶ所	1.0			
	小計						

費目	工種	種別	単位	数量	単価	金額	摘要
3	電灯分岐設備工事						
	ケーブル	EM-EEF 1.6mm 2C コロガシ・ダクト内	m	167.0			
	ケーブル	EM-EEF 1.6mm 3C コロガシ・ダクト内	m	18.6			
	ケーブル	EM-EEF 2.0mm 2C コロガシ・ダクト内	m	32.1			
	ケーブル	EM-AE 1.2mm 2C コロガシ・ダクト内	m	23.0			
	ケーブル	VVF 1.6mm 2C コロガシ 撤去	m	75.7			
	ケーブル	VVF 1.6mm 3C コロガシ 撤去	m	44.4			
	ケーブル	FP 2.0mm 2C コロガシ 撤去	m	27.5			
	ケーブル	AE 1.2mm 2C 管内 撤去	m	37.8			
	メタルモールジング	A型	m	7.5			
	メタルモールジング	B型	m	4.5			
	スイッチボックス	メタルモール A型 1個用	個	7.0			
	スイッチボックス	メタルモール B型 1個用	個	2.0			
	メタルモール付属品	コーナーボックス A型	個	7.0			
	メタルモール付属品	コーナーボックス B型	個	2.0			
	埋込スイッチ	大角 1P15Ax1 新金属	個	2.0			
	埋込スイッチ	大角 1P15Ax2 新金属	個	1.0			
	埋込スイッチ	大角 3W15Ax3 新金属	個	2.0			
	カバープレート	1連 新金属	枚	3.0			

費目	工種	種別	単位	数量	単価	金額	摘要
	リモコンスイッチ	2L 新金属 撤去	個	2.0			
	リモコンスイッチ	3L 新金属 撤去	個	2.0			
	リモコンスイッチ	6L 新金属 撤去	個	2.0			
	リモコンスイッチ	4L 新金属 撤去保管	個	1.0			
	リモコンスイッチ	6L 新金属 撤去保管	個	1.0			
	照明器具	LSS9-4-37 LN	灯	2.0			
	照明器具	LSS9-4-48 LN	灯	2.0			
	照明器具	LSS9-4-65 LN	灯	15.0			
	照明器具	LRS20-4-65 LN	灯	20.0			
	照明器具	LDS2-LRS1-13 LN	灯	1.0			
	照明器具	K1-LRS1-13 LN	灯	11.0			
	照明器具	FSS4-401 撤去	灯	24.0			
	照明器具	FRS8-402 撤去	灯	8.0			
	照明器具	FRL2-403 撤去	灯	12.0			
	照明器具	KO-I40 撤去	灯	2.0			
	照明器具	KO-IRS5-40 撤去	灯	6.0			
	小計						

費目	工種	種別	単位	数量	単価	金額	摘要
4	コンセント分岐設備工事						
	ケーブル	EM-EEF 1.6mm 3C コロガシ・ダクト内	m	34.2			
	ケーブル	EM-EEF 2.0mm 3C コロガシ・ダクト内	m	193.2			
	電 線	IV 2.0mm x 2 管内 撤去	m	9.0			
	電 線	IV 2.0mm x 3 管内 撤去	m	53.3			
	メタルモールジング	B型	m	28.0			
	スイッチボックス	メタルモール B型 1個用	個	10.0			
	メタルモール付属品	コーナーボックス B型	個	10.0			
	アウトレットボックス	OB 4角 102x 44 C付	個	6.0			
	埋込コンセント	大角 2P15AEx2 新金属	個	2.0			
	カバープレート	1 連 新金属	枚	2.0			
	埋込コンセント	大角 2P15AEx1 新金属 再取り付け	個	4.0			
	埋込コンセント	大角 2P15AEx2 新金属 再取り付け	個	3.0			
	埋込コンセント	大角 2P15AEx2 新金属 撤去	個	6.0			
	埋込コンセント	大角 2P15AEx1 新金属 撤去保管	個	4.0			
	埋込コンセント	大角 2P15AEx2 新金属 撤去保管	個	2.0			
	ハーネスジョイントボックス	2分岐	個	9.0			
	OAタップ	2P15AEx4 抜止め 3mコード付	個	16.0			
	フロアプレート	丸型	枚	4.0			

費目	工種	種別	単位	数量	単価	金額	摘要
5	弱電設備工事						
	ケーブル	EM-AE 1.2mm 3C コロガン	m	2.7			
	電線管	E 31 mm 露出	m	15.0			
	電線管	E 31 mm 隠ぺい	m	57.8			
	電線管	E 39 mm 露出	m	7.5			
	電線管	E 39 mm 隠ぺい	m	27.7			
	電線管付属品	ノーマルベンド E31mm	個	6.0			
	電線管付属品	ノーマルベンド E39mm	個	3.0			
	プルボックス	SS 300x 300x 200 露出	面	1.0			
	プルボックス	SS 300x 300x 200 隠ぺい	面	2.0			
	アウトレットボックス	OB 4角 102x 44 C付	個	1.0			
	天井埋込スピーカー	3W x 1 再取り付け	個	2.0			
	天井埋込スピーカー	3W x 1 再取り付け	個	2.0			
	呼び線	1.2mm 管内	m	108.0			
	小計						

費目	工種	種別	単位	数量	単価	金額	摘要
7	発生材集積・運搬・処分費						
1	積込						
	金属くず		m3	1.10			
	廃プラ		m3	0.20			
	蛍光灯		m3	0.30			
	銅くずスクラップ		m3	0.10			
2	運搬						
	ダンプトラック	2t	台	1.0			
3	処分						
	金属くず		t	0.18			
	廃プラ		t	0.11			
	蛍光灯		t	0.01			
	小計						

費目	工種	種別	単位	数量	単価	金額	摘要
1	機器設備						
	全熱交換器	250m ³ /h90ps 天井カセット型	台	2.0			
	マルチエアコン室外機 MAC-1	C 22.4kw H25.0kw	台	1.0			
	マルチエアコン室内機 MAC-1-1	C 9.0kw H9.0kw CK-4	台	2.0			
	マルチエアコン室内機 MAC-1-2	C 2.8kw H3.2kw CK-2	台	1.0			
	パッケージエアコン PAC-1 ペアタイプ	C 3.0kw H4.0kw CK-2	組	1.0			
	パッケージエアコン PAC-2 ペアタイプ	C 5.6kw H6.3kw CK-2	組	1.0			
	搬入取り付け費		式	1.0			
	室外機鋼製架台		式	1.0			
	小計						

費目	工種	種別	単位	数量	単価	金額	摘要
2	配管工事						
	冷媒用断熱材被覆鋼管	外径 6.35 液	m	55.7			
	冷媒用断熱材被覆鋼管	外径 9.52 液	m	6.7			
	冷媒用断熱材被覆鋼管	外径 12.70 液	m	22.6			
	冷媒用断熱材被覆鋼管	外径 9.52 ガス	m	41.2			
	冷媒用断熱材被覆鋼管	外径 12.72 ガス	m	14.5			
	冷媒用断熱材被覆鋼管	外径 15.88 ガス	m	6.7			
	冷媒用断熱材被覆鋼管	外径 22.22 ガス	m	22.6			
	塩化ビニル管	VP 25A	m	25.6			
	配管接続		カ所	2.0			
	保温工事	冷媒用断熱材被覆鋼管用保温外装	m	18.0			
	保温工事	排水管保温	m	26.0			
	ポリエチレンシースケーブル	600V ポリエチレン絶縁耐熱性	m	46.7			
	制御ケーブル(EM-CEE)	2C1.25mm2	m	21.8			
	制御ケーブル(EM-CEE-S)	2C1.25mm2	m	38.3			
	金属線ビ		式	1.0			
	小計						

[illegible]

費目	工種	種別	単位	数量	単価	金額	摘要
4	撤去工事						
	室内空調機	4.0KW以下	台	4.0			
	空調室外機	14.0KW以下	台	1.0			
	ペ°アコイル	液管6.35 ガス管12.7	m	13.0			
	ペ°アコイル	液管9.52 ガス管15.88	m	9.0			
	ペ°アコイル	液管9.52 ガス管19.05	m	17.0			
	配管用炭素鋼鋼管	24A	m	11.4			
	保温撤去	ドレン管 ガラスクロス 25あ	m	11.0			
	保温撤去	冷媒用断熱材被覆鋼管用保温外装	m	8.0			
	ダクト付属品撤去	吹き出し口	個	4.0			
	配管切断	鋼管類 25A	カ所	3.0			
	配管切断	ねじ込み式可鍛鋳鉄管継ぎ手 25A	個	2.0			
	ダクト付属品撤去	吹き出し口	個	4.0			
	ボックス		m ²	2.6			
	ダクト端部閉塞		m ²	0.2			
	制御ケーブル		m	54.0			
	冷媒改修破壊		式	1.0			

費目	工種	種別	単位	数量	単価	金額	摘要
	(運搬費)						
	2tダンプ		台	1.0			
	(処分費)						
	鉄くず		t	0.7			
	小計						

費目	工種	種別	単位	数量	単価	金額	摘要
IV	解体工事						
	天井化粧石膏ボード撤去		m ²	111.0			
	撤去スチールパーテーション	解体費 W12900×H2600	式	1.0			
	(集積・積込み)						
	化粧石膏ボード		m ³	1.0			
	スチールパーテーション	集積・積込み	式	1.0			
	(運搬費)						
	ダンプトラック	2t	台	1.0			
	(処分費)						
	化粧石膏ボード		t	0.6			
	スチールパーテーション		t	0.9			
	合計						

入札関係書類受領書

岡山労働局総務部 総務課 会計第二係 行

【メールアドレス】 33cyotatsu@mhlw.go.jp

送信時にメールアドレスをお間違えのないようにご注意ください

入札案件名	雇用保険電子申請事務センター及び大和町倉庫の 移転に係る改修工事
受領日 (ダウンロードした日)	令和 年 月 日
事業所名	
担当者名	
担当者 電話番号	
担当者 メールアドレス	
備考欄	

岡山労働局ホームページから上記の入札関係書類をダウンロードした場合には、本票に記載していただき、上記メールアドレスへ必ず送信いただくようお願いいたします。(メール送信いただく際には件名に入札案件名を入力の上、送信お願いいたします。)

(窓口への提出でも可)

※急な仕様の変更などを行った場合に、その旨をご連絡させていただく際に使用させていただきます。

封筒記載例

封筒表面

雇用保険電子申請事務センター及び大和町倉庫の移転に係る 改修工事		入 札 書 在 中	支出負担行為担当官 殿
会社名	○○○○○○○○○○○○○○		
住 所	○○○○○○○○○○○○○○		
電 話	○○○○○○○○○○○○○○		

封筒裏面

印
印
印

9 監督職員一覽表

<別 添>

監 督 職 員 等 一 覧 表

監督職員等の名称		役 職 名	備 考
監 督 職 員	監督職員	岡山労働局総務課会計第三係長	

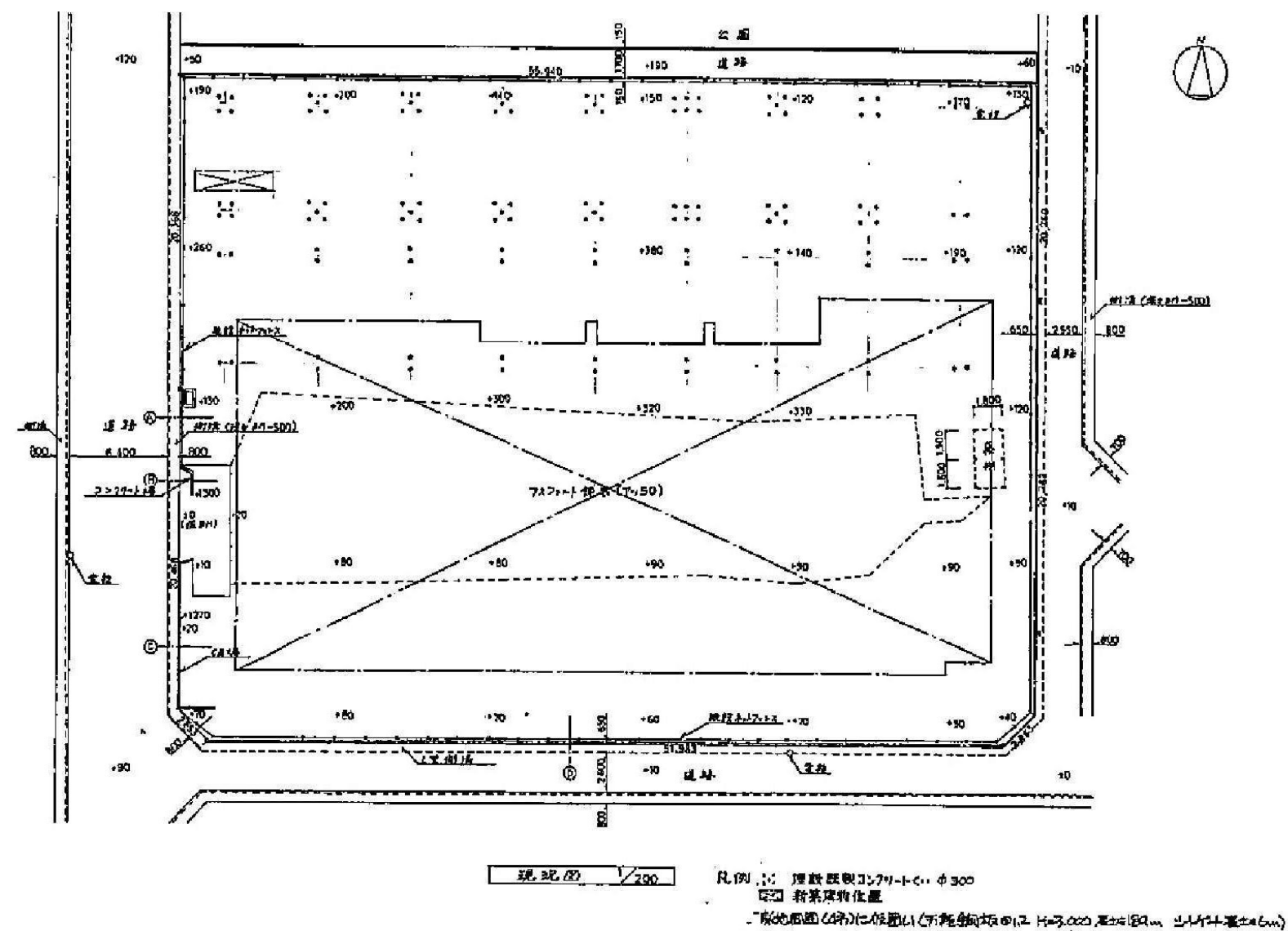
10 設計図書

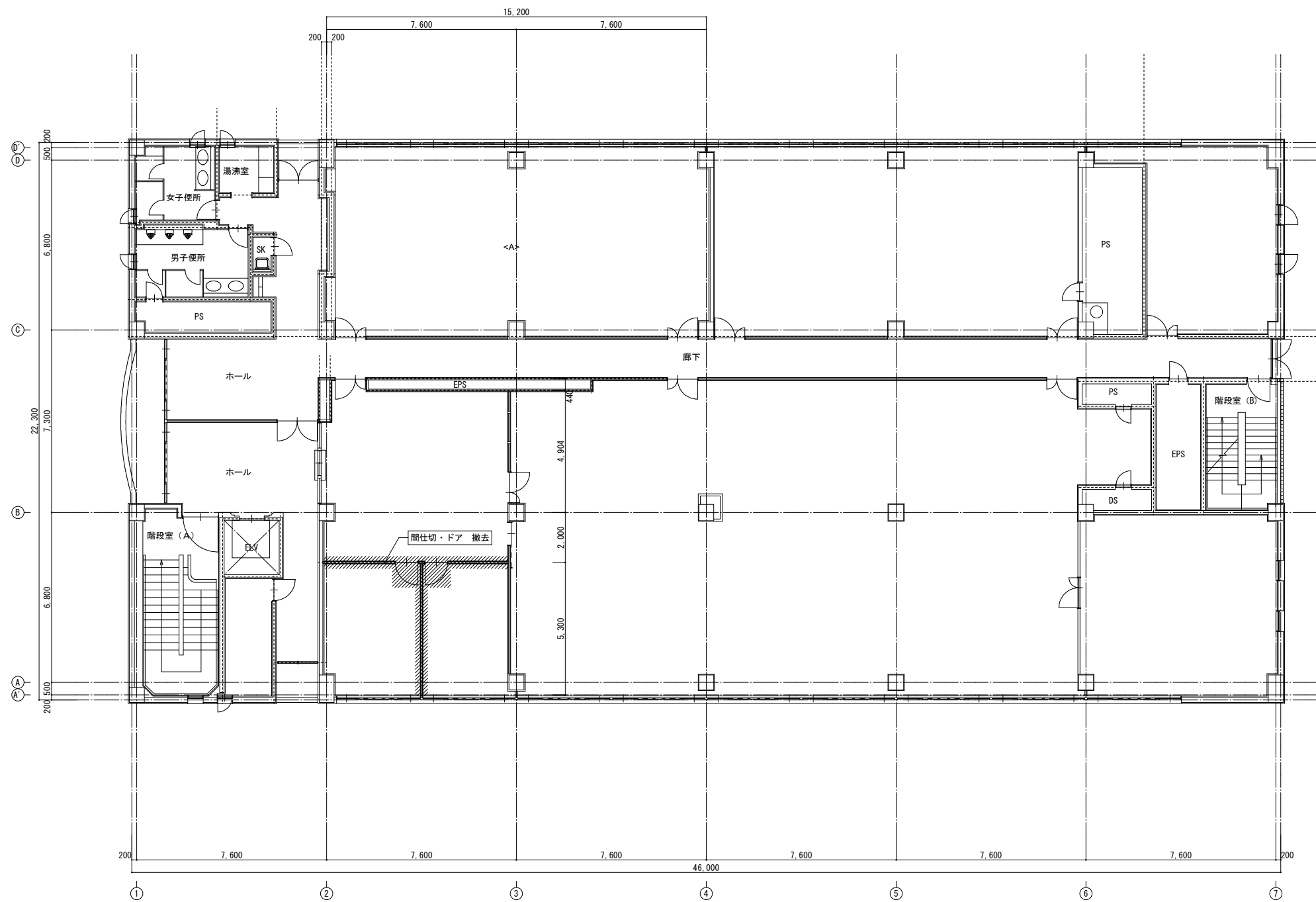
雇用保険電子申請事務センター及び 大和町倉庫の移転に係る改修工事

[illegible]

6	合成高分子系 ルーフィングシート防水 〔3.1.4〕 〔3.5.2～4〕	防水層の種類				11	アルミウム製笠木 〔3.9.2～3〕	種類 ・オープン形式（・押出250形 ・押出300形 ・押出350形） 〔表3.9.1〕 ・板材折曲げ形（・オープン形式 ・シール形式） 本体幅（mm）板厚（※0mm） 表面処理 種別（ ）種 皮膜等の種類（※標準仕様書表4.2.1による） 着色（※標準色 ・特注色（ ）） 既存笠木の撤去 ・行う（範囲 ・図示） ・行わない 下地補修の工法 板材折曲げ形の笠木の取付方法 ※図示 笠木の固定金具の工法等 建築基準法に基づき定まる風圧力に対応した工法 ※適用する（建築基準法に基づき定まる風圧力の（・1 ・1.15 ・1.3）倍の風圧力に対応した工法） ・適用しない				2	欠損部改修工法 〔4.1.4〕〔4.2.2〕 〔4.4.8、9〕	3	浮き部改修工法 〔4.1.4〕〔4.2.2〕 〔4.4.10～15〕	※充填工法（欠損部の面積が0.25m ² /箇所程度以下の場合） 充填材の種類 ※ポリマーセメントモルタル ・エポキシ樹脂モルタル モルタル塗替え工法 モルタルの材料 ※現場調合材料 ・既調合材料 既製目地材 ・使用する（形状） 仕上げ厚又は全塗厚が25mmを超える場合の措置 ※図示 ※モルタルを撤去しないで改修 ・アンカーピンニング部分エポキシ樹脂注入工法（・注入口付） ・アンカーピンニング全面エポキシ樹脂注入工法（・注入口付） ・アンカーピンニング全面ポリマーセメントスラリー注入工法（・注入口付） アンカーピンの材質 ※ステンレス鋼（SUS304）呼び径4mmの丸棒で全ネジ切り加工をしたもの 注入口付アンカーピンの材質 ※ステンレス鋼（SUS304）呼び径外径6mm モルタルを撤去して改修 ・充填材料 ※現場調合材料 ・既調合材料 ・充填工法 ・エポキシ樹脂モルタル ・ポリマーセメントモルタル モルタル塗替え工法 既製目地材 ・使用する（形状） 仕上げ厚又は全塗厚が25mmを超える場合の措置 ※図示 平成7年度建設省告示第1860号による「外壁複合改修構工法の開発」において、建設大臣の技術評価を取得した工法とする				4	外壁複合改修構工法	4	1	タイル張替え工法用材料 〔4.2.2〕	タイル部分張替え工法及びタイル張替え工法用接着剤の種類 ・ポリマーセメントモルタル ・JIS A 5557による一液反応硬化型変成シリコン樹脂系 ・JIS A 5557による一液反応硬化型ウレタン樹脂系 タイルの形状、寸法等 施工箇所 形状寸法（mm） 養生材料の適用 吸水率による区分 1種 2種 3種 4種 5種 6種 7種 8種 9種 10種 11種 12種 13種 14種 15種 16種 17種 18種 19種 20種 21種 22種 23種 24種 25種 26種 27種 28種 29種 30種 31種 32種 33種 34種 35種 36種 37種 38種 39種 40種 41種 42種 43種 44種 45種 46種 47種 48種 49種 50種 51種 52種 53種 54種 55種 56種 57種 58種 59種 60種 61種 62種 63種 64種 65種 66種 67種 68種 69種 70種 71種 72種 73種 74種 75種 76種 77種 78種 79種 80種 81種 82種 83種 84種 85種 86種 87種 88種 89種 90種 91種 92種 93種 94種 95種 96種 97種 98種 99種 100種 101種 102種 103種 104種 105種 106種 107種 108種 109種 110種 111種 112種 113種 114種 115種 116種 117種 118種 119種 120種 121種 122種 123種 124種 125種 126種 127種 128種 129種 130種 131種 132種 133種 134種 135種 136種 137種 138種 139種 140種 141種 142種 143種 144種 145種 146種 147種 148種 149種 150種 151種 152種 153種 154種 155種 156種 157種 158種 159種 160種 161種 162種 163種 164種 165種 166種 167種 168種 169種 170種 171種 172種 173種 174種 175種 176種 177種 178種 179種 180種 181種 182種 183種 184種 185種 186種 187種 188種 189種 190種 191種 192種 193種 194種 195種 196種 197種 198種 199種 200種 201種 202種 203種 204種 205種 206種 207種 208種 209種 210種 211種 212種 213種 214種 215種 216種 217種 218種 219種 220種 221種 222種 223種 224種 225種 226種 227種 228種 229種 230種 231種 232種 233種 234種 235種 236種 237種 238種 239種 240種 241種 242種 243種 244種 245種 246種 247種 248種 249種 250種 251種 252種 253種 254種 255種 256種 257種 258種 259種 260種 261種 262種 263種 264種 265種 266種 267種 268種 269種 270種 271種 272種 273種 274種 275種 276種 277種 278種 279種 280種 281種 282種 283種 284種 285種 286種 287種 288種 289種 290種 291種 292種 293種 294種 295種 296種 297種 298種 299種 300種 301種 302種 303種 304種 305種 306種 307種 308種 309種 310種 311種 312種 313種 314種 315種 316種 317種 318種 319種 320種 321種 322種 323種 324種 325種 326種 327種 328種 329種 330種 331種 332種 333種 334種 335種 336種 337種 338種 339種 340種 341種 342種 343種 344種 345種 346種 347種 348種 349種 350種 351種 352種 353種 354種 355種 356種 357種 358種 359種 360種 361種 362種 363種 364種 365種 366種 367種 368種 369種 370種 371種 372種 373種 374種 375種 376種 377種 378種 379種 380種 381種 382種 383種 384種 385種 386種 387種 388種 389種 390種 391種 392種 393種 394種 395種 396種 397種 398種 399種 400種 401種 402種 403種 404種 405種 406種 407種 408種 409種 410種 411種 412種 413種 414種 415種 416種 417種 418種 419種 420種 421種 422種 423種 424種 425種 426種 427種 428種 429種 430種 431種 432種 433種 434種 435種 436種 437種 438種 439種 440種 441種 442種 443種 444種 445種 446種 447種 448種 449種 450種 451種 452種 453種 454種 455種 456種 457種 458種 459種 460種 461種 462種 463種 464種 465種 466種 467種 468種 469種 470種 471種 472種 473種 474種 475種 476種 477種 478種 479種 480種 481種 482種 483種 484種 485種 486種 487種 488種 489種 490種 491種 492種 493種 494種 495種 496種 497種 498種 499種 500種 501種 502種 503種 504種 505種 506種 507種 508種 509種 510種 511種 512種 513種 514種 515種 516種 517種 518種 519種 520種 521種 522種 523種 524種 525種 526種 527種 528種 529種 530種 531種 532種 533種 534種 535種 536種 537種 538種 539種 540種 541種 542種 543種 544種 545種 546種 547種 548種 549種 550種 551種 552種 553種 554種 555種 556種 557種 558種 559種 560種 561種 562種 563種 564種 565種 566種 567種 568種 569種 570種 571種 572種 573種 574種 575種 576種 577種 578種 579種 580種 581種 582種 583種 584種 585種 586種 587種 588種 589種 590種 591種 592種 593種 594種 595種 596種
---	---	--------	--	--	--	----	-----------------------	--	--	--	--	---	--	---	--	--	--	--	--	---	-----------	---	---	------------------------	--

[illegible]

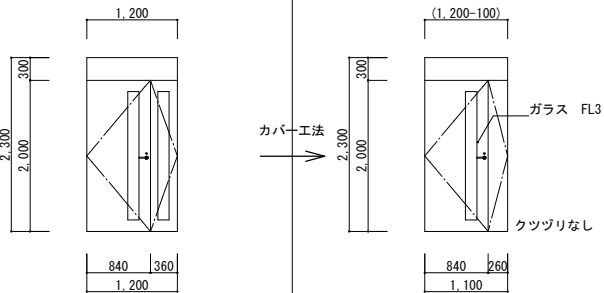


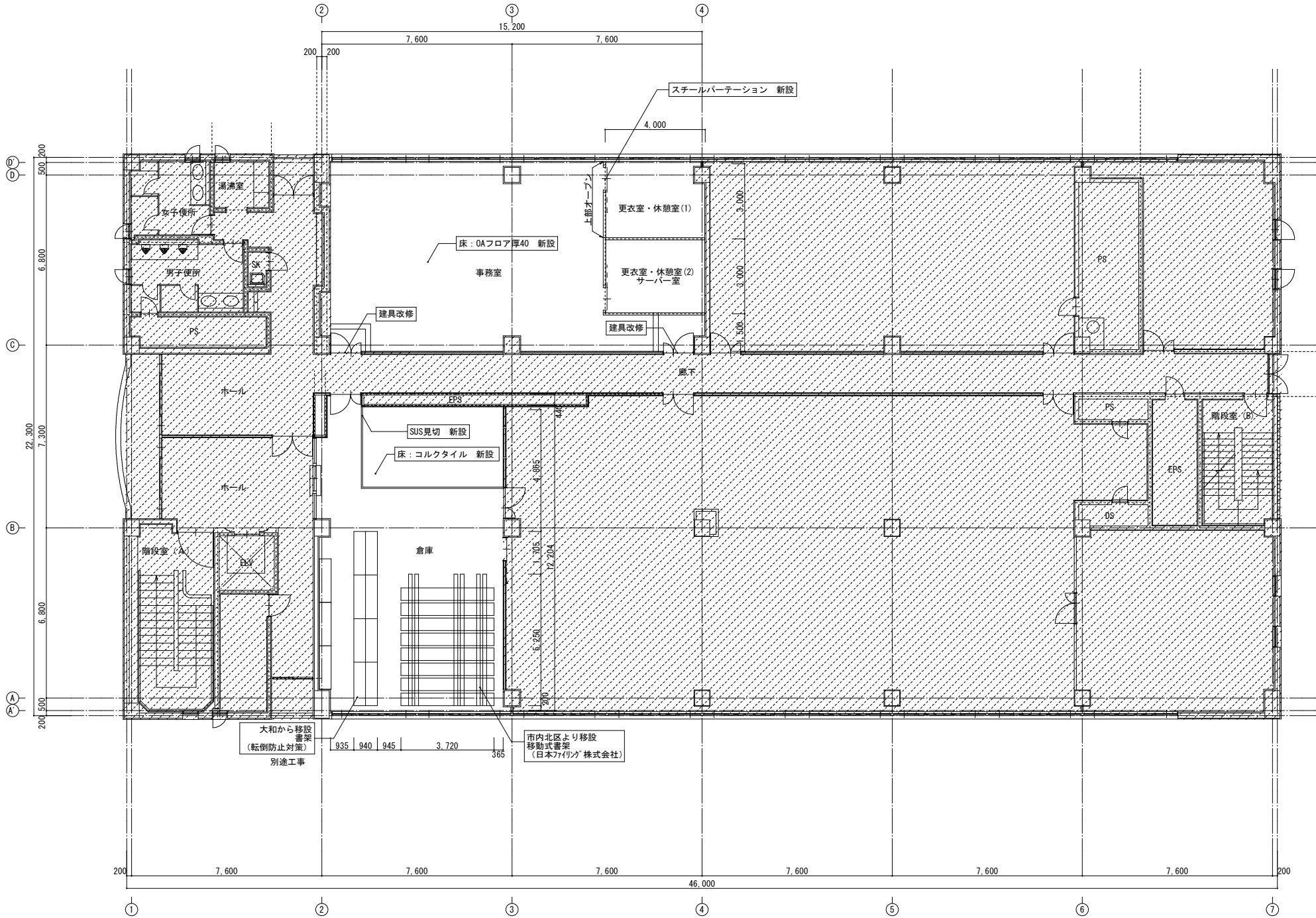


4階平面図（改修前） 1：100

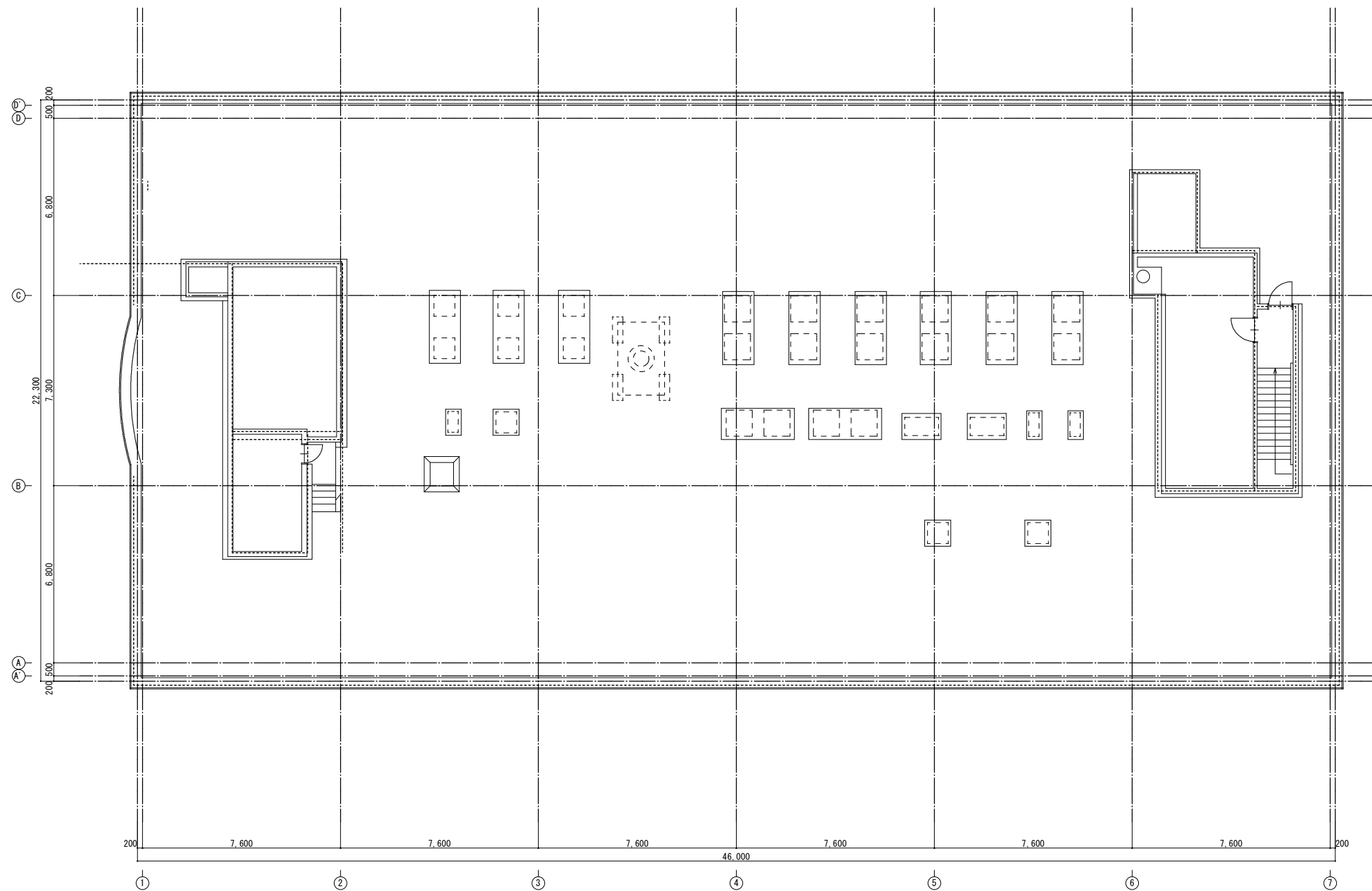
凡 例

-  撤去部分を示す
-  指示事項を示す

改修建具 2ヶ所 (カバー工法)		1 : 50
改修前		改修後
		
小松ウオール工業株式会社 同等		
ガラス	透明3mm	
ドア枠 (三方枠)	亜鉛めっき鋼板 1.6mm 焼付塗装	
パネル表面材	亜鉛めっき鋼板 0.6mm 焼付塗装	



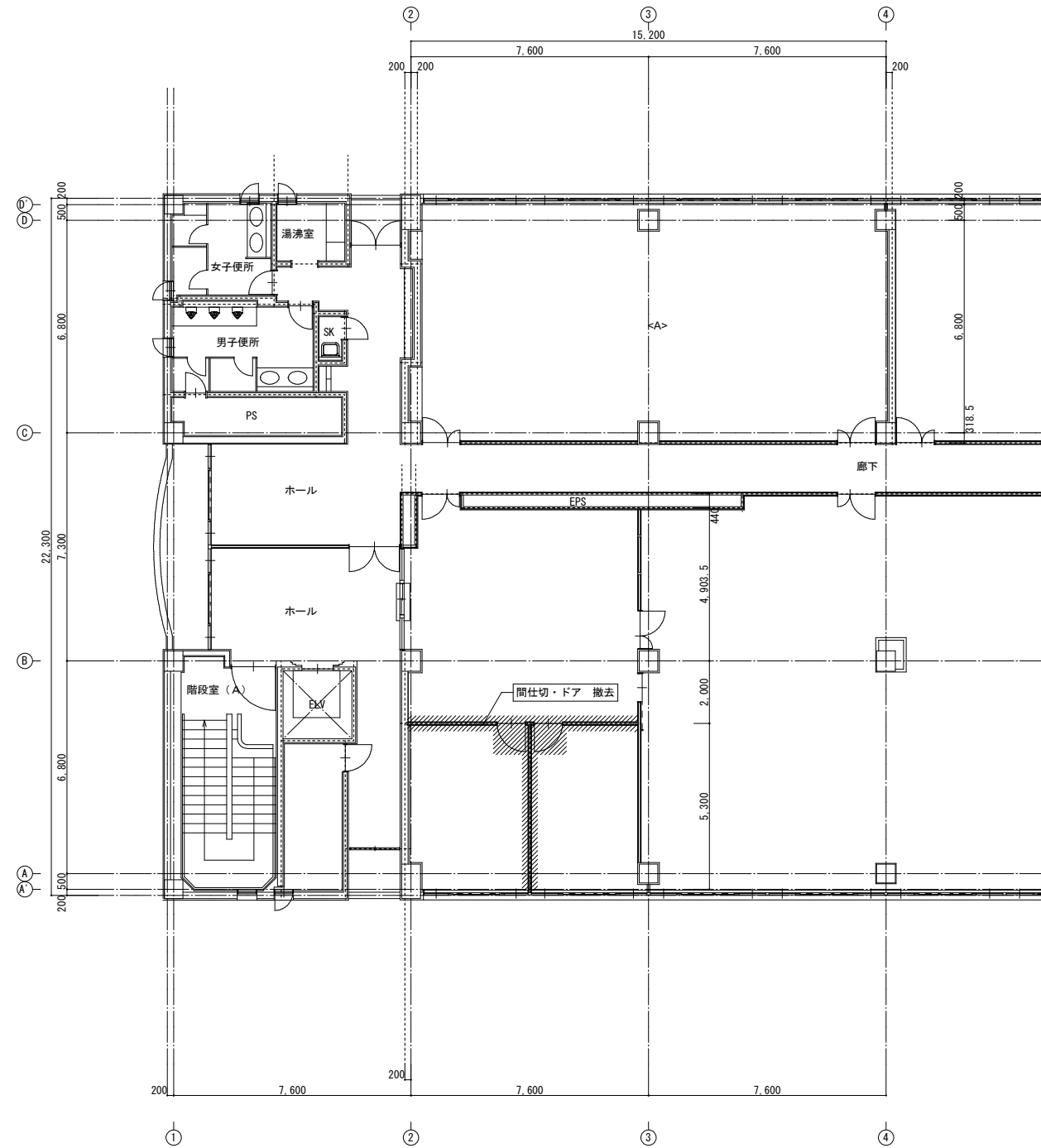
凡 例	
	改修範囲外を示す
	指示事項を示す
	ブラインドを示す



屋上平面図 1 : 100

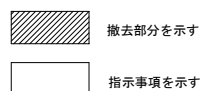
	雇用保険電子申請事務センター及び 大和町倉庫の移転に係る改修工事		No. A-09		
	屋上 平面図			(A1) 1:100 (A3) 1:200	

改修前



4階平面図 (改修前) 1:100

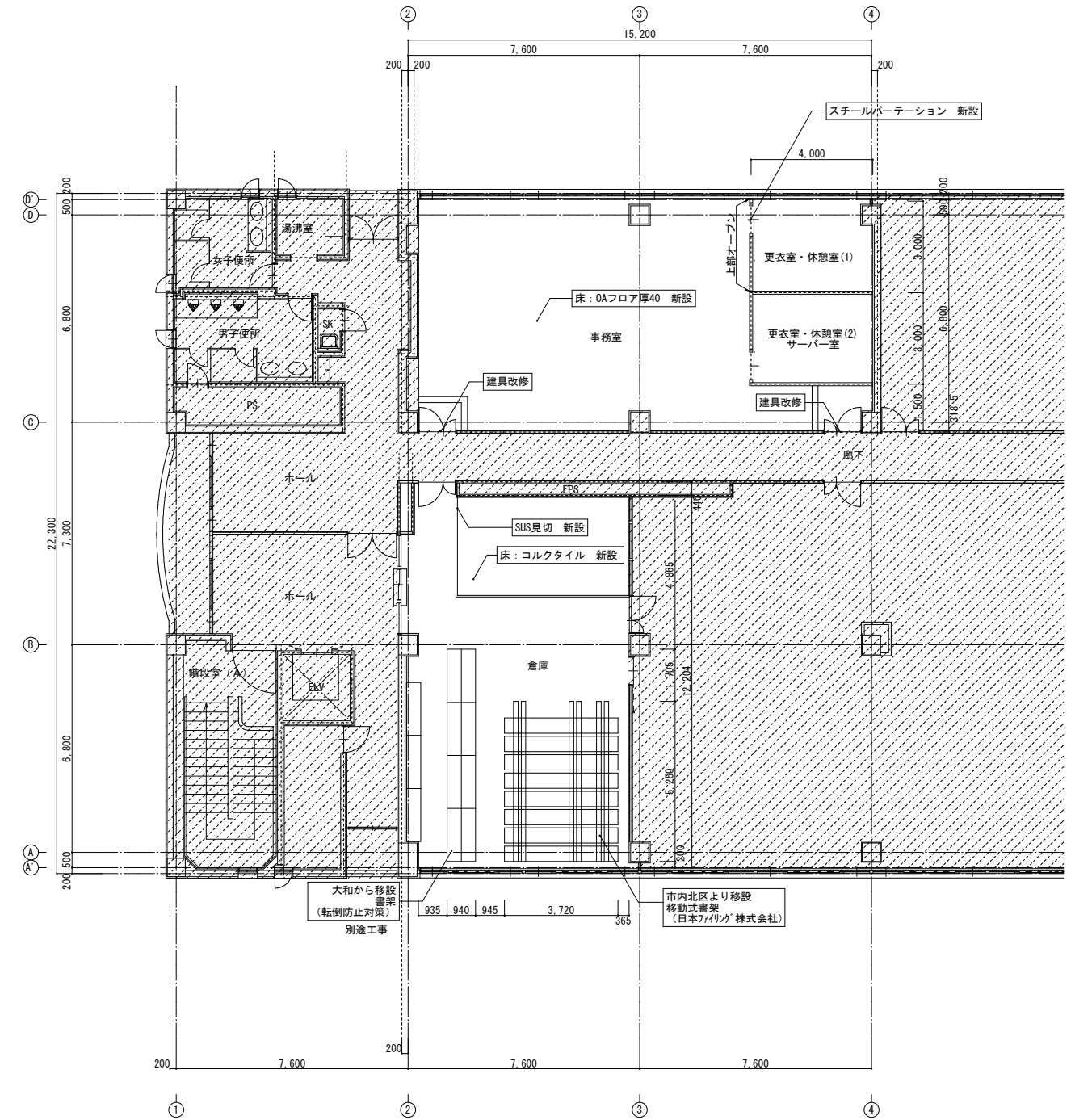
凡 例



工事内容

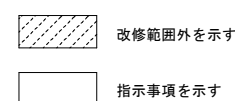
※スチールパーテーション撤去
※倉庫天井仕上撤去

改修後



4階平面図 (改修後) 1 : 100

凡 例



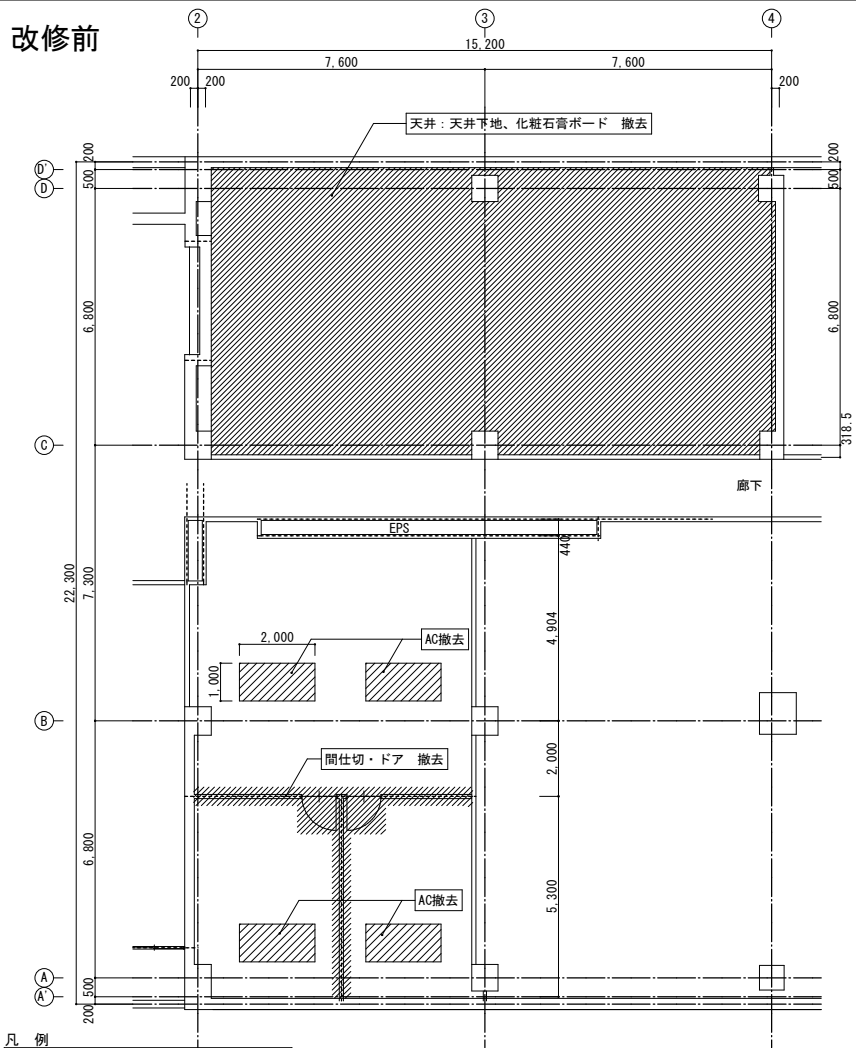
改修範囲外を示す

指示事項を示す

工事内容

事務室改修	床：0A タイルカーペット設置 0A 共同カイトック厚40 同等 間仕切：スチールパーテーション取付 壁：EP塗替 天井：PB厚9.0下地 岩綿吸音板厚9.0 スラブ部分 グラスウール 厚100 25kg/m³
倉庫	床：一部コルクタイル張り 移動書架の取付

改修前

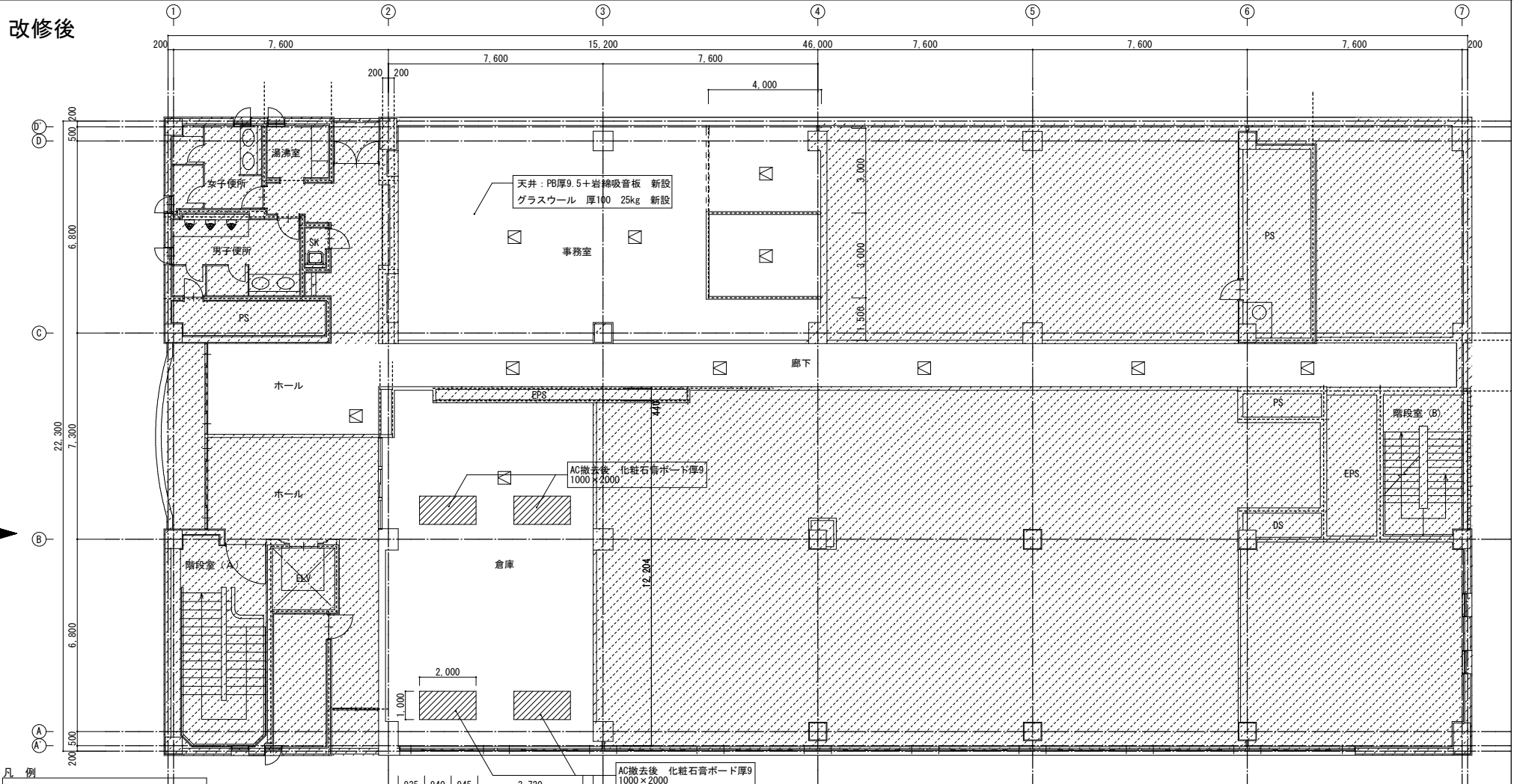


凡 例

- 撤去部分を示す
- 指示事項を示す

4階天井伏図（改修前） 1：100

改修後



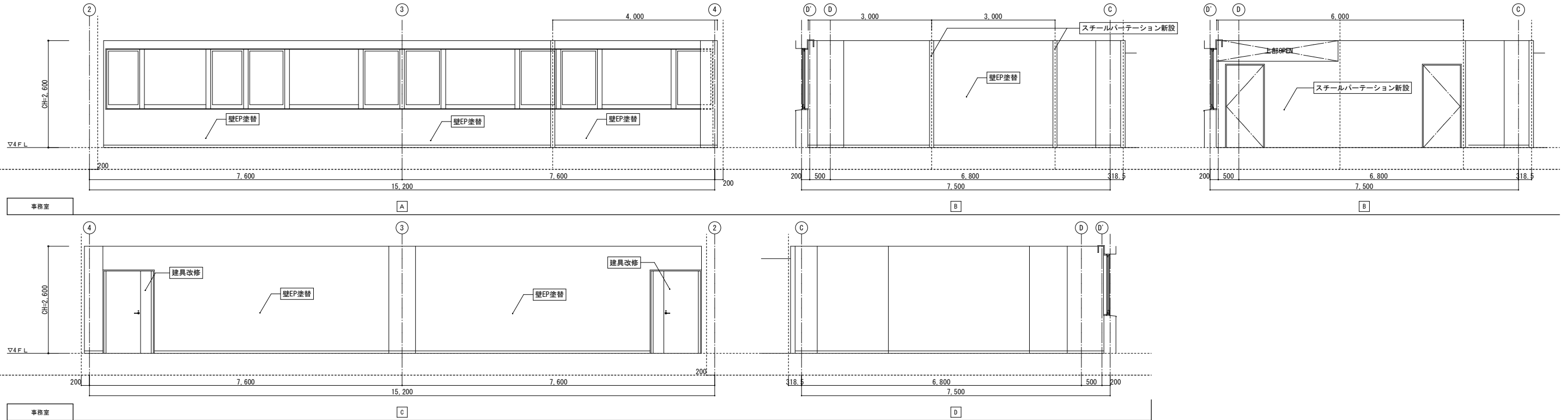
凡 例

- 改修範囲外を示す
- 指示事項を示す

天井点検口
450×450 11ヶ所
位置は設備打合せ

4階天井伏図（改修後） 1：100

展開図 1：50



電 気 設 備 工 事 特 記 仕 様 書									
Ⅰ. 工 事 概 要									
工 事 名 称		雇用保険電子申請事務センター及び大和町倉庫の移転に係る改修工事							
工 事 場 所		岡山市北区西吉松2丁目6-18							
敷 地 面 積		㎡							
構 造		庁舎棟、RC造		機 械 棟		機 械 棟		機 械 棟	
施 工 条 件 (改修)		・ 無 人 ○ 有 人		・ 無 人 ・ 有 人		・ 無 人 ・ 有 人		・ 無 人 ・ 有 人	
床 面 積 (㎡)		4 階							
		R 階							
		階							
		階							
小計									
合計									
建 築 面 積 (㎡)									
入 居 者 数 (人)		小計							
		合計							
消防法施行令第8条第一の区分									
施設の種類		特定・一般		特定・一般		特定・一般		特定・一般	
建ぺい率(指定率)		% (		%)		容積率(指定率)		% (	
								%)	
用 途 地 域		工 事 範 囲		防 火 地 域		別 途 工 事			
工事種目 (○印の付いたものが対象工事種目)									
建物別及び層外		工 事 種 別							
工 事 種 目		庁舎棟							
○電灯設備		改修一式							
○動力設備		改修一式							
・ 電熱設備									
・ 常圧保護設備									
・ 受変電設備									
・ 電力貯蔵設備									
・ 発電設備									
・ 構内情報通信網設備									
・ 構内交換設備									
・ 情報表示設備									
・ 映像・音響設備									
○拡声設備		改修一式							
・ 誘導支援設備									
・ テレビ共同受信設備									
・ 監視カメラ設備									
・ 駐車場管制設備									
・ 防犯・入退室管理設備									
○火災検知設備		改修一式							
・ 非常放送装置									
・ 中央監視制御設備									

③ 接着剤(可塑剤) (フタル酸ジノールブチル及びフタル酸ジエーニールヘキシル等)を含有しない難燃発煙性の可塑剤を除く。)が添加されていない材料を使用する。

④ ①の材料を使用して作られた家具、書架、実験台、その他の什器類は、ホルムアルデヒド、アセトアルデヒド及びスチレンの放散において、放散が極めて少ない材料を使用したものとする。

3) 設計図書に規定する「ホルムアルデヒドの放散値」の区分において、「規制対象外」とは次の①又は②に該当する材料を指し、同区分「第三種」とは次の③又は④に該当する材料を指す。

① 建築基準法施行令第20条の7第1項に定める第一種、第二種及び第三種ホルムアルデヒド発散建築材料以外の材料

② 建築基準法施行令第20条の7第4項の規定により国土交通大臣の認定を受けた材料

③ 建築基準法施行令第20条の7第1項に定める第三種ホルムアルデヒド発散建築材料

④ 建築基準法施行令第20条の7第3項の規定により国土交通大臣の認定を受けた材料

※石綿含有建材の事前調査

工事着手に先立ち、使用及び貨物とする設計図書等により石綿を含有している吹付材、成形板、建築材料等の使用の有無について調査し、調査結果を監督職員に提出する。

調査範囲 (※工事範囲) 図示

資料と資料 ()

1) 引渡しを要するもの。 ※無 ・有
(・金属鋼 ・盛組 ・電線、ケーブル)

2) 特別管理産業廃棄物

① PCB使用機器 ※無 ・有 ・未調査
PCB使用機器は関係法令等に従い適切に処理する。
撤去するPCB使用機器の分析を行う。
分析費 (※別途 ・本工事)
PCB使用機器収納容器 (※別途 ・本工事 (用途))

② アスベスト含有設備資機材 ※無 ・有 ・未調査
アスベスト含有設備資機材は関係法令等に従い適切に処理する。
撤去するアスベスト含有設備資機材の分析を行う。
分析費 (※別途 ・本工事)

3) 放射性物質を含むイオン化エネルギー放出体 ※無 ・有
放射線源又は販売業者から回収を要する。

4) パワハック装置 (SF6) ガス ※無 ・有
ガス絶縁開閉器、ガス絶縁圧着器等受変電機器に含まれるSF6ガスは、製造者又はガス回収業者に引き取り及び処理を要する。

5) 再生資源を包むもの ※無 ・有 (・蛍光管 ・HIDランプ ・小形二重電池)

6) 発塵性の塵出 処分費は、図面に示すもの本工事に含めるものとし、その他は別途とする。

電気工事は、電気工作物の種別に応じ、電気工事士法第3条で規定する電気工事士の資格を有する者により行うこととし、最大電力500kW以上の自家発電電気工作物については、第一種電気工事士の資格を有する者により行うこと。本工事に必要な工事用電力、水及び諸手続きなどの費用は、すべて受注者の負担とする。

本工事で設置する。(規模及び仕上げの程度、品名等の種類は現場説明書による。)

※構内につくることができる。ただし、受注者負担とする。
構内につくることができない

「手すり先行工法に関するガイドライン」に基づく足場の設置に当たっては、同ガイドラインの別紙「手すり先行工法による基礎の組立て等に関する基準」における2の(2)「手すり取置き方式又は(3)「手すり先行専用足場方式」により行う。

・内部足場 (・柱脚 ・F脚 ・G脚)
・外部足場 (・柱脚 ・B脚 ・C脚 ・F脚)

施工に先立ち、改修工事関連部分 (施工部位) 及び既存性能を損うおそれのある部分) の事前確認を行い監督職員に報告書を出すする。
既存設備システム()の事前確認を行い監督職員に報告書を出すする。調査を行う前に監督職員に調査計画書を提出する。

既存設備システム()
撤去する機器等について、製造年、品番等を確認し特別管理産業廃棄物の有無を調査し、監督職員に報告する。
・数量PCB含有機器 (・変圧器)
・アスベスト含有設備資機材 (・配線用遮断器)

は工事及び穿孔作業を行う場合は、事前に非破壊検査を行い監督職員に報告する原則として調査方法は歩式非破壊物調査 (電磁誘導法又は電磁レダ法) とする。放射線透過検査等による埋設物の調査を実施する場合、範囲は監督職員の指示による放射線透過検査の検査費は別途とする。

穿孔機械を使用し、既存躯体に穿孔する場合は、金属探知により電力供給が停止できる防護装置等を用いて施工すること。

1) 埋戻し土は ※掘切り土のみの良質土 ・山砂の類
2) 配管周囲の保護砂は ※山砂の類
3) 建設廃土の処理は ・構外指示の場所に処分 構内敷ならし 構内指示の場所に堆積

撮影場所は監督職員との協議による。

※提出要 1部

① 完成図

② 二つ折り製本 (・A1版 1部 ※A3版 2部)
※既成完成図 (CADデータ含む) の修正を行う (間仕切り等を現状に合せて修正する)
・原図 ※普通紙 ・トレーシングペーパー ・不要

③ 施工図

施工図の著作権に係わる当該建築物に限る使用権は、発注者に移譲するものとする

※提出要 (※1部 ・部)

図面に特記なき場合は、壁内配管にE-M電線類を使用する。

設備機器の固定は次によるほか、「建築設備耐震設計・施工指針 2014年版」(独立行政法人建築研究所監修)による。

1) 機器の据付け及び取付け

設計用水平地震力は、機器重量[kN]に、地域係数 (※1.0・0.9・0.8) と、次に示す設計用標準水平震度を乗じたものとする。

設計用標準水平震度

設置場所	機器種別	特定の施設		一般の施設	
		重要機器	一般機器	重要機器	一般機器
上層階 最上及び塔屋	機 器	2.0	1.5	1.5	1.0
	防護支持の機器	2.0	2.0	2.0	1.5
	水 槽 類	2.0	1.5	1.5	1.0
中間階	機 器	1.5	1.0	1.0	0.6
	防護支持の機器	1.5	1.5	1.5	1.0
	水 槽 類	1.5	1.0	1.0	0.6
地下及び1階	機 器	1.0	0.6	0.6	0.4
	防護支持の機器	1.0	1.0	1.0	0.6
	水 槽 類	1.5	1.0	1.0	0.6

上層階とは2～6階建の場合は最上階、7～9階建の場合は上層2階、10～12階建の場合は上層3階、13階以上の場合は上層4階とする。

中間階とは地階、1階を除く各階で上層階に該当しないもの。

水槽類には燃料小出槽を含む。

重要機器は次のものを示す。

・配電室 ・非常用発電装置 ・直流電源装置 ・交流無停電電源装置
・交換機 ・火災報知受信機 ・中央監視装置 ・通信総合装置

2) 設計用鉛直地震力は設計用水平地震力の1/2とし、水平地震力と同時に働くものとする。

3) 掘削及び配管等の耐震支持は、施設の分類に応じたものとする。

20. あと施工アンカー	施工後確認試験 ※行方不明・行わない 試験方法 引張試験機による引張試験 確認強度 対象機器ごとのアンカーボルト1本に作用する引張力以上 試験箇所数 1施工単位に対し1本以上 対象機器 (配電盤・非常用発電機・直流電源装置・)																																																				
21. フラッシュプレート の材質	※ 金属製 (ステンレス、新金属も含む) ・ 樹脂製 (使用場所)																																																				
22. カバープレート の表示	シール等を貼付し、用途を表示する。																																																				
23. 電線 本数 ・ 管路 等	分電盤、制御盤、端子盤などの2次配以降の配線経路、電線太さ、電線本数、管径などは監督職員の承諾を受けて変更してもさしつかえない。																																																				
24. 露出配管の塗装 (付属品を含む)	塗装する部分 ・ 屋上 ・ 屋側 ・ 屋外 ・ 廊下 ・ 機械室 ・ 居室 ()																																																				
25. 屋外露出配管の仕上げ	熔融亜鉛めっき仕上げ [付容量300g/m ² 以上] (・ 屋上 ・ 屋側 ・ 屋外)																																																				
26. ブルボックスの塗装	ステンレス製ブルボックスの塗装 ※有 (製造者指定色又は指定色仕上) ・ 無 (赤地仕上)																																																				
27. 屋外及び多湿箇所の支持金物等	ステンレス製または鋼材に熔融亜鉛めっきを施したものとす。																																																				
28. 接地極	接地極の材料は次による。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>接地の種類</th><th>記号</th><th>接地抵抗値</th><th>接地極</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・ 共同 接地</td><td>E-A-B</td><td>10Ω以下</td><td>EB (B=14又はW=40) ×3連-2組</td></tr> <tr> <td>・ 共同 接地</td><td>E-A-C-D</td><td>10Ω以下</td><td>EB (D=14又はW=40) ×3連-2組</td></tr> <tr> <td>・ A 種</td><td>E_A</td><td>10Ω以下</td><td>EB (D=14又はW=40) ×3連-2組</td></tr> <tr> <td>・ B 種</td><td>E_B</td><td>Ω以下</td><td>EB (D=14又はW=40) ×2連-2組</td></tr> <tr> <td>・ C 種</td><td>E_C</td><td>10Ω以下</td><td>EB (D=14又はW=40) ×3連-2組</td></tr> <tr> <td>・ D 種</td><td>E_D</td><td>100Ω以下</td><td>EB (D=10又はW=30) ×1</td></tr> <tr> <td>・ 高圧 避雷器</td><td>E_{LH}</td><td>10Ω以下</td><td>EB (D=14又はW=40) ×3連-2組</td></tr> <tr> <td>・ 交換 機用</td><td>E_t</td><td>10Ω以下</td><td>EB (D=14又はW=40) ×3連-1組</td></tr> <tr> <td>・ 通信 用</td><td>E_{at}</td><td>10Ω以下</td><td>EB (D=14又はW=40) ×3連-2組</td></tr> <tr> <td>・ 通 信 用</td><td>E_{Dt} 及び E_{Dt}B</td><td>100Ω以下</td><td>EB (D=10又はW=30) ×1</td></tr> <tr> <td>・ 電話引込口の保安装置</td><td>E_{Lt}</td><td>100Ω以下</td><td>EB (D=10又はW=30) ×1</td></tr> <tr> <td>・ 測 定 用</td><td>E₀</td><td>—</td><td>EB (D=10又はW=30) ×1</td></tr> </tbody> </table> (連続の場合、EBはD=14 L=1500 又は W=40 L=1200とする) (単独の場合、EBはD=14 L=1500 又は W=40 L=1200とする) (E _D 、E _{Dt} 、E _{Dt} B、E _{Lt} 、E ₀ の場合、EBはD=10 L=1000 又は W=30 L=900とする)	接地の種類	記号	接地抵抗値	接地極	・ 共同 接地	E-A-B	10Ω以下	EB (B=14又はW=40) ×3連-2組	・ 共同 接地	E-A-C-D	10Ω以下	EB (D=14又はW=40) ×3連-2組	・ A 種	E _A	10Ω以下	EB (D=14又はW=40) ×3連-2組	・ B 種	E _B	Ω以下	EB (D=14又はW=40) ×2連-2組	・ C 種	E _C	10Ω以下	EB (D=14又はW=40) ×3連-2組	・ D 種	E _D	100Ω以下	EB (D=10又はW=30) ×1	・ 高圧 避雷器	E _{LH}	10Ω以下	EB (D=14又はW=40) ×3連-2組	・ 交換 機用	E _t	10Ω以下	EB (D=14又はW=40) ×3連-1組	・ 通信 用	E _{at}	10Ω以下	EB (D=14又はW=40) ×3連-2組	・ 通 信 用	E _{Dt} 及び E _{Dt} B	100Ω以下	EB (D=10又はW=30) ×1	・ 電話引込口の保安装置	E _{Lt}	100Ω以下	EB (D=10又はW=30) ×1	・ 測 定 用	E ₀	—	EB (D=10又はW=30) ×1
接地の種類	記号	接地抵抗値	接地極																																																		
・ 共同 接地	E-A-B	10Ω以下	EB (B=14又はW=40) ×3連-2組																																																		
・ 共同 接地	E-A-C-D	10Ω以下	EB (D=14又はW=40) ×3連-2組																																																		
・ A 種	E _A	10Ω以下	EB (D=14又はW=40) ×3連-2組																																																		
・ B 種	E _B	Ω以下	EB (D=14又はW=40) ×2連-2組																																																		
・ C 種	E _C	10Ω以下	EB (D=14又はW=40) ×3連-2組																																																		
・ D 種	E _D	100Ω以下	EB (D=10又はW=30) ×1																																																		
・ 高圧 避雷器	E _{LH}	10Ω以下	EB (D=14又はW=40) ×3連-2組																																																		
・ 交換 機用	E _t	10Ω以下	EB (D=14又はW=40) ×3連-1組																																																		
・ 通信 用	E _{at}	10Ω以下	EB (D=14又はW=40) ×3連-2組																																																		
・ 通 信 用	E _{Dt} 及び E _{Dt} B	100Ω以下	EB (D=10又はW=30) ×1																																																		
・ 電話引込口の保安装置	E _{Lt}	100Ω以下	EB (D=10又はW=30) ×1																																																		
・ 測 定 用	E ₀	—	EB (D=10又はW=30) ×1																																																		
29. 工事安全計画書	建設工事安全施工技術指針及び建設工事公衆災害防止対策要綱を参考に、工事現場の安全対策に関する具体的な工事安全計画書を監督職員に提出する。																																																				
30. 他工事との取合い	図面に特記なき場合は、別紙「工事区分表」による。																																																				
31. 適用区分	建築基準法に基づき定まる風圧力及び積雪荷重の算定には次の条件を用いる。 1) 風圧力 基準風速 (V ₀) = 3.0 × 3.2 × 3.4 m / s) 地表面粗度区分 (Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ) 2) 積雪荷重 平成12年建設省告示第1455号における区域 別表 ()																																																				
1. 照 明 器 具	1) LEDの光源色は別図面に指定がある場合を除き下記による。 LEDの光源色 (※昼白色・電球色) 2) LED灯具品の定格入力電圧はユニバーサル電圧 (100V～242V) に対応するものとする。																																																				
2. 照明的照度測定	照度測定方法は、次による。 ・「学校環境衛生基準」(平成21年3月31日付け文部科学省告示第60号) 第1の2の(10)による。 ・JIS Z 9110:2010 照明基準総則による。																																																				
3. 非常用照明的照度測定	設置した各部屋2箇所以上とし、測定箇所は監督職員の指示による。																																																				
4. 照明制御の照度測定	明るさセンサーによる照度制御を行う部屋は照度測定を行い、測定表を監督職員に提出する。なお、測定箇所は監督職員の指示による。 照度測定時期 100％点灯時 (※夜間・) 調光制御点灯時 (※夜間・昼間)																																																				
5. 照度センサ設定器	納入数 ※1個 ・ 個																																																				
6. 多重伝送リモコンアドレス設定器	設定機能 ・アドレス設定 ・グループ設定 ・パターン設定 ・タイムスケジュール設定 納入数 ※1個 ・ 個																																																				
7. 非常照明・誘導灯自己点検送信器	納入数 ※1個 ・ 個																																																				
1. インバータ装置の規約効率	三相可変速運転用インバータ装置の規約効率は次の数値以上とする。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>電動機出力(kW)</th> <th>0.4</th> <th>0.75</th> <th>1.5</th> <th>2.2</th> <th>3.7</th> <th>5.5</th> <th>7.5</th> <th>11</th> <th>15</th> <th>18.5</th> <th>22</th> <th>30</th> <th>37</th> <th>45</th> <th>75</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>規約効率(%)</td> <td>86.0</td> <td>84.5</td> <td>92.0</td> <td>93.0</td> <td>94.0</td> <td>94.0</td> <td>94.5</td> <td>94.5</td> <td>95.0</td> <td>95.5</td> <td>95.5</td> <td>95.5</td> <td>95.5</td> <td>95.5</td> <td>95.5</td> </tr> </tbody> </table> 備考 (1) 規約効率はJEM-TR245「汎用インバータの規約効率」により算出した値とする。 (2) 0.4kWの効率はJISC4212「高効率低圧三相かご形誘導電動機」の定格電圧200V、IP4X、6極、50Hzの電動機を駆動したときの値とする。 (3) 0.75kW以上の効率はJISC4213「低圧三相かご形誘導電動機トッパンナーモーター」の定格電圧200V、IP4X、6極、50Hzの電動機を駆動したときの値とする。	電動機出力(kW)	0.4	0.75	1.5	2.2	3.7	5.5	7.5	11	15	18.5	22	30	37	45	75	規約効率(%)	86.0	84.5	92.0	93.0	94.0	94.0	94.5	94.5	95.0	95.5	95.5	95.5	95.5	95.5	95.5																				
電動機出力(kW)	0.4	0.75	1.5	2.2	3.7	5.5	7.5	11	15	18.5	22	30	37	45	75																																						
規約効率(%)	86.0	84.5	92.0	93.0	94.0	94.0	94.5	94.5	95.0	95.5	95.5	95.5	95.5	95.5	95.5																																						
1. 型 式	※ボタン電話装置 ・交換装置																																																				
2. 保安器用接地	※本工事 ・別途工事																																																				
1. 施 工 方 法	埋設深さ 特記なき場合は地表面 (舗装がある場合は舗装下面) から300mm以上とする 建物引込み部の地盤変位等への対応 (設置場所は標示による。) 想定沈下量 (・200mm以下 ・400mm以下 ・1,000mm以下) コンクリート型埋設設備は形記号表示のものを用いる。																																																				
2. 地 中 箱	蓋の記号表示 鋳型流込み (・電力・電気・) ハンドホール内のケーブル支持等は、マンホールに準じて行う。 アスファルト舗装面に使用するハンドホール及び軌道は、アスファルト舗装用とする。																																																				

構内配電線路	3. 高圧負荷開閉器	・閉鎖形（重封鎖形） ・閉鎖形 ・避雷器内蔵 ・地絡継電器付（※方向性 ・無方向性） ・別置制御装置までの制御ケーブルを付属すること。
	4. 高圧ケーブルの端末部 5. 高圧ケーブルの屋外端支地埋 6. 照明用ポール	高圧ケーブルの両端部にシースの縮み対策（熱収縮テープによるシース止め対策等）を行う。 ・U形 ・耐塩形 照明用ポールには配線用遮断器（引外し装置なし）又はカットアウトスイッチ（素通しヒューズ）を内蔵する。ただし、ガーデンドライは除く。
構内通信線路	1. 施工方法	埋設深さ 特記なき場合は地表面（舗装がある場合は舗装下面）から300mm以上とする。建物引込み部の地盤変位等への対応（設置場所は図示による。） 想定定深さ（・200mm以下 ・600mm以下 ・1,000mm以下）
	2. 地中箱	蓋の記号表示（簡易流込み ・ 流通 ） ハンドホール内のケーブル支持等は マンホールに準じて行う。 アスファルト舗装面に使用するハンドホール及び鉄蓋は、アスファルト舗装用とする。
テレビ電波受信障害調査	1. 調査仕様	図面に記載されていない事項は、すべて（社）日本CATV技術協会の「建築物によるテレビ受信障害調査要領」及び「建築物によるテレビ受信障害調査要領（地上デジタル放送）」の最新版により調査を行い、（社）日本CATV技術協会の技術審査を受けること。
	2. テレビ電波受信障害調査時期	・事前 ・中間 ・事後
	3. 受信する受信波及び地点数	中継局： 波： 地点 中継局： 波： 地点
	4. 報告書	提出部数 ・事前 3部 ・中間 部 ・事後 3部

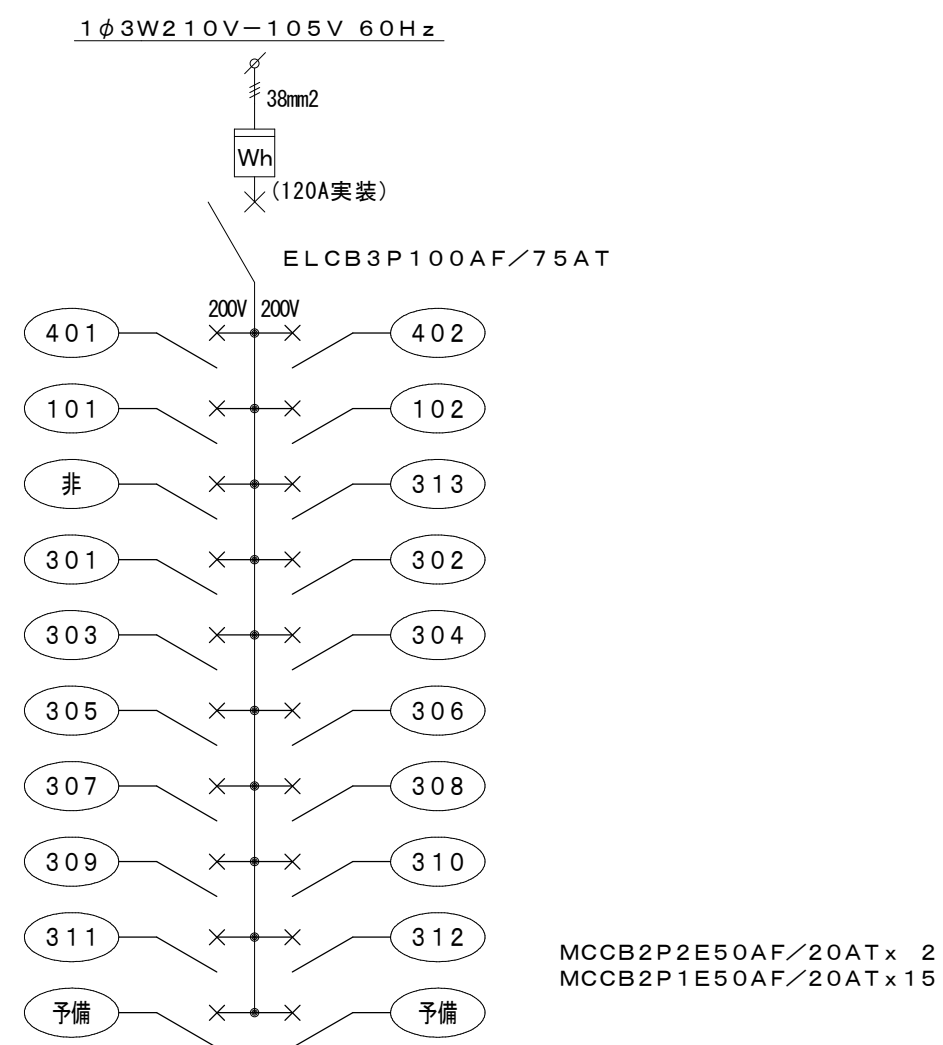
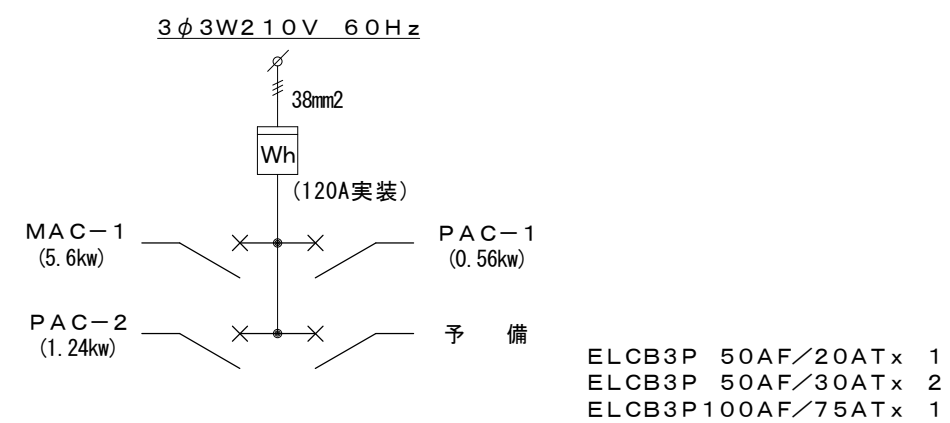
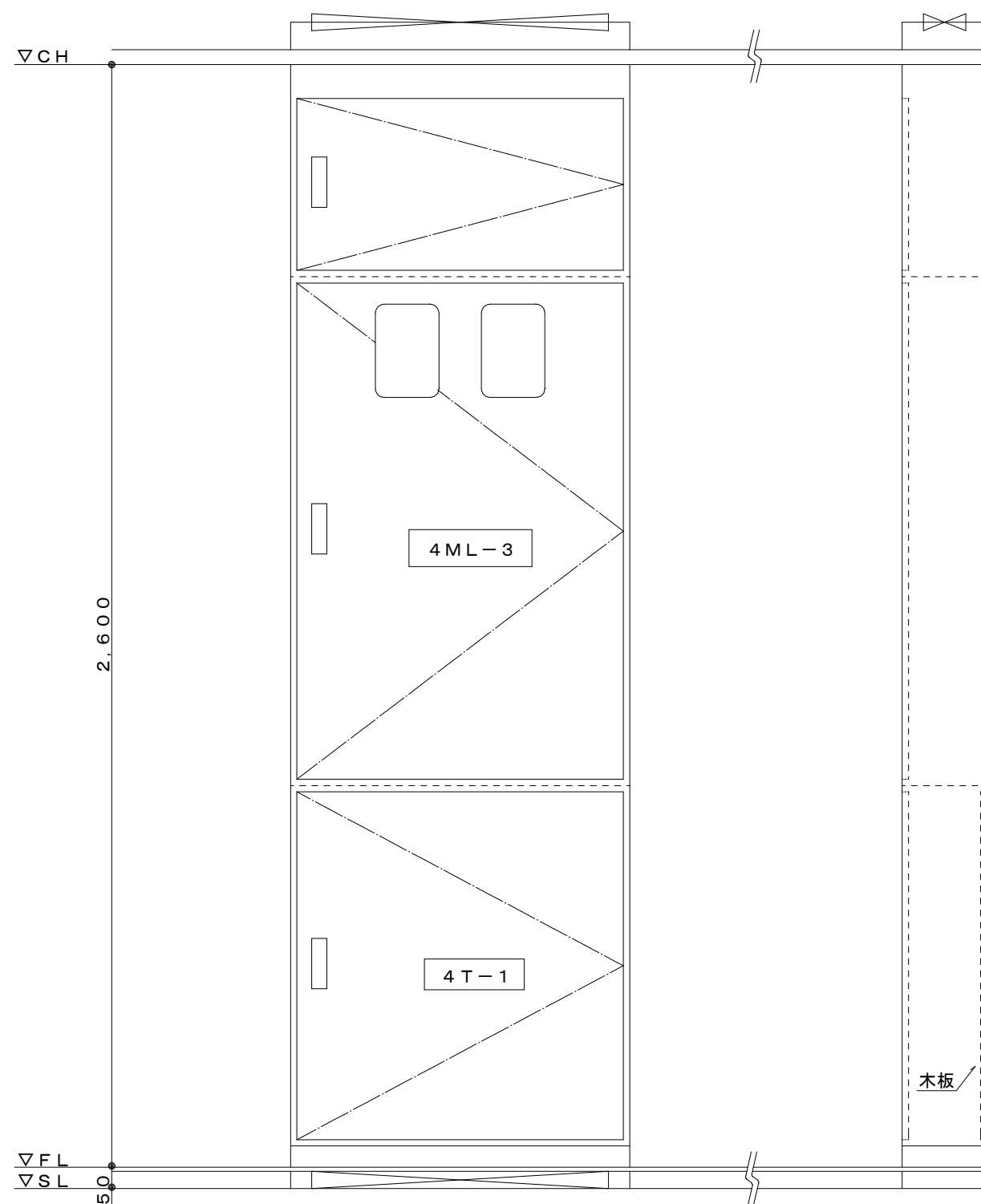
電力共通	電	灯	動	力	構内交換	電気時計	拡声	① 機器取付高 機器取付高は次の数値を標準とする。ただし、天井高3,000mm以上の場合及び機器の使用に支障がある場合は監督職員と協議する。																																																																									
								<table border="1"> <tr> <th>名 称</th> <th>測 点</th> <th>取付高 (mm)</th> </tr> <tr> <td>取引用計器</td> <td>地上～窓中心</td> <td>1,800～2,000</td> </tr> <tr> <td>引込開閉器</td> <td>地上～中心</td> <td>1,800～2,200</td> </tr> <tr> <td>分電盤、OA盤、実験盤</td> <td>床下～中心</td> <td>1,500 (上端1,900以下)</td> </tr> <tr> <td>スイッチ</td> <td>"</td> <td>1,300</td> </tr> <tr> <td>"(多機能トイレ)</td> <td>"</td> <td>1,100</td> </tr> <tr> <td>コンセント(一般)</td> <td>"</td> <td>300</td> </tr> <tr> <td>"(和室)</td> <td>"</td> <td>150</td> </tr> <tr> <td>"(台上)</td> <td>台上～中心</td> <td>150</td> </tr> <tr> <td>"(土間)</td> <td>床下～中心</td> <td>800～1,300</td> </tr> <tr> <td>"(車椅子用)</td> <td>"</td> <td>900</td> </tr> <tr> <td>コンセント(電気室・発電機室)</td> <td>床下～中心</td> <td>800</td> </tr> <tr> <td>プラケット(一般)</td> <td>"</td> <td>2,100～2,300</td> </tr> <tr> <td>"(語機)</td> <td>"</td> <td>2,000～2,500</td> </tr> <tr> <td>"(鏡上)</td> <td>鏡上端～中心</td> <td>150</td> </tr> <tr> <td>壁掛形制御盤</td> <td>床下～中心</td> <td>1,500 (上端1,900以下)</td> </tr> <tr> <td>手元開閉器</td> <td>"</td> <td>1,500</td> </tr> <tr> <td>操作スイッチ</td> <td>"</td> <td>1,300</td> </tr> <tr> <td>端子盤</td> <td>床下～下端</td> <td>300</td> </tr> <tr> <td>保安器箱</td> <td>天井下～上端</td> <td>200</td> </tr> <tr> <td>壁付アウトレット</td> <td>床下～中心</td> <td>300</td> </tr> <tr> <td>"(和室)</td> <td>"</td> <td>150</td> </tr> <tr> <td>壁付電話機</td> <td>"</td> <td>1,300</td> </tr> <tr> <td>壁掛形時計</td> <td>床下～中心</td> <td>1,500 (上端1,900以下)</td> </tr> <tr> <td>子時計</td> <td>床下～中心</td> <td>天井高×0.9</td> </tr> <tr> <td>壁掛形スピーカ</td> <td>床下～中心</td> <td>天井高×0.9</td> </tr> <tr> <td>壁付アッテネータ</td> <td>床下～中心</td> <td>1,300</td> </tr> </table>	名 称	測 点	取付高 (mm)	取引用計器	地上～窓中心	1,800～2,000	引込開閉器	地上～中心	1,800～2,200	分電盤、OA盤、実験盤	床下～中心	1,500 (上端1,900以下)	スイッチ	"	1,300	"(多機能トイレ)	"	1,100	コンセント(一般)	"	300	"(和室)	"	150	"(台上)	台上～中心	150	"(土間)	床下～中心	800～1,300	"(車椅子用)	"	900	コンセント(電気室・発電機室)	床下～中心	800	プラケット(一般)	"	2,100～2,300	"(語機)	"	2,000～2,500	"(鏡上)	鏡上端～中心	150	壁掛形制御盤	床下～中心	1,500 (上端1,900以下)	手元開閉器	"	1,500	操作スイッチ	"	1,300	端子盤	床下～下端	300	保安器箱	天井下～上端	200	壁付アウトレット	床下～中心	300	"(和室)	"	150	壁付電話機	"	1,300	壁掛形時計	床下～中心	1,500 (上端1,900以下)	子時計
名 称	測 点	取付高 (mm)																																																																															
取引用計器	地上～窓中心	1,800～2,000																																																																															
引込開閉器	地上～中心	1,800～2,200																																																																															
分電盤、OA盤、実験盤	床下～中心	1,500 (上端1,900以下)																																																																															
スイッチ	"	1,300																																																																															
"(多機能トイレ)	"	1,100																																																																															
コンセント(一般)	"	300																																																																															
"(和室)	"	150																																																																															
"(台上)	台上～中心	150																																																																															
"(土間)	床下～中心	800～1,300																																																																															
"(車椅子用)	"	900																																																																															
コンセント(電気室・発電機室)	床下～中心	800																																																																															
プラケット(一般)	"	2,100～2,300																																																																															
"(語機)	"	2,000～2,500																																																																															
"(鏡上)	鏡上端～中心	150																																																																															
壁掛形制御盤	床下～中心	1,500 (上端1,900以下)																																																																															
手元開閉器	"	1,500																																																																															
操作スイッチ	"	1,300																																																																															
端子盤	床下～下端	300																																																																															
保安器箱	天井下～上端	200																																																																															
壁付アウトレット	床下～中心	300																																																																															
"(和室)	"	150																																																																															
壁付電話機	"	1,300																																																																															
壁掛形時計	床下～中心	1,500 (上端1,900以下)																																																																															
子時計	床下～中心	天井高×0.9																																																																															
壁掛形スピーカ	床下～中心	天井高×0.9																																																																															
壁付アッテネータ	床下～中心	1,300																																																																															
表	名 称	測 点	取付高 (mm)																																																																														
示	情報・出退表示盤	床下～中心	天井高×0.9																																																																														
	壁付発信器	"	1,300																																																																														
	ベル、ブザー、チャイム	"	2,300																																																																														
	受付押ボタン	床下～下端	1,300																																																																														
誘導支	電源箱	床下～下端	300																																																																														
	外部受信用インターホン(子機)	標準図による																																																																															
	壁付インターホン(上記以外)	床下～中心	1,300																																																																														
	壁付押ボタン(多機能トイレ)	"	900																																																																														
接	壁付押ボタン(多機能トイレ)	"	400																																																																														
	床転倒時用																																																																																
	身障者用インターホン(子機)	標準図による																																																																															
	機器収容箱	天井下～上端	200																																																																														
共同受信	テレビ端子	床下～中心	300																																																																														
	"(和室)	"	150																																																																														
	受信機・副受信機	床下～操作部	800～1,500																																																																														
	機器収容箱	"	800～1,500																																																																														
火災報知	受信機	床下～中心	800～1,500																																																																														
	ベル	"	2,300																																																																														
	表示灯	"	2,100																																																																														
	ガス漏れ中継器	天井下～中心	300																																																																														
検知	検知器(都市ガス)	"	300(壁付の場合)																																																																														
	"(LPガス)	床下～上端	300																																																																														

② 配線図記号その他	1) E M電線類の表記は警報用及び同軸ケーブルを除き「EM-」を省略する。
3. スイッチ	1) 照明スイッチは、位置表示灯付き（異時点滅）とする。 2) 換気扇スイッチは、確認表示灯付き（同時点滅）とする。
4. 負担金等（消費税抜き）	（・本工事 ・別途工事） 円 （・本工事 ・別途工事） 円

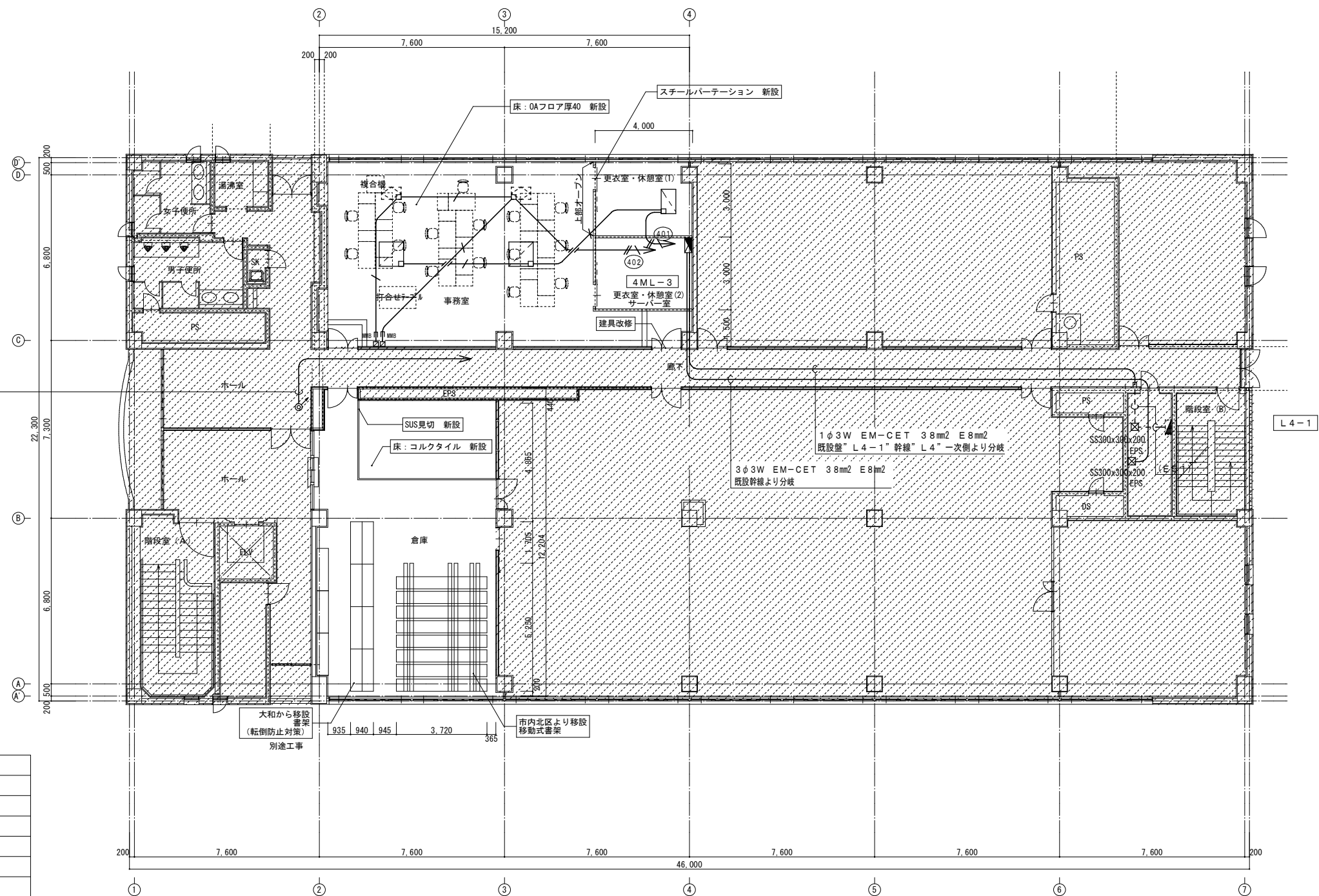
別表－1「 外部機関等による評価済み機材表」

品 名	機 材 名
LED照明器具（一般室内に限る）	
照明制御装置	
可変速運転用インバータ装置	
盤類	分電盤 制御盤 キュービクル式配電盤 高圧スイッチギヤ（CWF形） 高圧スイッチギヤ（PWF形）
高圧機器	高圧交流遮断器 高圧変圧器（特定機器） 高圧連相コンデンサ 高圧限流ヒューズ 高圧負荷開閉器
交流無停電電源装置	
太陽光発電装置	パワーコンディショナ及び系統連系保護装置
監視カメラ装置	
中央監視制御装置	監視制御装置

【工事名称】	雇用保険電子申請事務センター及び大和町倉庫の移転に係る改修工事	【図面番号】
【図面名称】	電気設備工事特記仕様書	検収印



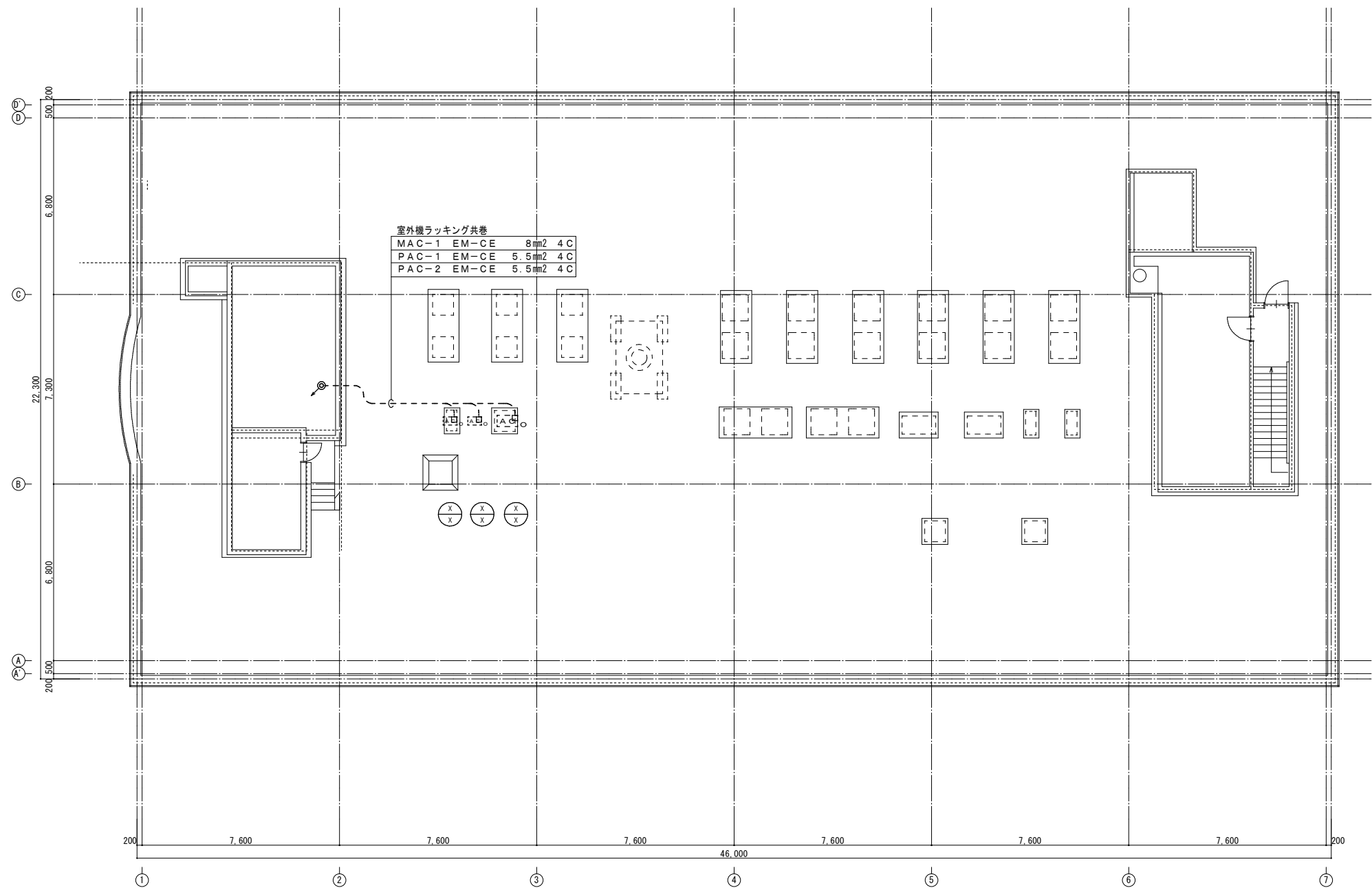
MAC-1	EM-CE	8mm ²	4 C
PAC-1	EM-CE	5.5mm ²	4 C
PAC-2	EM-CE	5.5mm ²	4 C



凡 例		
記 号	名 称	備 考
☒	空調換気扇コントローラー	別途換気工事
☐	位置ボックス	

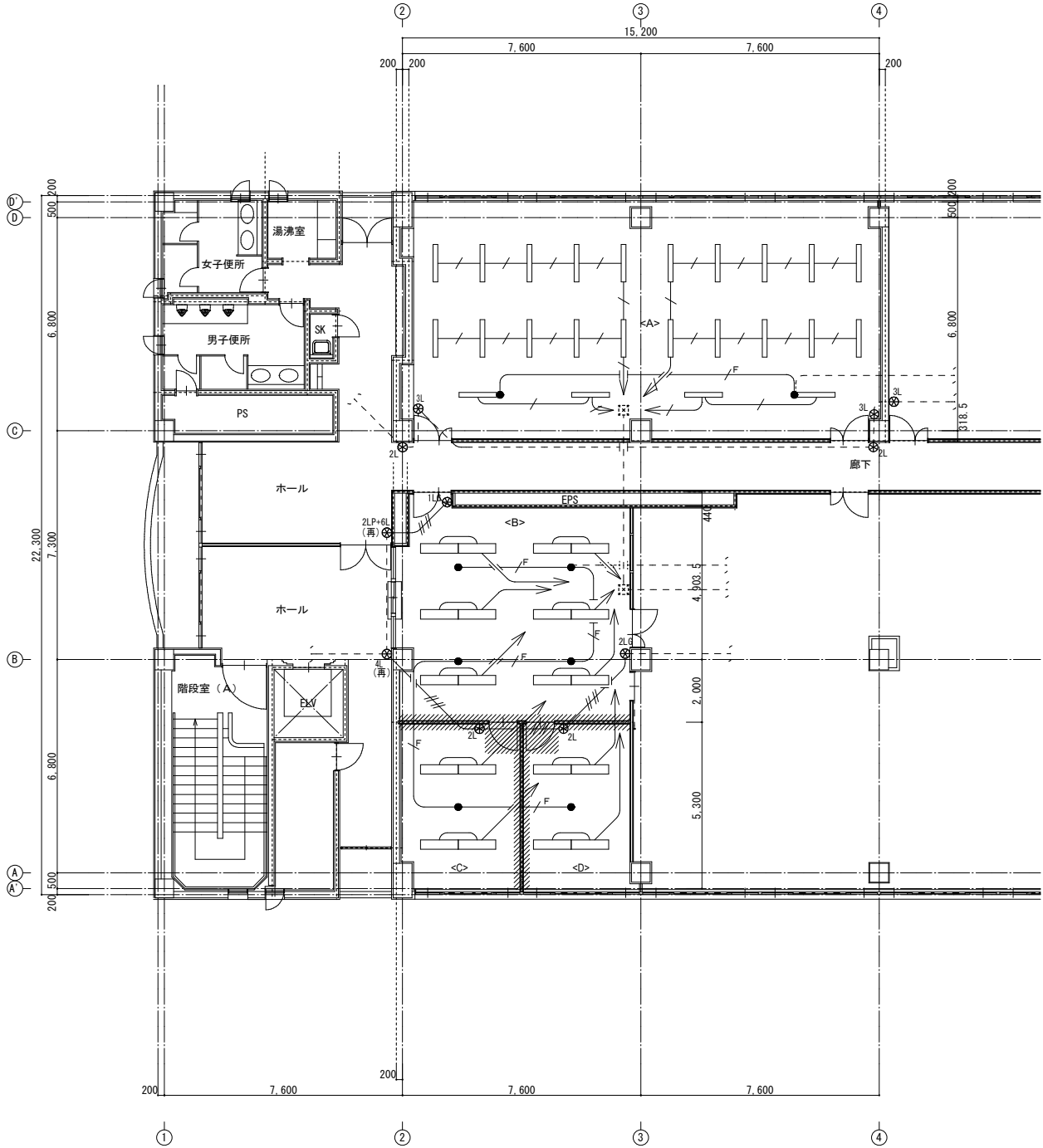
注 記		
1. 図中特記なき配管・交線は下記に依る。但し二重天井内はケーブル転がしとする。		
	EM-EEF 1.6mm 3C	(PF22)
	EM-EEF 2.0mm 3C	(PF22)
 ---  --- メタルモール B型 保護部分を示す。		

4階平面図（改修後） 1:100



屋上平面図 1 : 100

改修前



4階平面図 (改修前) 1:100

注 記

1. 図中特記なき配管・配線は下記に依る。但し二重天井内はケーブル転がしとする。

——	VVF 1.6mm 2C	(PF16)
——	VVF 1.6mm 3C	(PF22)
——	AE 1.2mm 2C X 2	(PF16)
——	FPC 2.0mm 2C	(PF16)

図中 —— 実線表記は撤去部分を示す。

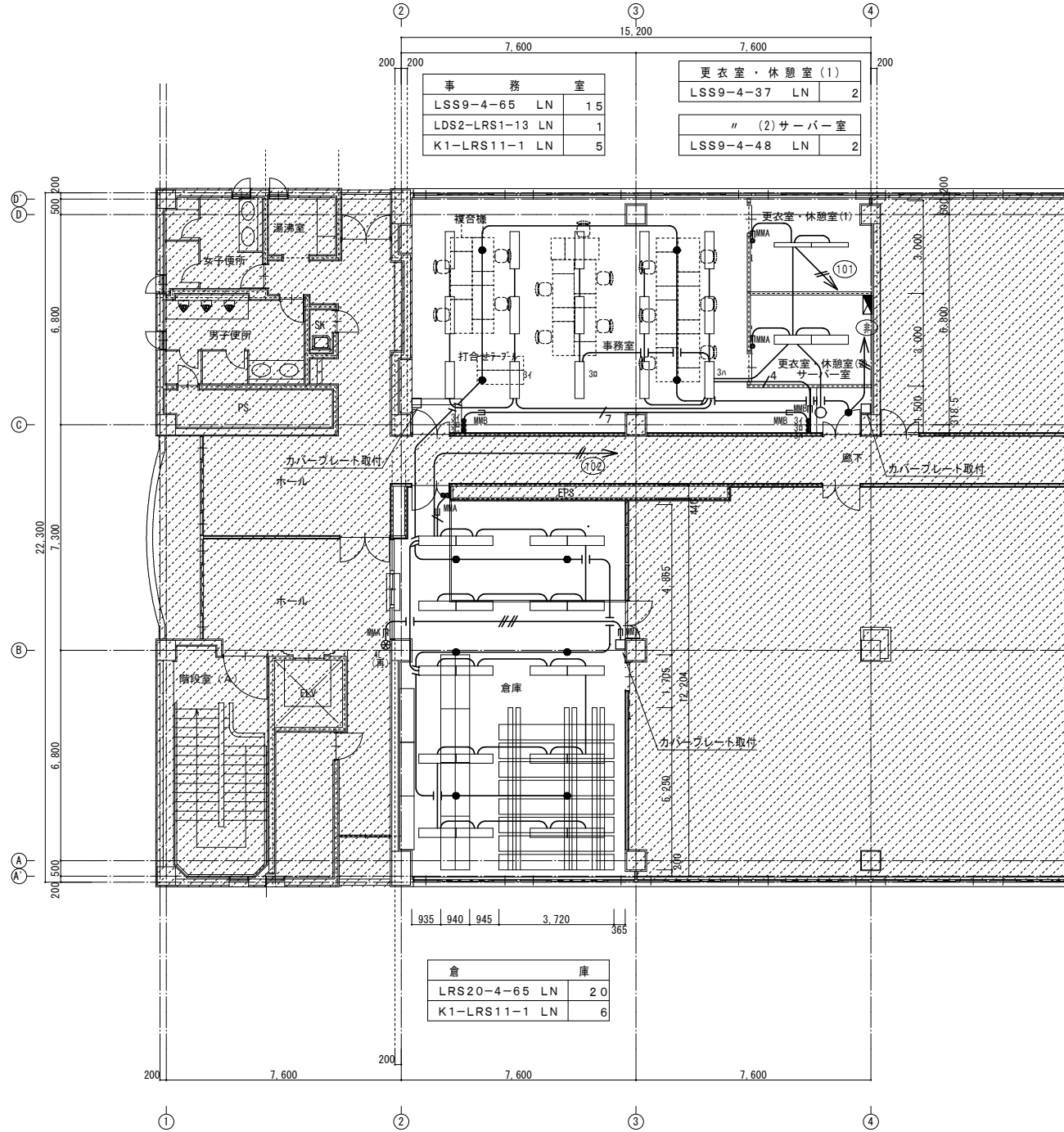
図中 - - - 点線表記は既存のままを示す。

図中 (再) 表記は既存撤去・再取付を示す。

撤去機器リスト

記 号	名 称		備 考
⊗ nL	埋込リモコンスイッチ		傍記は回路数を示す。
部屋名	仕 様	数 量	備 考
<A>	FSS4-401	24	FL40W x 1 富士型
	KO-140	2	ミニ球40W x 1 富士型
	FRL2-403	12	FL40W x 3 埋込開放
	KO-IRS5-40	4	ミニ球40W x 1 D・L
<C>	FRS8-402	4	FL40W x 2 埋込開放
	KO-IRS5-40	1	ミニ球40W x 1 D・L
<D>	FRS8-402	4	FL40W x 2 埋込開放
	KO-IRS5-40	1	ミニ球40W x 1 D・L

改修後



4階平面図 (改修後) 1:100

注 記

1. 図中特記なき配管・配線は下記に依る。但し二重天井内はケーブル転がしとする。

——	EM-EEF 1.6mm 2C	(PF16)
——	EM-EEF 1.6mm 3C	(PF22)
——	EM-EEF 1.6mm 2C x 2	(PF22)
——	EM-EEF 1.6mm 2Cx2 + 3C	(PF22)
——	EM-EEF 2.0mm 2C	(PF16)

—— AE 1.2mm 2C x 2 (PF16)

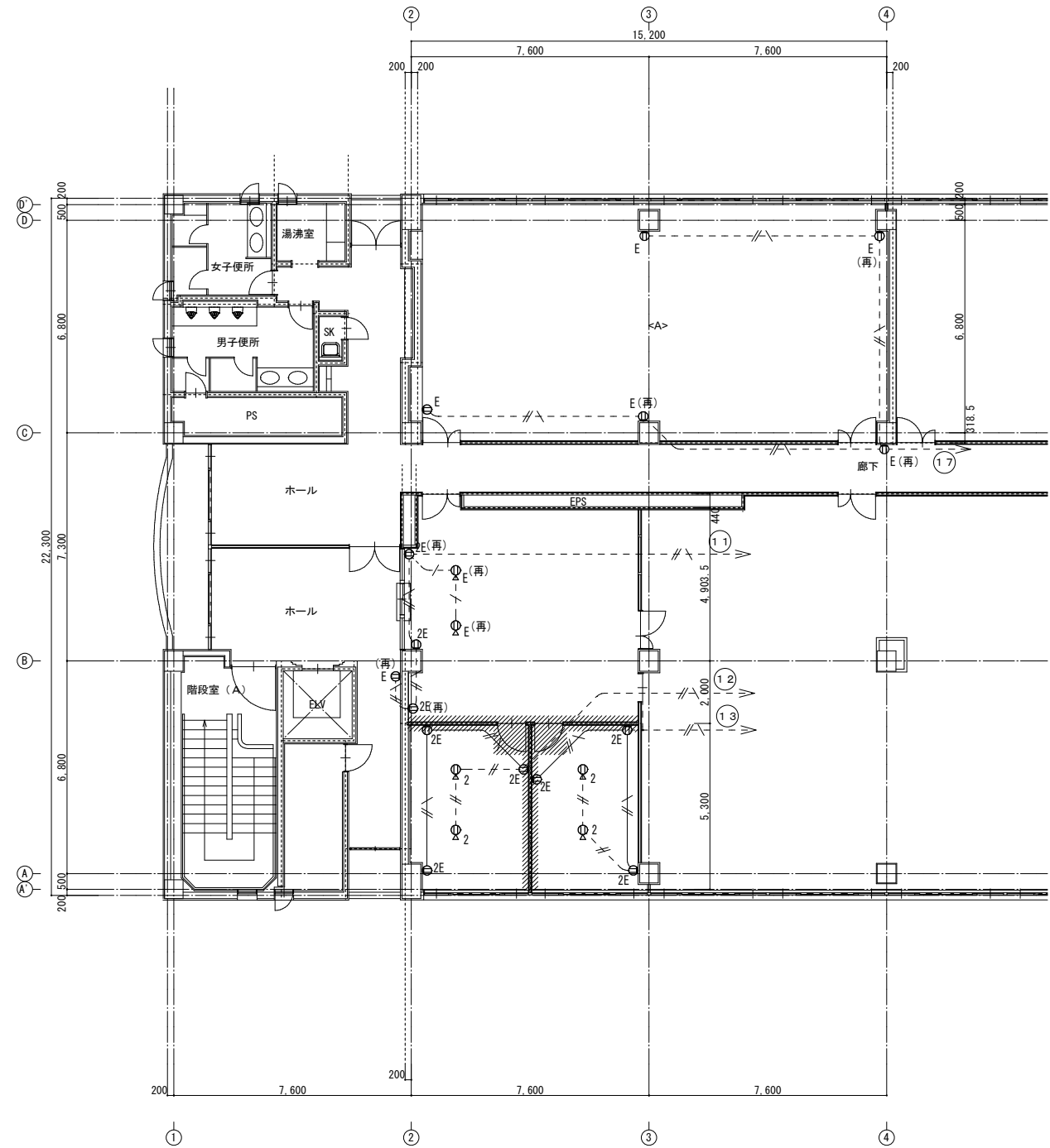
- - - MMA 3 - - メタルモール A型 保護部分を示す。

- - - MMA 3 - - メタルモール B型 保護部分を示す。

凡 例

記 号	名 称	備 考
●	埋込片切スイッチ 1P15Ax1	大角通用
● ₃	埋込3路スイッチ 1P15Ax1	大角通用
□	新金属カバープレート	1個用

改修前



4階平面図（改修前） 1：100

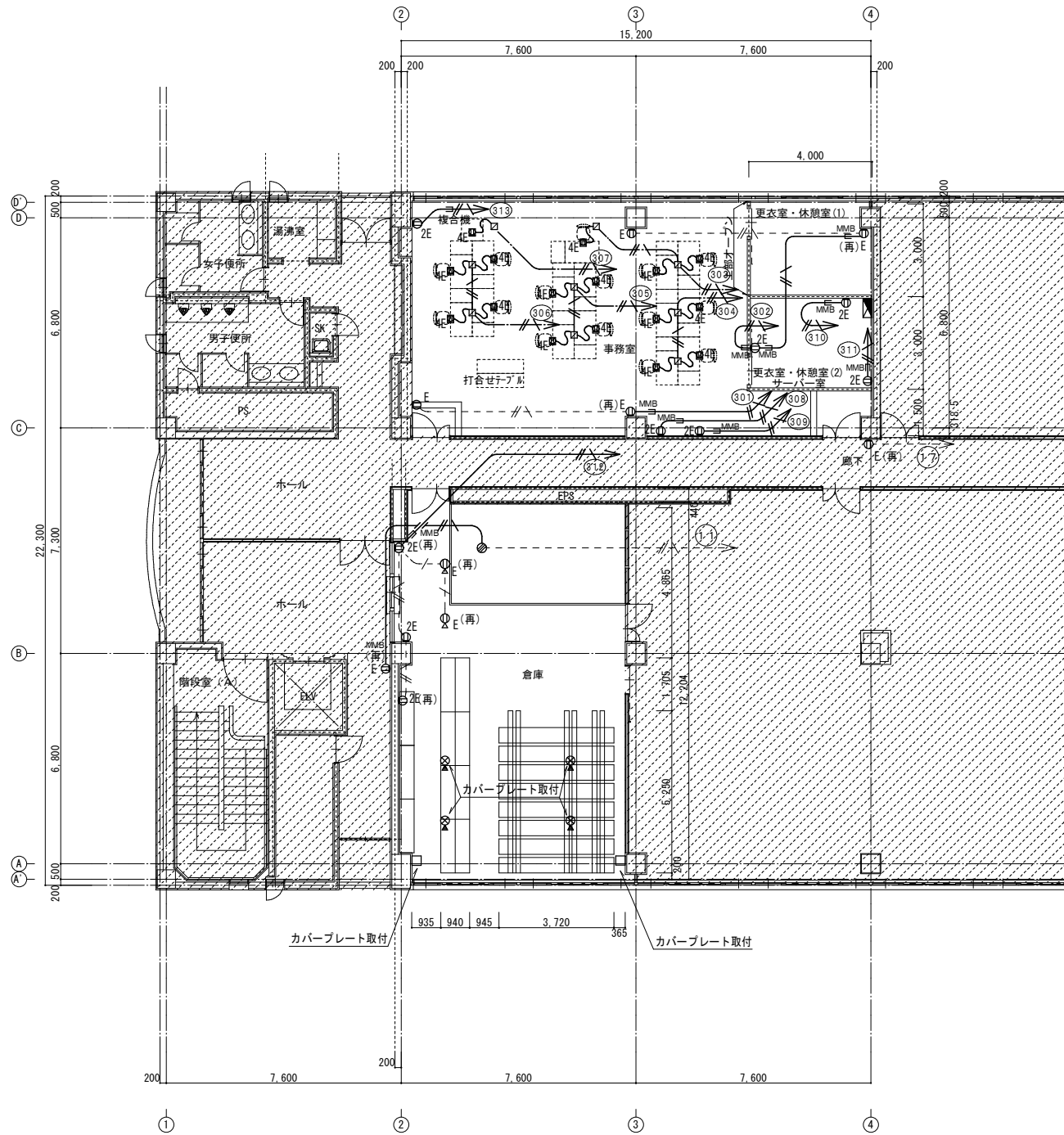
注 記

1. 図中特記なき配管・配線は下記に依る。但し二重天井内はケーブル転がしとする。
- | | | |
|------|--------------|--------|
| ——— | VVF 2.0mm 3C | (PF22) |
| ---- | IV 2.0mm x 2 | (PF16) |
| ---- | IV 2.0mm X 3 | (PF16) |
- 躯体埋設部の配管は残置とし電線類のみの撤去とする。
既設盤よりの電源ケーブルは天井裏にて残置とする。
- 図中 —— 実線表記は撤去部分を示す。
図中 ---- 点線表記は既存のままを示す。
図中（再）表記は既存撤去・再取付を示す。

凡 例

記 号	名 称	備 考
⓪E	埋込コンセント 2P15AEx1	大角連用
⓪2E	埋込コンセント 2P15AEx2	大角連用
⓪E	フロアコンセント 2P15AEx1	
⓪2	フロアコンセント 2P15A x2	

改修後



4階平面図（改修後） 1：100

注 記

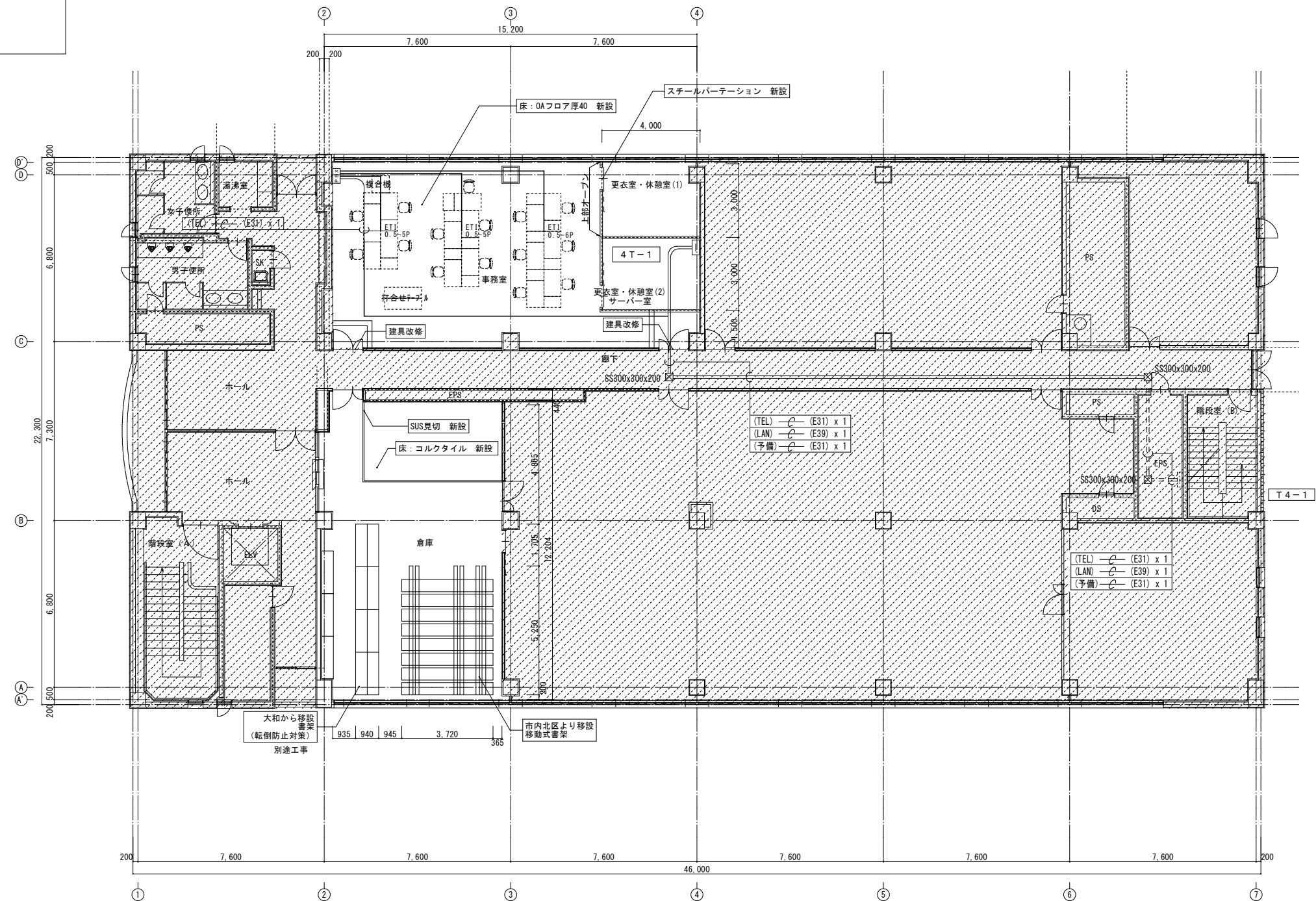
1. 図中特記なき配管・配線は下記に依る。但し二重天井内はケーブル転がしとする。
- | | | |
|-----|-----------------|----------|
| ——— | EM-EEF 2.0mm 3C | (PF22) |
| ——— | EM-EEF 2.0mm 3C | (OAフロア内) |
- MMB --- メタルモール B型 保護部分を示す。

凡 例

記 号	名 称	備 考
⓪2E	埋込コンセント 2P15AEx2	大角連用
⓪	ハーネスジョイントボックス	2分岐
⓪4E	ハーネス用OAタップ	4個口抜止めアース付 L=3m
□	新金属カバープレート	1個用
⊗	フロアカバープレート	
●	ジョイントボックス	

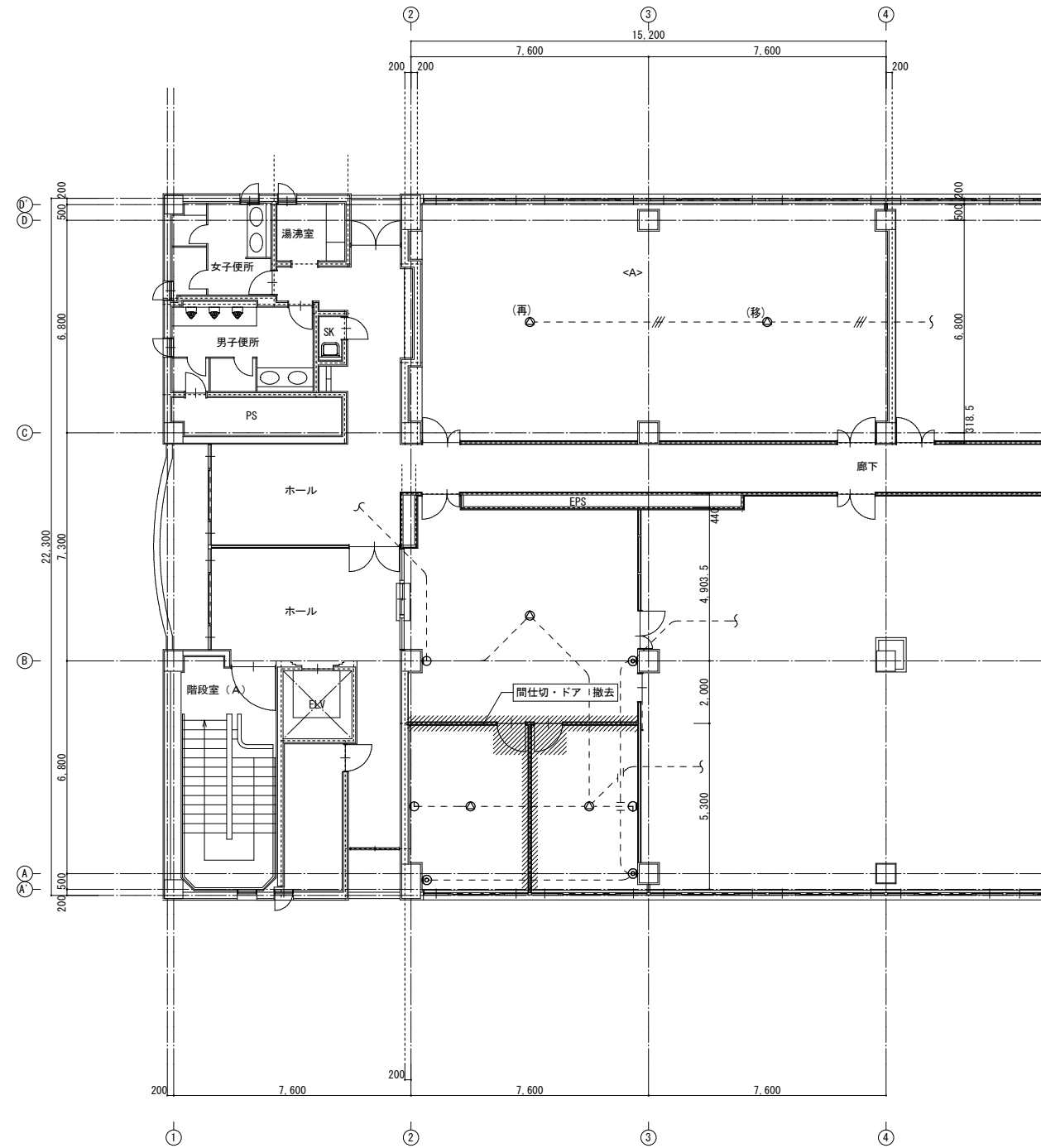
電話機及び交換機は別途とし、電話配管工事のみ本工事とする

電話主裝置	1 台
多機能電話機	14 台
複合機	1 台



4階平面図 (改修後) 1:100

改修前



4階平面図（改修前） 1 : 100

注 記

1. 図中特記なき配管・配線は下記に依る。但し二重天井内はケーブル転がしとする。

AE 1.2mm 3C (PF16)

図中（再）表記は既存撤去・再取付を示す。

図中（移）表記は既存撤去・移設再取付を示す。

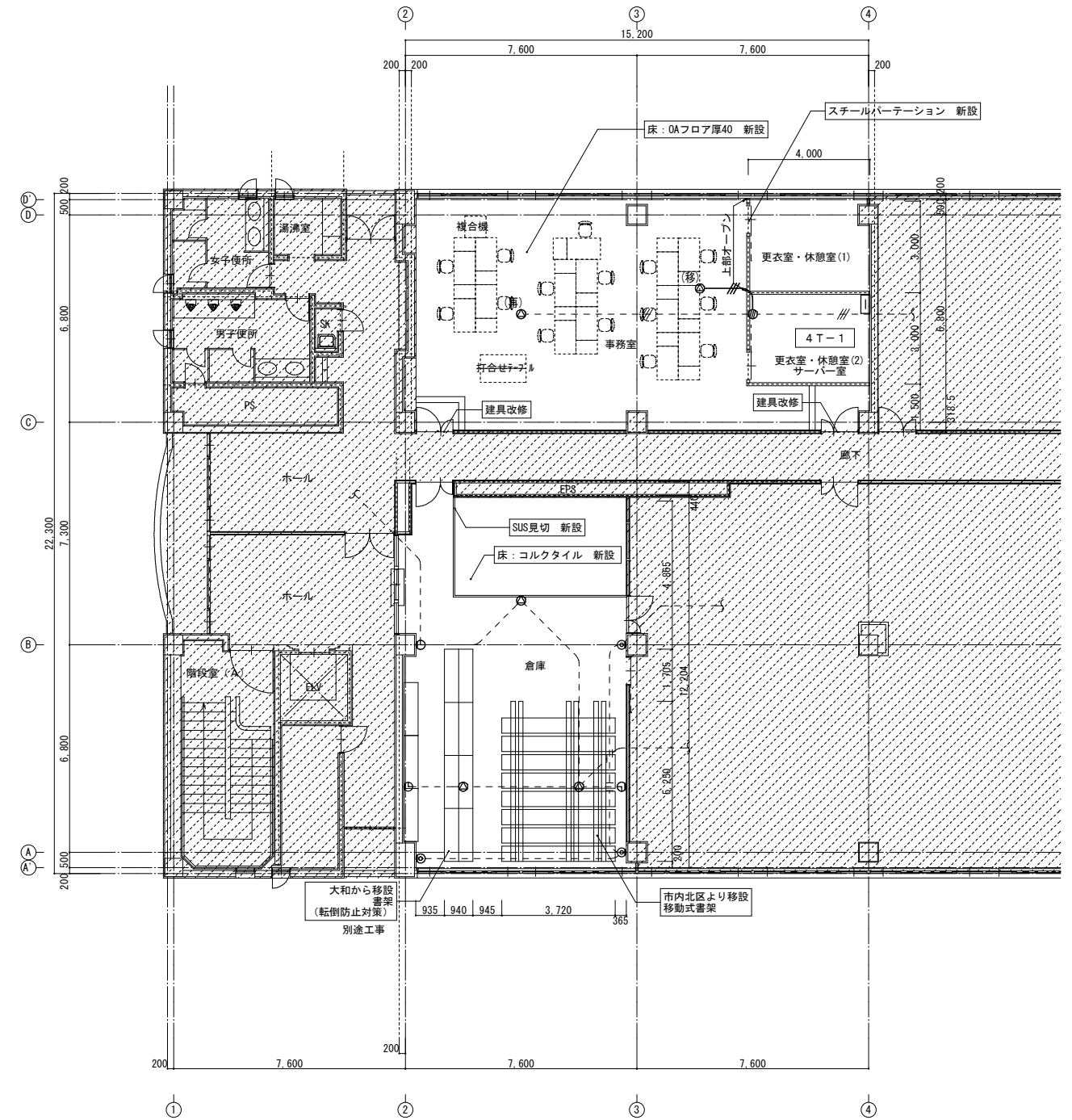
図中 —— 実線表記は撤去部分を示す。

図中 - - - 点線表記は既存のままを示す。

凡 例

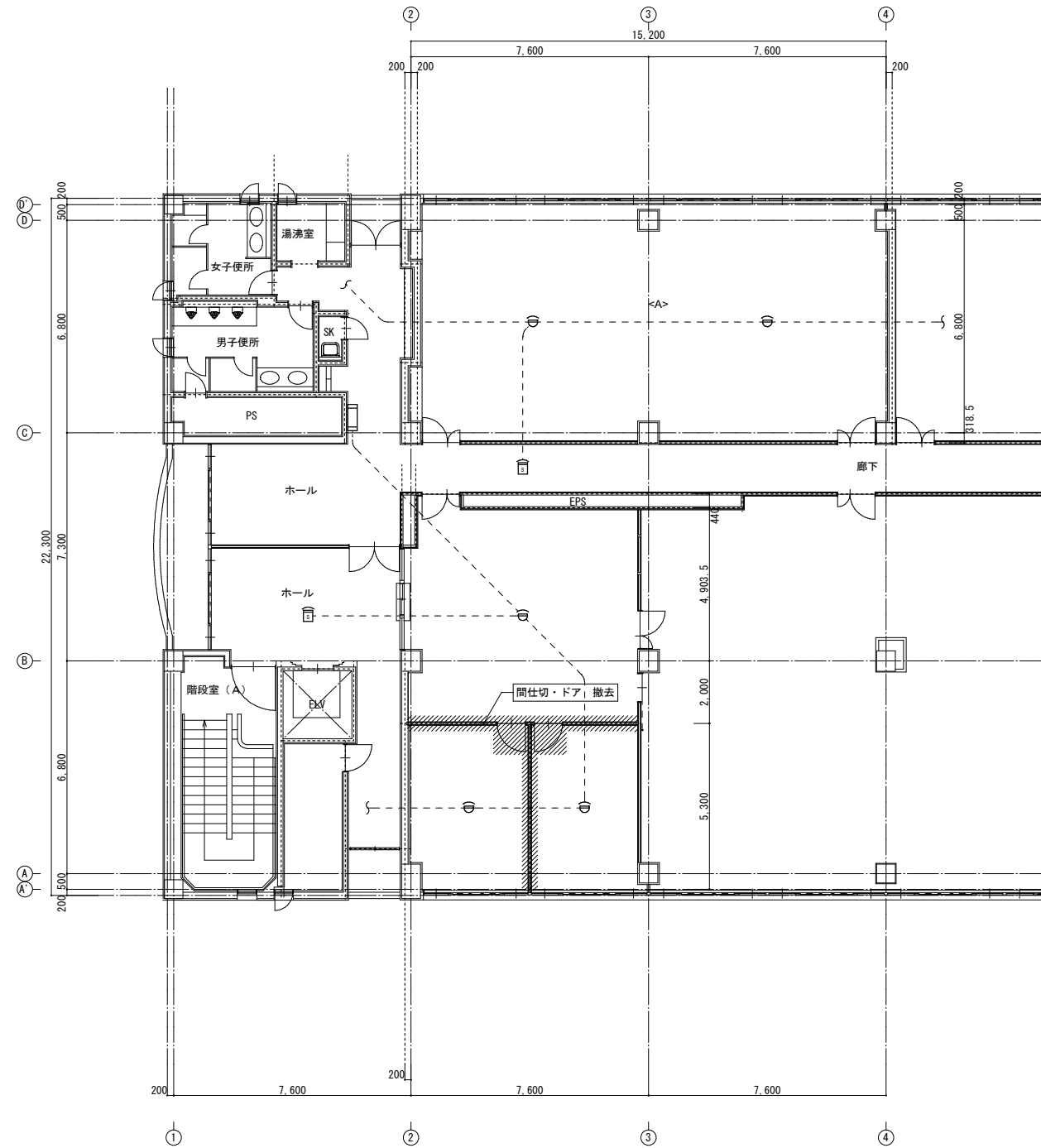
記 号	名 称	備 考
㊦	天井埋込スピーカー	3 台 x 1

改修後



4階平面図 (改修後) 1:100

改修前



4階平面図 (改修前) 1:100

注 記

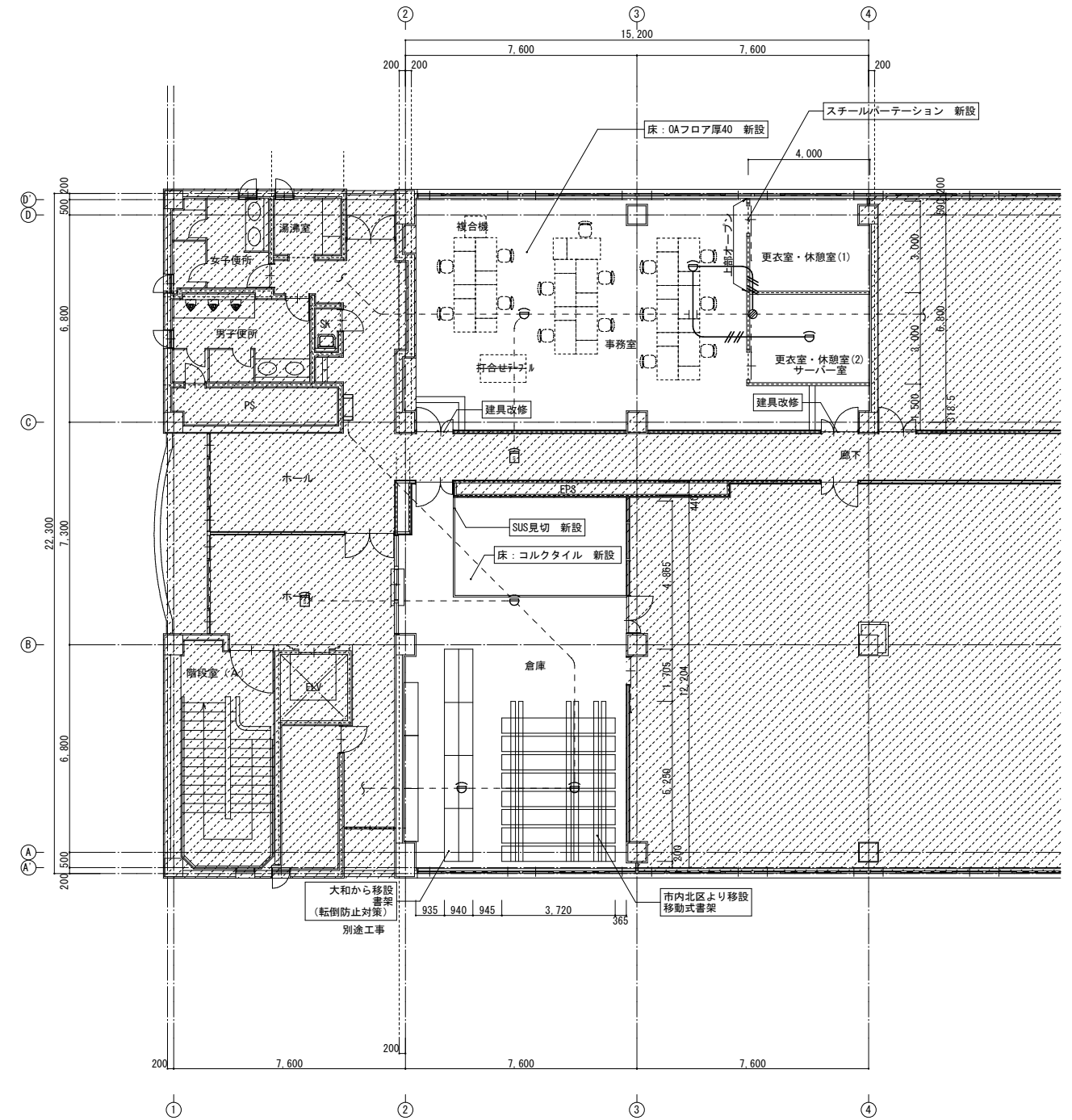
図中 —— 実線表記は撤去部分を示す。

図中 - - - 点線表記は既存のままを示す。

凡 例

記 号	名 称	備 考
㊦	天井埋込スポット感知器	差動式 2種

改修後



4階平面図 (改修後) 1:100

注 記

1. 図中特記なき配管・配線は下記に依る。但し二重天井内はケーブル転がしとする。

~~##~~ EM-AE 1.2mm 4C (PF16)

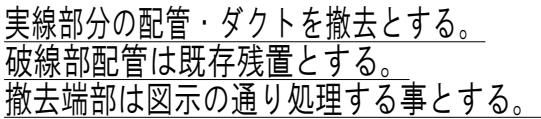
図中 - - - 点線表記は既存のままを示す。

凡 例

記 号	名 称	備 考
㊦	天井埋込スポット感知器	差動式 2種
●	ジャンクションボックス	

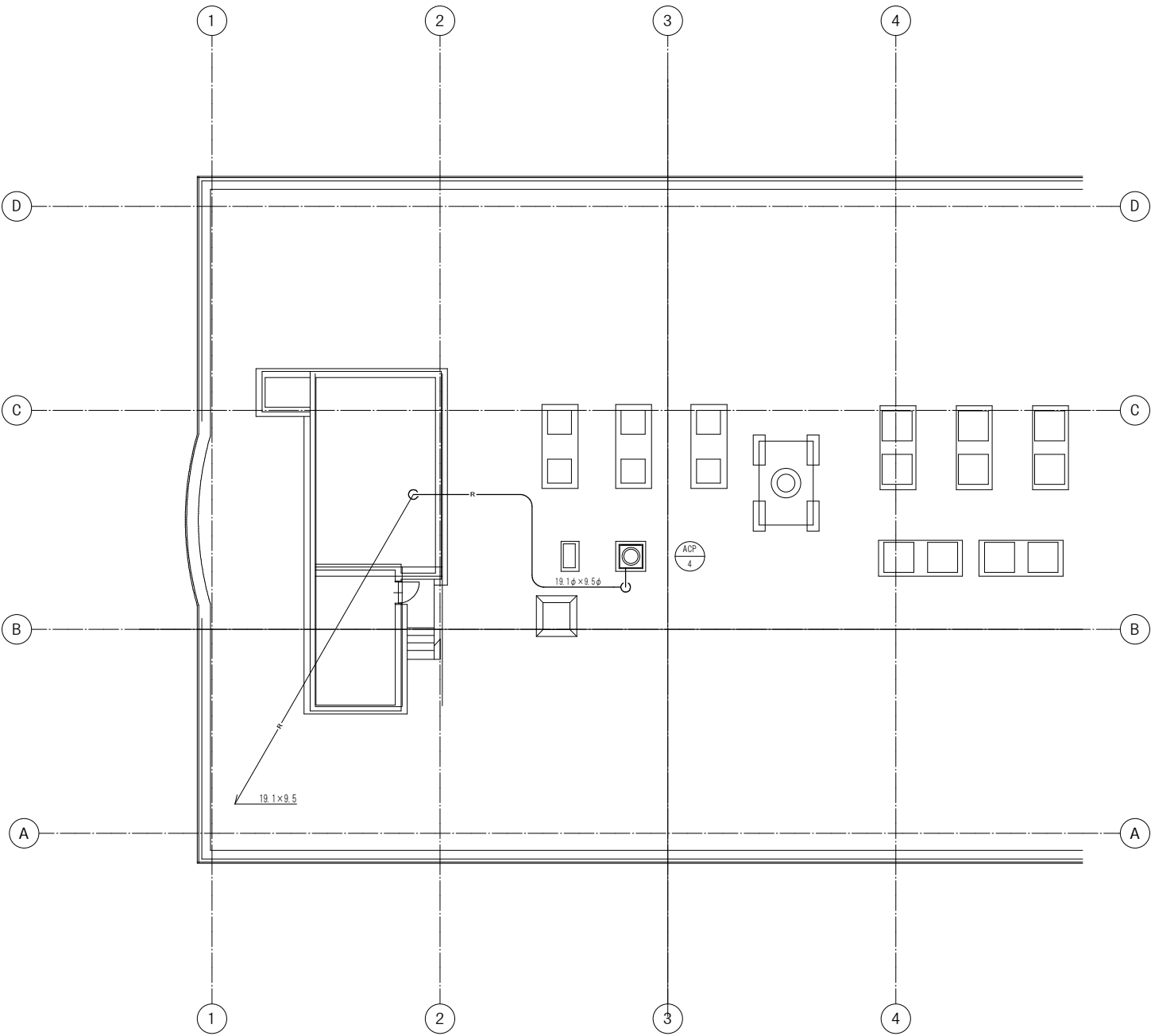
	撤去器具	
器具名	VS 300×300	
風 量	EA	
ボックス	400×400×300H	
	(保温なし)	×4

記 号	名 称	能 力 (KW)		電 動 機 (KW)		電 源	備 考
		冷 房 能 力	暖 房 能 力	F A N	圧 縮 機		
ACP-4	マルチエアコン室外機	14.0	16.0	0.2	3.75	3φ200V	R22 8.0 kg
ACP-4-1	マルチエアコン室内機 (カセット)	3.6	4.0	0.1	-	1φ200V	

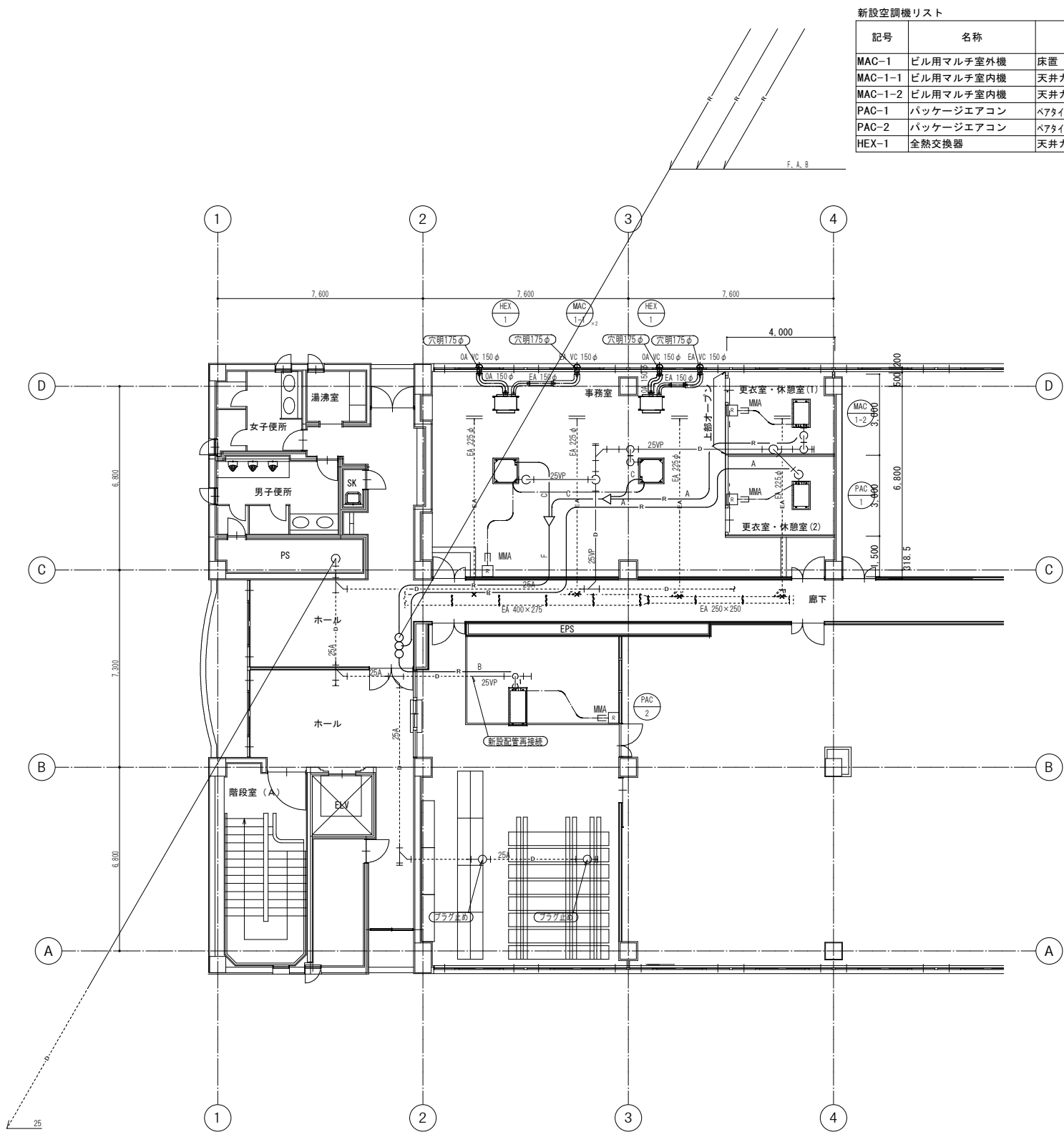


撤去機器リスト

記 号	名 称	能 力 （KW）		電 動 機 （KW）		電 源	備 考
		冷 房 能 力	暖 房 能 力	F A N	圧 縮 機		
ACP-4	マルチエアコン室外機	14.0	16.0	0.2	3.75	3φ200V	R22 8.0kg
ACP-4-1	マルチエアコン室内機（カセット）	3.6	4.0	0.1	-	1φ200V	



実線部分の配管・ダクトを撤去とする。
破線部配管は既存残置とする。
撤去端部は図示の通り処理する事とする。



新設空調機リスト

記号	名称	形状	台数	空調能力 (KW)		換気量		電気容量 (KW)		電源種別	付属品	備考
				冷房	暖房	m3/h	機外静圧 (Pa)	FAN	圧縮機			
MAC-1	ビル用マルチ室外機	床置 (防振架台)	1	22.4	25.0	-	-	0.2×2	5.56	3φ200	防振架台、分岐管、高調波対策機器	屋上
MAC-1-1	ビル用マルチ室内機	天井カセット4方向	2	9.0	10.0	-	-	0.13	-	1φ200	標準パネル、リモコン、ドレンポンプ、防振吊金具	事務室
MAC-1-2	ビル用マルチ室内機	天井カセット2方向	1	2.8	3.2	-	-	0.06	-	1φ200	標準パネル、リモコン、ドレンポンプ、防振吊金具	更衣室1
PAC-1	パッケージエアコン	ベアタイプ 天井カセット2方向	1	3.6	4.0	-	-	0.06+0.043	0.56	3φ200	標準パネル、リモコン、ドレンポンプ、防振吊金具	更衣室2
PAC-2	パッケージエアコン	ベアタイプ 天井カセット2方向	1	5.6	6.3	-	-	0.094+0.071	1.24	3φ200	標準パネル、リモコン、ドレンポンプ、防振吊金具	書架前室
HEX-1	全熱交換器	天井カセット	2	-	-	250	80	0.127	-	1φ200	標準パネル、防振吊金具	事務室

記号	冷媒サイズ
(A)	9.5φ×6.4φ
(B)	12.7φ×6.4φ
(C)	15.9φ×9.5φ
(D)	19.1φ×9.5φ
(E)	22.2φ×9.5φ
(F)	22.2φ×12.7φ

※MAC-1系統冷媒管はEM-CDEE51.25sq-20共巻きとする。
※PAC系統冷媒管はEM-EEF1.6mm-30共巻きとする。

配線リスト		
	EM-CEE1.25-20	リモコン配線・天井カセット・天井カセット設置用配線とする

※全熱交換器スイッチは電気設備で支給とし配線、配管は電気設備工事。

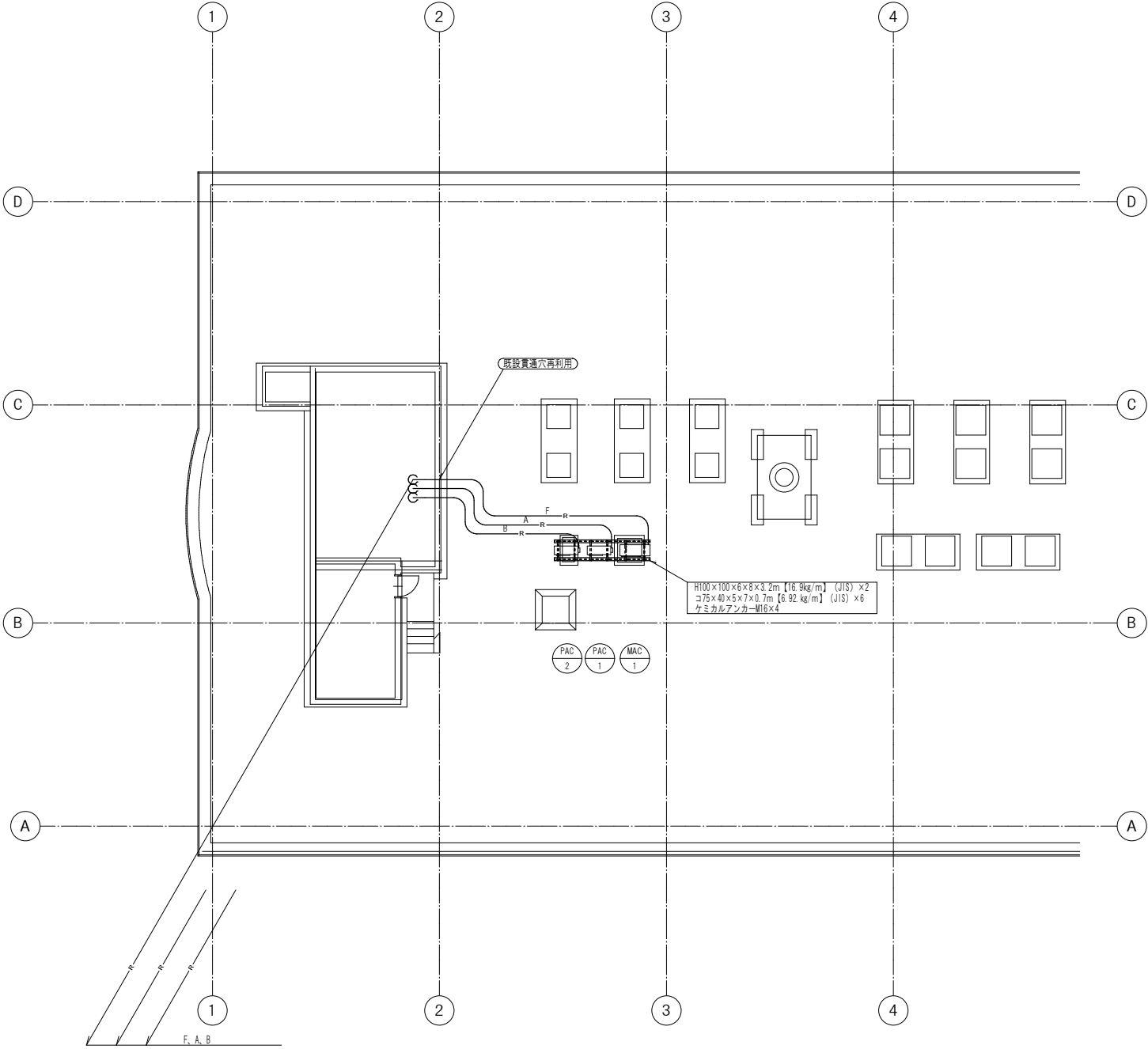
実線部分の配管・ダクトを新設とする。
破線部配管は既存部分とする。
ダクト貫通孔削孔については鉄筋探査を実施し極力、鉄筋を切断しない事とする。

新設空調機リスト

記号	名称	形状	台数	空調能力 (KW)		換気量		電気容量 (KW)		電源種別	付属品	備考
				冷房	暖房	m3/ h	機外静圧 (Pa)	FAN	圧縮機			
MAC-1	ビル用マルチ室外機	床置 (防振架台)	1	22.4	25.0	-	-	0.2×2	5.56	3φ200	防振架台、分岐管、高調波対策機器	屋上
MAC-1-1	ビル用マルチ室内機	天井カセット4方向	2	9.0	10.0	-	-	0.13	-	1φ200	標準パネル、リモコン、ドレンポンプ、防振吊金具	事務室
MAC-1-2	ビル用マルチ室内機	天井カセット2方向	1	2.8	3.2	-	-	0.06	-	1φ200	標準パネル、リモコン、ドレンポンプ、防振吊金具	更衣室1
PAC-1	パッケージエアコン	ベアタイプ 天井カセット2方向	1	3.6	4.0	-	-	0.06+0.043	0.56	3φ200	標準パネル、リモコン、ドレンポンプ、防振吊金具	更衣室2
PAC-2	パッケージエアコン	ベアタイプ 天井カセット2方向	1	5.6	6.3	-	-	0.094+0.071	1.24	3φ200	標準パネル、リモコン、ドレンポンプ、防振吊金具	書架前室
HEX-1	全熱交換器	天井カセット	2	-	-	250	80	0.127	-	1φ200	標準パネル、防振吊金具	事務室

記号	冷媒サイズ
(A)	9.5φ×6.4φ
(B)	12.7φ×6.4φ
(C)	15.9φ×9.5φ
(D)	19.1φ×9.5φ
(E)	22.2φ×9.5φ
(F)	22.2φ×12.7φ

※MAC-1系統冷媒管はEM-CES1.25sq-20共巻きとする。
※PAC系統冷媒管はEM-EEF1.6mm-3C共巻きとする。



実線部分の配管を新設とする。
屋外露出の冷媒管はSUSラッキングとする。